

付 錄

目 次

付 錄

1. 業種別の算定事例.....	1
1.1 セメント製造事業者.....	2
1.2 電気事業者（火力発電所）	18
1.3 オフィス等電気及び熱利用中心の事業者（小売業）	25
1.4 冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者（食料品小売業等）	32
1.5 貨物輸送事業者.....	41
1.6 廃棄物処理事業者（焼却施設）	52
1.7 農業事業者（耕種農家・畜産農家）	68
1.8 荷主.....	79
2. 日本標準産業分類一覧.....	83
3. チェックシート	124

1. 業種別の算定事例

主な業種別に対象の判定や報告する排出量の算定を行う事例をサンプルとして示します。

- 1.1 セメント製造事業者
- 1.2 電気事業者（火力発電所）
- 1.3 オフィス等電気及び熱利用中心の事業者（小売業）
- 1.4 冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者（食料品小売業等）
- 1.5 貨物輸送事業者
- 1.6 廃棄物処理事業者（焼却施設）
- 1.7 農業事業者（耕種農家・畜産農家）
- 1.8 荷主

※活動別の排出量、温室効果ガス別の排出量の数値を算定する際には、それぞれ端数処理や有効数字の処理をせずに計算します。ただし、以下の事例中の排出量算定の途中の計算式では、表記以上の桁数があるという前提で計算しているため、表記上は四則演算の結果が合わない部分があります。

1.1 セメント製造事業者

セメント製造事業者において本制度の下で算定対象となり得る範囲としては、鉱業所・セメント製造事業所、輸送のためのトラックなどがありますが、ここではセメント製造事業者にとって主となる活動である製造事業所を1箇所のみ有する事業者を想定します。

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは次のような事業所を想定します。クリンカ一生産量は年間 120 万 t で、燃焼設備としては、セメント焼成炉、セメント原料乾燥炉及び自家発電設備を保有しています。セメント製造の使用電力の大部分を自家発電で賄い、一部電力を外部へ販売し、廃棄物・副産物をセメント焼成炉、自家発電設備（常圧流動床ボイラ）で原燃料として使用しています。

具体的には、下表のような原料やエネルギーを使用しているものと想定します。下表に示されていない燃料、廃棄物、副産物も対象となり得ますので、それらを使用している事業者は「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号。以下「算定省令」といいます。）に従って算定してください。

クリンカ一生産量		120 万 t	
原料使用量	天然資源	石灰石	130 万 t
		粘土	6 万 t
		珪石	10 万 t
	廃棄物・副産物	非鉄鉱さい	2 万 t
		製鋼スラグ	1 万 t
		高炉スラグ（水砕）	5 万 t
		石炭灰（燃え殻）	10 万 t
		石炭灰（ばいじん類）	10 万 t
		汚泥	2 万 t
		下水汚泥	4 万 t
エネルギー使用量	化石燃料	輸入一般炭	24 万 t
		石油コークス	2 万 t
		A 重油	1,000 kl
		C 重油	2,500 kl
		購入電気の使用	1 万 MWh
	廃棄物・副産物	廃タイヤ	1.05 万 t
		廃プラスチック類	1 万 t
		廃油	1 万 t
		木材チップ（有償）	2,000 t
		木くず	1.3 万 t
		肉骨粉	1 万 t

エネルギー使用量（内訳）

エネルギー等の種類		使用量			
		合計	セメント 焼成炉	セメント 原料乾燥炉	自家発電
化石燃料	輸入一般炭	24万t	130,000 t	10,000 t	100,000 t
	石油コークス	2万t	20,000 t		
	A重油	1,000 kl			1,000 kl
	C重油	2,500 kl	2,000 kl	500 kl	
	購入電気の使用	1万MWh			10,000 MWh
廃棄物・ 副産物	廃タイヤ	1.05万t	10,000 t		500 t
	廃プラスチック類	1万t	10,000 t		
	廃油	1万t	10,000 t		
	木材チップ（有償）	2,000 t			2,000 t
	木くず	1.3万t	10,000 t		3,000 t
	肉骨粉	1万t	10,000 t		

※ 廃プラスチック類は、合成繊維及び廃タイヤを除く産業廃棄物であるものとします。また、廃油は植物性のもの又は動物性のものではないとします。

自家発電実績

総発電量	発電所内使用電力量	工場内使用電力量	売電量
384,000MWh	34,000 MWh	120,000 MWh	230,000 MWh

このセメント製造事業所における排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴うCO₂の排出はここでは取り上げていません。

排出源		温室効果ガス	備考
セメント工場	セメント製造プロセス	非エネルギー起源 CO ₂	
	燃料の使用（廃棄物の原燃料としての使用を含む）	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法 ¹ 対象
		CH ₄	
		N ₂ O	

※ 「廃棄物の原(燃)料としての使用」の「原(燃)料」は、例えば廃タイヤに含まれる鉄を原料として使用すると同時にエネルギー回収を行う場合等が該当し、純粋な原料代替は含みません。

※ 上記の表では工場のみを対象としていますが、サイト内に存在する本社ビル等の施設からの排出も算定・報告の対象となります。

¹ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）を指す。以下同じ。

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準に沿って報告対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）	(省エネ法定期報告書)	省エネ法対象
	購入電気の使用		
非エネルギー起源 CO ₂	セメント製造プロセス	第1表④ 別紙第1表③	
CH ₄	燃料の使用（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）	第1表⑥ 別紙第1表⑤	
N ₂ O	燃料の使用（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）	第1表⑦ 別紙第1表⑥	

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) 非エネルギー起源 CO₂

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

非エネルギー起源 CO₂排出量合計で 3,000 t 以上

ここでは、セメントの中間製品であるセメントクリンカーを製造する際に、原料として使用される石灰石からの CO₂排出（セメント製造プロセス）が対象となります。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{セメントクリンカー製造量} \times \text{単位製造量当たりの排出量}$$

（算定・報告マニュアル第II編（II-74 ページ）参照）

判定は、算定省令で定められた排出係数の値を使って計算します。排出量は以下のとおりとなります。

セメントクリンカー製造量	排出係数	排出量 (tCO ₂)
120 万 t	0.515 tCO ₂ /t	618,000

したがって、非エネルギー起源 CO₂ 排出量の合計は **618,000 tCO₂** となり、3,000 tCO₂ 以上であるため、**非エネルギー起源 CO₂** は報告対象となります。

(3) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄ 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

本事業所の場合、セメント焼成炉、セメント原料乾燥炉、自家発電設備において燃料（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）を使用する際に CH₄ の排出がありますので、これらによる CH₄ 排出量を算定します。

<CH₄ : セメント焼成炉>

セメント焼成炉における燃料使用による CH₄ 排出は、化石燃料について排出係数が定められていますので、焼成炉に投入する各燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄ 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-109 ページ) 参照)

本事業所の場合、化石燃料は輸入一般炭と石油コークス、C 重油を使用していますので、各燃料の排出量を計算します。算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
輸入一般炭	13 万 t	26.1 GJ/t	0.0000015	5.0895
石油コークス	2 万 t	34.1 GJ/t	0.0000015	1.023
C 重油	2,000 kl	41.8 GJ/kl	0.0000015	0.1254
合計				6.2379

<CH₄ : セメント原料乾燥炉>

セメント原料乾燥炉における燃料使用による CH₄排出も算定対象となります。乾燥炉に投入される各燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-109 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
輸入一般炭	1 万 t	26.1 GJ/t	0.0000029	7.569
C 重油	500 kL	41.8 GJ/kL	0.0000029	0.6061
合計				8.1751

<CH₄ : 自家発電設備>

自家発電設備(常圧流動床ボイラー)における燃料使用による CH₄排出も算定対象となります。投入される各燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-109 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。なお、CH₄に関しては売電分の排出量の控除は行いません。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
輸入一般炭	10 万 t	26.1 GJ/t	0.00000013	0.3393
A 重油	1,000 kL	38.9 GJ/kL	0.00000026	0.010114
廃タイヤ	500 t	33.2 GJ/t	0.00000013	0.002158
木材チップ (有償)	2,000 t	13.2 GJ/t	0.00000020	0.00528
木くず	3,000 t	17.1 GJ/t	0.00000020	0.01026
合計				0.367112

したがって、CH₄排出量の合計は、6.2379 tCH₄+8.1751 tCH₄+0.367112 tCH₄=14.780112 tCH₄となります。CH₄の地球温暖化係数(28)を用いてCO₂換算すると413.843136 tCO₂であり、3,000 tCO₂未満のため、CH₄排出量は報告対象となりません。

(4) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O排出量合計でCO₂換算3,000 t(約11.4 tN₂O)以上

本事業所の場合、セメント焼成炉やセメント原料乾燥炉、自家発電設備において燃料(廃棄物の原燃料としての使用を含む。)を使用する際にN₂Oの排出がありますので、これらによるN₂O排出量を算定します。

<N₂O:セメント焼成炉>

セメント焼成炉における燃料使用によるN₂O排出は、その他工業炉における使用として各燃料の排出係数が定められています(その他工業炉における廃油及び肉骨粉の使用は算定対象外)。焼成炉に投入する燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じてN₂O排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第II編(II-169ページ)参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数(tN ₂ O/GJ)	N ₂ O排出量(tN ₂ O)
輸入一般炭	13万t	26.1 GJ/t	0.0000011	3.7323
石油コークス	2万t	34.1 GJ/t	0.0000011	0.7502
C重油	2,000 kl	41.8 GJ/kl	0.0000018	0.15048
廃タイヤ	1万t	33.2 GJ/t	0.0000011	0.3652
廃プラスチック類	1万t	29.3 GJ/t	0.0000011	0.3223
合計				5.32048

<N₂O:セメント原料乾燥炉>

セメント原料乾燥炉における燃料使用によるN₂O排出も、その他工業炉における使用として各燃料の排出係数が定められています。乾燥炉に投入する燃料の量を把握し、熱量換算した後、排

出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-169 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
輸入一般炭	1 万 t	26.1 GJ/t	0.0000011	0.2871
C 重油	500 kl	41.8 GJ/kl	0.0000018	0.03762
合計				0.32472

< N₂O : 自家発電設備 >

自家発電設備（常圧流動床ボイラー）における燃料使用による N₂O 排出も算定対象となります（常圧流動床ボイラーにおける A 重油及び廃タイヤの使用は算定対象外です。）。投入される各燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-169 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。
なお、N₂O に関しては売電分の排出量の控除は行いません。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
輸入一般炭	10 万 t	26.1 GJ/t	0.000054	140.94
木材チップ (有償)	2,000 t	13.2 GJ/t	0.00000087	0.022968
木くず	3,000 t	17.1 GJ/t	0.00000087	0.044631
合計				141.007599

したがって、N₂O 排出量の合計は、5.32048 tN₂O + 0.32472 tN₂O + 141.007599 tN₂O = 146.652799 tN₂O となります。N₂O の地球温暖化係数 (265) を用いて CO₂ 換算すると 38,862.991735 tCO₂ であり、3,000 tCO₂ 以上であるため、N₂O 排出量は報告対象となります。

(5) その他

本事業所においては、HFC、PFC、SF₆、NF₃の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

なお、事業所内の暖房・構内物流等に燃料を使用している場合も算定対象となりますので、実態に応じて算定してください。

3) 報告する排出量の算定

2)で報告対象となった以下のガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法定期報告書に記載)	省エネ法対象
	購入電気の使用		
非エネルギー起源 CO ₂	セメント製造プロセス	第1表④ 別紙第1表③	
N ₂ O	燃料の使用	第1表⑦ 別紙第1表⑥	

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂の算定は、セメント製造及び自家発電における燃料の使用に伴う排出、購入した電気の使用に伴う排出が対象となるため、それぞれ算定し、合計します。なお、特定排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）を区分して報告します。

<セメント製造における燃料使用>

事業者全体の燃料使用量を燃料種別に集計し、単位量当たりの発熱量、炭素排出係数（単位発熱量当たりの炭素排出量）及び 44/12（炭素量を二酸化炭素量へ変換する係数）を乗じることにより求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

（算定・報告マニュアル第II編（II-33 ページ）参照）

ここでは、単位発熱量、排出係数とともに算定省令で定められた値を使用した場合を想定して算定します。また、発熱量実測値、燃料供給者から提供された排出係数を使うこともできます。なお、木くず、肉骨粉も燃料として利用されていますが、これらはバイオマス起源であり、ここでは算定対象外となります。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
輸入一般炭	14万t	26.1 GJ/t	0.0243	325,571.4
石油コークス	2万t	34.1 GJ/t	0.0245	61,266.3333
C重油	2,500 kL	41.8 GJ/kL	0.0202	7,739.9666
廃タイヤ	1万t	33.2 GJ/t	0.0135	16,434.0
廃プラスチック類 (産業廃棄物)	1万t	29.3 GJ/t	0.0239	25,676.5666
廃油	1万t	40.2 GJ/kL	0.0179	26,384.6
合計				463,072.8666

注) 単位発熱量及び炭素排出係数は、算定省令第2条第4項及び別表第1参照

<自家発電用燃料の使用に伴う排出>

総排出量の計算

自家発電設備に投入される燃料の使用に伴うCO₂排出量を計算します。本事業所は自家発電の一部を売電していますが、主たる事業が電気事業ではないため、他者への供給分を報告する必要はありません。

単位発熱量、排出係数ともに算定省令で定められた値を使用した場合を想定し、算定します。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
輸入一般炭	10万t	26.1 GJ/t	0.0243	232,551.0
A重油	1,000 kL	38.9 GJ/kL	0.0193	2,752.8233
廃タイヤ	500 t	33.2 GJ/t	0.0135	821.7
合計				236,125.5233

売電量相当排出量の控除

次に、売電量相当のCO₂排出量を控除します。計算は下記のとおりです。

控除すべきCO₂排出量=自家発電による電気販売量×自家発電における排出係数
(算定・報告マニュアル第II編(II-53ページ)参照)

なお、廃棄物の原燃料使用により発生させた電気を他人に供給した場合は、それに相当するエネルギー起源CO₂排出量を控除することはできません。よって、以下の計算においては、廃タイヤ分の排出量は含みません。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
輸入一般炭	10 万 t	26.1 GJ/t	0.0243	232,551.0
A 重油	1,000 kL	38.9 GJ/kL	0.0193	2,752.8233
合計				235,303.8233

自家発電における排出係数

$$= 235,303.823 \cdots \text{tCO}_2 \div 384,000 \text{ MWh} = 0.61277 \text{ tCO}_2/\text{MWh}$$

控除すべき CO₂排出量

$$= 230,000 \text{ MWh} \times 0.61277 \text{ tCO}_2/\text{MWh} = 140,937.185 \cdots \text{tCO}_2$$

したがって、自家発電量燃料の使用に伴う排出量は、

$$236,125.5233 \cdots \text{tCO}_2 - 140,937.185 \cdots \text{tCO}_2 = \mathbf{95,188.337 \cdots \text{tCO}_2} \text{ となります。}$$

<購入した電気の使用に伴う排出>

まず、事業者全体の購入電気量を、供給を受けている電気事業者別に集計します。次に、供給を受けている電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を、本制度ホームページに掲載されている「電気事業者別排出係数一覧」から取得し、電気使用量に乘じます。このとき、供給を受けている電気事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用して算定を行います。

排出源	電気使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ^{※1}	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
購入電気の使用	1 万 MWh	0.000405 (基礎排出係数 メニューC)	4,050
		0.000300 (調整後排出係数 メニューC) ^{※2}	3,000

※1 上表における基礎排出係数、調整後排出係数の数値は仮定の値です。

※2 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

次に、特定排出者単位の報告においては、以下の証書等を、上記で算出した排出量から控除又は加算します。

- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力・熱証書由来）
- J-クレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）のうち再エネ電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象です。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできません。上限規定等の算定における注意点は、「算定・報告マニュアル第Ⅱ編」の「3.1.3 他人から供給された電気の使用」、「3.1.4 他人から供給された熱の使用」をご参照ください。

ここでは、以下の証書等を用いると仮定します。

- ・非化石証書に係る電力の量：0.5 万 MWh

グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量：500 tCO₂

- ・再エネ電力由来 J－クレジット：800 tCO₂

- ・他者へ移転した量：0 tCO₂

非化石電源二酸化炭素削減相当量は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を用いて算定します。ここでは、全国平均係数 0.000438 tCO₂/kWh、補正率 1.02 と仮定します。

非化石電源二酸化炭素削減相当量

=非化石証書に係る電力の量×全国平均係数×補正率（小数点以下切り捨て）

$$=0.5 \text{ 万 MWh} \times 0.000438 \text{ tCO}_2/\text{kWh} \times 1.02 = 2,233 \text{ tCO}_2$$

証書等による排出量の控除量

=グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量+再エネ電力

由来 J－クレジット+非化石電源二酸化炭素削減相当量

$$=500 \text{ tCO}_2 + 800 \text{ tCO}_2 + 2,233 \text{ tCO}_2 = 3,533 \text{ tCO}_2$$

購入した電気の使用に伴う排出量

$$4,050 \text{ tCO}_2 - 3,533 \text{ tCO}_2 = 517 \text{ tCO}_2$$

以上より、エネルギー起源 CO₂ 排出量は下表のとおりとなります。

温室効果ガス	排出源			排出量 (tCO ₂)	
エネルギー 起源 CO ₂	燃料の使用	セメント製造	化石燃料使用	394,577.69999	
			廃棄物の原燃料使用	68,495.16666	
		自家発電	化石燃料使用	94,366.63748	
			廃棄物の原燃料使用	821.7	
	購入電気の使用 (証書等控除前)			4,050	
	購入電気の使用 (証書等控除後)			517	
	(①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ (②を除く。))			488,944.33747	
②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂				69,316.86666	
③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂				517	
(特定事業所の場合) ①エネルギー起源 CO ₂ (②を除く。))				492,994.33747	

エネルギー起源 CO₂は、特定排出者単位の報告においては、以下のとおり①～③に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ (②を除く。) : **488,944 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : **69,316 tCO₂**

③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : **517 tCO₂**

一方、特定事業所単位の報告においては、以下のとおり①②に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①エネルギー起源 CO₂ (②を除く。) : **492,994 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : **69,316 tCO₂**

(2) 非エネルギー起源 CO₂

非エネルギー起源 CO₂は、セメント製造プロセス由来の排出があります。

セメントの製造においては、原料である石灰石を焼成することにより発生する CO₂が非エネルギー起源 CO₂の算定対象となるため、これを算定します。

排出量=セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-74 ページ) 参照)

算定省令で定められた値の排出係数は 0.515 tCO₂/t です。

算定省令で定められた排出係数 0.515 tCO₂/t は、(一社) セメント協会が提供したデータに基づいて廃棄物等由来の酸化カルシウム (CaO)、酸化マグネシウム (MgO) を控除して設定されてい

ます。下記 CaO 及び MgO の含有率を実測できる場合には、上記排出係数を適用せず、独自に排出係数を設定することも可能です。具体的な計算方法は以下のとおりです。

排出係数 (tCO₂/t)

$$=0.785 \times (\text{クリンカー中 CaO 含有率}(\%) - \text{クリンカー中廃棄物等由来 CaO 含有率}(\%)) \\ + 1.092 \times (\text{クリンカー中 MgO 含有率}(\%) - \text{クリンカー中廃棄物等由来 MgO 含有率}(\%))$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-74 ページ) 参照)

ここでは、実測した結果、廃棄物等由来分を控除したセメントクリンカー中の CaO 含有率は 65%、MgO 含有率は 1.5% であったと仮定します。この場合、排出係数は以下のとおりとなります。

	CaO・MgO の 排出係数	セメントクリンカー中の 含有率	セメントクリンカー中の含有率を考慮した排出係数
酸化カルシウム (CaO)	0.785 CO ₂ /CaO	65%	0.51025 t-CO ₂ /t
酸化マグネシウム (MgO)	1.092 CO ₂ /MgO	1.5%	0.01638 t-CO ₂ /t
合計			0.52663 t-CO ₂ /t

上記の排出係数を用いて、セメント製造プロセス由来の非エネルギーCO₂排出量を計算します。なおここではセメントキルンダスト (CKD) は全量回収されているという前提で、CKD 補正係数は 1.00 と想定します。

排出源	セメントクリンカーリング量	排出係数	CKD 補正係数	CO ₂ 排出量
セメント製造 プロセス	120 万 t	0.52663 tCO ₂ /t	1.00	631,956 tCO ₂

したがって、報告する非エネルギー起源 CO₂排出量は、**631,956 tCO₂** となります。

(3) N₂O

セメント焼成炉やセメント原料乾燥炉、自家発電設備で使用される燃料を利用する際の N₂O の排出が対象となります。ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定しているので、計算方法等は 2) (4)に基づき計算し、報告する N₂O 排出量は小数点以下を切り捨て、**38,862 tCO₂** となります。

(4) 調整後温室効果ガス排出量

(1)～(3)で算定した各温室効果ガスの排出量から、調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量が 95,000 tCO₂（この数値には、「(1)エネルギー起源 CO₂ <購入した電気の使用に伴う排出>」で算定した 500 tCO₂相当のグリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量、800 tCO₂相当の再エネ電力由来 J-クレジットが含まれています。）、非化石電源二酸化炭素削減相当量が 2,233 tCO₂、無効化をした海外認証排出削減量及び自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量がいずれも 0 tCO₂であると仮定します。

調整後温室効果ガス排出量

= エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
+ 非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
+ CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
- 排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
+ 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（II-278 ページ）参照）

項目			排出量(tCO ₂)	参照ページ	
エネルギー 起源 CO ₂	燃料の使用	セメント製造	394,577.69999	13	
		自家発電	94,366.63748	13	
	購入電気の使用		3,000	11	
非エネルギー 起源 CO ₂	セメント製造プロセス		631,956	14	
N ₂ O	燃料の使用	セメント製造	1,495.978	8	
		自家発電	37,367.01373	8	
国内認証排出削減量等			▲97,233	15	
調整後温室効果ガス排出量			1,065,530.32921		

小数点以下を切り捨てる場合、調整後温室効果ガス排出量は 1,065,530 tCO₂ となります。

4) 排出量の報告

セメント製造業者の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に省エネ法定期報告書及び温対法様式第1を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等及びエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量が3,000tCO₂以上）に該当しています。このため、省エネ法定期報告書において事業者全体の排出量等を記載する「特定－第12表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第10表」にも記載します。また、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについては、温対法様式第1において事業者全体の排出量等を記載する「第1表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第1表」にも記載します。

省エネ法定期報告書及び温対法様式第1での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

488,944 tCO₂

廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素

69,316 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

517 tCO₂

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

1,065,530 tCO₂

指定－第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

492,994 tCO₂

廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素

69,316 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定－第 12 表

4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

6 の 1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報

6 の 3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

6 の 6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

指定－第 10 表

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

【温対法様式第 1】

第 1 表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

④ 非エネルギー起源 CO₂ (⑤を除く。)

631,956 tCO₂

⑦N₂O

38,862 tCO₂

※調整後温室効果ガス排出量については、省エネ法定期報告書特定－第 12 表 3 に記載しているため、温対法様式第 1 第 2 表への記載は不要です。

別紙第 1 表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

③ 非エネルギー起源 CO₂ (④を除く。)

631,956 tCO₂

⑥N₂O

38,862 tCO₂

1.2 電気事業者（火力発電所）

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、以下のような火力発電所（省エネ法における第一種エネルギー管理指定工場等に該当）を有する電気事業者（省エネ法における特定事業者）を想定します。なお、当該事業者の事業所はこの発電所のみであると想定します。

設備容量	100 万 kW	
発電端熱効率	42 %	
所内率	5 %	
稼働率	75 %	
発電電力量	6,570,120 千 kWh (うち 328,506 千 kWh が所内消費)	
燃料使用量	輸入一般炭	2,155,405 t
	軽油	1,559 kl
燃焼方式	微粉炭燃焼	

このため、排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源（施設及び活動種類）	温室効果ガス	備考
発電所	燃料の使用	エネルギー起源 CO ₂ 省エネ法対象
	燃料の使用	CH ₄
	燃料の使用	N ₂ O

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法定期報告書に記載)	省エネ法対象
CH ₄	燃料の使用	第1表⑥、別紙第1表⑤	
N ₂ O	燃料の使用	第1表⑦、別紙第1表⑥	

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄排出量合計で CO₂換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

本事業者の場合、ボイラーにおける燃料の使用によって CH₄が排出されますので、この CH₄排出量を算定します。

算定方法は以下のとおりです。炉種はボイラーが該当します。

排出量 = (炉種・燃料種ごとに) 燃料使用量 × 単位発熱量 × 排出係数
(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-109 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
輸入一般炭	2,155,405 t	26.1 GJ/t	0.00000013	7.31328
軽油	1,559 kl	38.0 GJ/kl	0.00000026	0.01540
合計				7.32869

したがって、CH₄排出量の合計は、7.328…tCH₄となります。さらに CH₄の地球温暖化係数(28)を用いて CO₂換算すると 205.203…tCO₂であり、3,000 tCO₂未満のため、CH₄排出量は報告対象となりません。

(3) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂換算 3,000 t (約 11.4 tN₂O) 以上

本事業者の場合、燃焼方式は微粉炭燃焼であるため、流動床以外のボイラーにおける燃料の使用によって N₂O が排出されますので、この N₂O 排出量を算定します。

算定方法は以下のとおりです。炉種は流動床以外のボイラーが該当します。

排出量 = (炉種・燃料種ごとに) 燃料使用量 × 単位発熱量 × 排出係数

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-169 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
輸入一般炭	2,155,405 t	26.1 GJ/t	0.00000085	47.81765
軽油	1,559 kl	38.0 GJ/kl	0.00000019	0.01125
合計				47.82891

したがって、N₂O 排出量の合計は、47.828… tN₂O となります。さらに、N₂O の地球温暖化係数 (265) を用いて CO₂換算すると 12,674.66… tCO₂ となり、3,000 tCO₂ 以上であるため、N₂O 排出量は報告対象となります。

(4) その他

本事業所においては、HFC、PFC、SF₆、NF₃ の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
N ₂ O	燃料の使用	第1表⑦、別紙第1表⑥	

(1) エネルギー起源 CO₂

算定省令では、事業所が電気事業の用に供する発電所である場合、所内における燃料の使用に伴う排出量から外販分の排出量を控除した量（いわゆる配分後排出量）の他、外販分を控除する

前の排出量（いわゆる配分前排出量）も算定することとしています。

外販分の控除にはその発電所の電気の排出係数が必要であるため、ここではまず配分前排出量を先に算定します。

<燃料の使用に伴う排出（配分前排出量）>

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-33 ページ) 参照)

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
輸入一般炭	2,155,405 t	26.1 GJ/t	0.0243	5,012,415.88155
A 重油	1,559 kl	38.0 GJ/kl	0.0188	4,083.74853
合計				5,016,499.63008

<燃料の使用に伴う排出（配分後排出量）>

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{配分前排出量} - \text{外販電力量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-33 ページ) 参照)

排出係数は、電気供給者ごとに定められていますが、ここでは当該事業所の排出係数が算定可能であるため、実測による排出係数を用いて算定します。

$$\text{排出係数} = 5,016,499.630 \cdots \text{tCO}_2 \div 6,570,120,000 \text{ kWh} = 0.00076353 \cdots \text{tCO}_2/\text{kWh}$$

	外販電力量 (kWh)	排出係数 (tCO ₂ /kWh)	CO ₂ 控除量 (tCO ₂)
外販電力	6,241,614,000	0.00076353	4,765,674.64857

よって、配分後排出量 = 5,016,499.630 ⋯ − 4,765,674.648 ⋯ = 250,824.981 ⋯ tCO₂ となり、小数点以下を切り捨てるときり捨てると、配分後排出量は **250,824 tCO₂** となります。

(2) N₂O

ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定しているので、計算方法等は 2) (3)に基づき計算し、報告する N₂O 排出量は小数点以下を切り捨てて、**12,674 tCO₂** となります。

(3) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計量から、自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量を差し引いた量が 0 tCO₂ であった（いずれも無かった）と想定します。

調整後温室効果ガス排出量

- = エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- + 非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- + CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
- 排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- + 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他人へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（II-278 ページ）参照）

項目		排出量(tCO ₂)	参照ページ
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	250,824.98150	21
N ₂ O	燃料の使用	12,674.66271	21
国内認証排出削減量等		0	22
調整後温室効果ガス排出量		263,499.64421	

小数点以下を切り捨てるところ、調整後温室効果ガス排出量は **263,499 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

電気事業者の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に省エネ法の定期報告書及び温対法様式第1を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等及びエネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスが 3,000tCO₂ 以上）に該当しています。このため、省エネ法定期報告書において事業者全体の排出量等を記載する「特定－第12表」

に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第10表」にも記載します。また、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについては、温対法様式第1において事業者全体の排出量等を記載する「第1表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第1表」にも記載します。

省エネ法定期報告書及び温対法の報告様式「温室効果ガス算定排出量の報告書」での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

250,824 tCO₂

- 2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

5,016,499 tCO₂

- 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

263,499 tCO₂

指定－第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

250,824 tCO₂

- 2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

5,016,499 tCO₂

【温対法様式第1】

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

- ⑦ N₂O

12,674 tCO₂

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

⑥ N₂O

12,674 tCO₂

1.3 オフィス等電気及び熱利用中心の事業者（小売業）

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、オフィス等電気及び熱利用が中心の事業者として、以下の小売店舗（省エネ法における第二種エネルギー管理指定工場等に該当）を有する事業者（省エネ法における特定事業者に該当）を想定します。なお、当該事業者の事業所はこの店舗のみであり、A 重油をボイラー（流動床式ではない）で使用していると想定します。

延床面積		48,516 m ² (大規模小売店舗に該当)
エネルギー消費量	電気	13,000,000 kWh
	A 重油	1,078 kl

このため、排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源 (場所及び活動種類)		温室効果ガス	備考
小売 店舗	燃料の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
	購入電気の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
	燃料の使用	CH ₄	
	燃料の使用	N ₂ O	

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
	購入電気の使用		
CH ₄	燃料の使用	第1表⑥、別紙第1表⑤	
N ₂ O	燃料の使用	第1表⑦、別紙第1表⑥	

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネ

ルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄ 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

CH₄ の排出源はボイラーにおける A 重油の燃焼のみであるため、それによる CH₄ 排出量を算定します。ボイラーにおける A 重油の燃焼による排出量の算定式は次のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種類ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-109 ページ) 参照)

流動床以外のボイラーにおける CH₄ 排出は、液体化石燃料、気体化石燃料、固体化石燃料及びその他の燃料の種類について、それぞれについて排出係数が定められています。よって、ボイラーに投入する当該燃料の量を把握し、それぞれの量に排出係数を乗じて CH₄ 排出量を求めます。さらに、CH₄ の地球温暖化係数 (28) を乗じて CO₂ 換算します。

燃料種	使用量	発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量	
				(tCH ₄)	(tCO ₂)
A 重油	1,078 kl	38.9 GJ/kl	0.00000026	0.010902	0.305280

CO₂ 換算 3,000 tCO₂ 以下であるため、CH₄ は報告対象外となります。

(3) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 11.4 tN₂O) 以上

本事業者の場合、流動床以外のボイラーにおける燃料 (A 重油) の使用によって N₂O が排出されますので、この N₂O 排出量を算定します。

算定方法は以下のとおりです。炉種は流動床以外のボイラーが該当します。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-169 ページ) 参照)

流動床以外のボイラーにおける N₂O 排出は、液体化石燃料、気体化石燃料、固体化石燃料及びその他の燃料の種類について、それぞれについて排出係数が定められています。よって、ボイラに投入する当該燃料の量を把握し、それぞれの量に排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。さらに、N₂O の地球温暖化係数（265）を乗じて CO₂ 換算します。

燃料種	使用量	発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量	
				(tN ₂ O)	(tCO ₂)
A 重油	1,078 kl	38.9 GJ/kl	0.00000019	0.007967	2.111386

CO₂ 換算 3,000 tCO₂ 以下であるため、N₂O は報告対象外となります。

(4) その他

本事業所の活動においては、非エネルギー起源 CO₂、HFC、PFC、SF₆、NF₃ の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

(2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第 1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法定期報告書に記載)	省エネ法対象
	購入電気の使用		

(1) エネルギー起源 CO₂

想定している小売店舗では、燃料と電気を両方使用しているため、これらの使用に伴う排出量を合算して報告することになります。なお、特定排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）を区分して報告します。

＜燃料の使用に伴う排出＞

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-33 ページ) 参照)

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
A 重油	1,078 kJ	38.9 GJ/kJ	0.0193	2,967.54355

<購入した電気の使用に伴う排出>

まず、事業者全体の購入電気量を、供給を受けている電気事業者別に集計します。次に、供給を受けている電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を、本制度ホームページに掲載されている「電気事業者別排出係数一覧」から取得し、電気使用量に乗じます。このとき、供給を受けている電気事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用して算定を行います。

	電気使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ※1	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
電気	13,000,000 kWh	0.000457 (基礎排出係数 メニューN) 0.000390 (調整後排出係数 メニューN) ※2	5,941 5,070

※1 上表における基礎排出係数、調整後排出係数の数値は仮定の値です。

※2 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

次に、特定排出者単位の報告においては、以下の証書等を用いて、上記で算出した基礎排出量の調整を行います。

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力・熱証書由来）
- ・ J-クレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）のうち再エネ電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象です。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできません。上限規定等の算定における注意点は、「算定・報告マニュアル第Ⅱ編」の「3.1.3 他人から供給された電気の使用」、「3.1.4 他人から供給された熱の使用」をご参照ください。

ここでは、以下の削減量等を用いると仮定します。

- ・ 非化石証書に係る電力の量：10,000,000 kWh
- ・ グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量：500tCO₂

非化石電源二酸化炭素削減相当量は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を用いて算定します。ここでは、全国平均係数 0.000438 tCO₂/kWh、補正率 1.02 と仮定します。

非化石電源二酸化炭素削減相当量

=非化石証書に係る電力の量×全国平均係数×補正率（小数点以下切り捨て）

$$=10,000,000 \text{ kWh} \times 0.000438 \text{ tCO}_2/\text{kWh} \times 1.02 = 4,467 \text{ tCO}_2$$

証書等による排出量の調整量

=グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量

+非化石電源二酸化炭素削減相当量

$$=500\text{tCO}_2 + 4,467 \text{ tCO}_2 = 4,967 \text{ tCO}_2$$

購入した電気の使用に伴う排出量

$$5,941 \text{ tCO}_2 - 4,967 \text{ tCO}_2 = 974 \text{ tCO}_2$$

以上より、エネルギー起源 CO₂ 排出量は以下のとおりとなります。

温室効果ガス	排出源	排出量 (tCO ₂)
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	2,967.54355
	購入電気の使用（証書等控除前）	5,941
	購入電気の使用（証書等控除後）	974
①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ （②を除く。）		2,967.54355
②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂		0
③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂		974
(特定事業所の場合) ①エネルギー起源 CO ₂ （②を除く。）		8,908.54355

エネルギー起源 CO₂ は、特定排出者単位の報告においては、以下のとおり①～③に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂（②を除く。）： **2,967 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **0 tCO₂**

③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **974 tCO₂**

一方、特定事業所単位の報告においては、以下のとおり①②に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①エネルギー起源 CO₂（②を除く。）： **8,908 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **0 tCO₂**

(2) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、「(1)エネルギー起源 CO₂ < 購入した電気の使用に伴う排出>」で算定した以下の削減量等を用いると仮定します。

- ・非化石証書に係る電力の量：10,000,000 kWh

- ・グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量：500tCO₂

調整後温室効果ガス排出量

- = エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- + 非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- + CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
- 排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- + 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他人へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

項目	排出量(tCO ₂)	参照ページ
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	2,967.54355
	購入電力の使用	5,070
国内認証排出削減量等	▲4,967	29
調整後温室効果ガス排出量	3,070.54355	

小数点以下を切り捨てるとき、調整後温室効果ガス排出量は **3,070 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

大規模小売店舗の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に省エネ法の定期報告書を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等）に該当していますので、事業者全体の排出量等を記載する「特定－第12表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第10表」にも記載します。

省エネ法の定期報告書での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

2,967 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

974 tCO₂

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

3,070 tCO₂

指定－第 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

8,908 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定－第 12 表

4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

6 の 1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報

6 の 3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

6 の 6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

指定－第 10 表

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

1.4 冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者（食料品小売業等）

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、業務用冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者として、以下の設備を有する事業者（同程度の規模の総合スーパーを10店舗展開、省エネ法における特定事業者に該当）を想定します。

保有設備	エネルギー源	エネルギー消費量	備考
冷凍・冷蔵設備	電気	597万 kWh	全ての設備で、冷媒としてHFC（R-404A）を封入。 別置型ショーケース 500台 (コンデンシングユニット 50台) 内蔵型ショーケース 100台
空調設備	電気	190万 kWh	全ての設備で、冷媒としてHFC（R-410A）を封入 200台（各店舗平均20台ずつ）設置
照明設備	電気	309万 kWh	—

冷媒としてHFCを利用している冷凍空調機器については、使用開始、整備、回収時に冷媒の充填や回収を行う場合の冷媒の漏えいが排出源となっています。排出が起こる場所の管理者が報告対象者となるため、業務用冷凍空調機器を設置している事業者が使用開始時・整備時・回収時の冷媒の回収・封入によるHFCの排出量を算定する必要があるかは一概には分からず、充填及び回収の実態に応じて判断する必要があります。

一般的には、別置型ショーケースや大型の冷凍機等の冷媒用の配管を設置する必要がある設備においては、冷媒の充填量が大きいため、使用開始時、整備時、廃棄時ともに冷媒の充填及び回収を実施していることが多いです。一方で、内蔵型ショーケースや空調機のように封入される冷媒の量が少ない場合、冷媒の充填及び回収を行わないケースもありますが、行うケースもあります。

ここでは、全ての設備で以下の表のように排出活動を行ったとします。

主な業務用冷凍空調機器の設備種別	使用開始における冷媒の封入	整備における冷媒の回収及び封入	廃棄時の設置現場での冷媒の回収
別置型ショーケース	実施	実施	実施
内蔵型ショーケース	実施せず	実施せず	実施せず
空調機	実施	実施せず	実施せず

具体的な冷媒の充填及び回収量を以下のように仮定します。

設備種類	使用冷媒	機器使用開始時	機器の整備時			機器の廃棄時	
		機器使用開始時のHFC使用量	回収時機器中残存量	回収・適正処理量	再封入時使用量	回収時機器中残存量	回収・適正処理量
別置型 ショーケース	R-404A (HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%)	153kg	2,200g	1,496kg	2,238kg	300kg	204kg
内蔵型 ショーケース	R-404A (HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%)	—	—	—	—	—	—
空調機	R-410A (HFC-32:50%, HFC-125:50%,)	66kg	—	—	—	91kg	54.6kg

このため、排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

温室効果ガス	排出源（場所及び活動種類）	備考
エネルギー起源 CO ₂	購入電気の使用	省エネ法対象
HFC	業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	
	業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入	フロン類算定漏えい量報告・公表制度とも関連（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（II-235 ページ）参照）
	家庭用電気冷蔵庫など HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収	

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	購入電気の使用	(省エネ法定期報告書に記載)	省エネ法対象
HFC	業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	第1表⑦	
	業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入		フロン類算定漏えい量報告・公表制度とも関連（算定・報告マニュアル第II編（II-235 ページ）参照）
	家庭用電気冷蔵庫など HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収		

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) HFC

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

HFC 排出量合計で CO₂換算 3,000 t 以上

本事業者の場合、冷凍・冷蔵設備や空調設備の使用開始、整備、廃棄に伴う HFC の排出（漏えい）がありますので、これらによる HFC 排出量を算定します。

<HFC：冷凍・空調機器の使用開始時>

冷凍・空調機器等の HFC が冷媒として封入される業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）の使用開始において漏えいする HFC の量については、機器使用開始における冷媒の封入時の HFC 使用量に、単位使用量当たりの排出量を乗じて HFC 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量 = 機器使用開始時の使用量 (tHFC) × 単位使用量当たりの排出量 (tHFC/tHFC)
 (算定・報告マニュアル第II編 (II-233 ページ) 参照)

機器使用開始時の HFC 使用量は、機器設置時に第一種充填回収業者が発行する充填証明書等から把握します。

算定省令で定められた排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりです。

	機器使用開始時の HFC 使用量	単位使用量当たりの排出量 (tHFC/tHFC)	HFC 排出量 (tHFC)	HFC 排出量 (tCO ₂)
別置型ショーケース (R404A)	153kg	0.020	0.00306	12.064968
空調機(R410A)	66kg		0.00132	2.53902

なお、R404A の組成は HFC-125:44%, HFC-134a:4%, HFC-143a:52%、R410A の組成は HFC-32:50%、HFC-125:50% ですので、II-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂換算排出量は以下のように計算しています。

$$0.00306 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.04 \times 1,300 + 0.52 \times 4,800) = 12.064968 \text{ tCO}_2$$

$$0.00132 \text{ tR410A} \times (0.50 \times 677 + 0.50 \times 3,170) = 2.53902 \text{ tCO}_2$$

<HFC : 冷凍・空調機器の整備>

冷凍・空調機器等の HFC が冷媒として封入される業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）の整備において漏えいする HFC の量について、HFC 回収時機器中残存量から回収・適正処理量を減じた HFC 回収時の排出量と HFC 再封入時使用量に単位使用量当たりの排出量を乗じた HFC 再封入時の漏えい量を合算して、HFC 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量=業務用冷凍空気調和機器の整備時に封入されていた量 (tHFC)

－回収・適正処理量 (tHFC)

+再封入時使用量 (tHFC) × 単位使用量当たりの排出量 (tHFC/tHFC)

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-224 ページ) 参照)

この年に点検した機器の初期充填量は 2,200 kg とします。

ここで、使用時の漏えい量が不明とすると、機器中の残存量は初期充填量と同じく 2,200kg となります。この際、回収時の適正処理量を第一種フロン類充填回収業者が発行する回収証明書の値を合算して 1,496kg となるとすると回収時の漏えい量（排出量）は、以下のように算定されます。

$$2,200\text{kg} - 1,496\text{kg} = 704\text{kg}$$

回収後の再充填時の漏えい量（排出量）は、再封入時使用量は第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書の値を合算すると 2,238kg となるとして、

$$2,238\text{kg} \times 0.010 \text{ tHFC/t} = 22.38\text{kg}$$

となります。このため、合計で $704\text{kg} + 22.38\text{kg} = 0.72638 \text{ t}$ となります。

R404A の組成は HFC-125:44%, HFC-134a:4%, HFC-143a:52% ですので、II-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂換算排出量は以下のように計算しています。

$$0.72638 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.04 \times 1,300 + 0.52 \times 4,800) = 2,863.971064 \text{ tCO}_2$$

	回収時機器中残存量	回収・適正処理量	再封入時使用量	単位使用量当たりの排出量(tHFC/tHFC)	HFC排出量(tHFC)	HFC排出量(tCO ₂)
別置型ショーケース(R404A)	2,200kg	1,496kg	2,238kg	0.010	0.72638	2,863.971064

<HFC：冷凍・空調機器の廃棄>

冷凍・空調機器等の HFC が冷媒として封入される製品の廃棄に伴い排出される HFC の量については、回収時機器中残存量から、回収・適正処理量を減じて HFC 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{冷凍空気調和機器の廃棄時に封入されていた量 (tHFC)}$$

$$- \text{回収・適正処理量 (tHFC)}$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-240 ページ) 参照)

冷凍空気調和機器の廃棄時に封入されていた量は、使用時の排出量が不明な場合、初期封入量を用いることができます。また、回収・適正処理量としては、第一種フロン類充填回収業者が発行する引取証明書を用いることができます。

算定省令で定められた排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりです。

	回収時機器中残存量	回収・適正処理量	HFC排出量(tHFC)	HFC排出量(tCO ₂)
別置型ショーケース(R404A)	300kg	204kg	96kg	378.5088
空調機(R410A)	91kg	54.6kg	36.4kg	70.0154

なお、R404A の組成は HFC-125:44%, HFC-134a:4%, HFC-143a:52% ですので、II-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂換算排出量は以下のように計算しています。

$$0.096 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.04 \times 1,300 + 0.52 \times 4,800) = 378.5088 \text{ tCO}_2$$

また、R410A の組成は HFC-32:50%、HFC-125:50% ですので、CO₂換算排出量は以下のように計算しています。

$$0.0364 \text{ tR410A} \times (0.5 \times 677 + 0.5 \times 3,170) = 70.0154 \text{ tCO}_2$$

したがって、HFC 排出量の合計は、**12.064968 tCO₂ + 2.53902 tCO₂ + 2,863.931636 tCO₂ + 378.5088 tCO₂ + 70.0154tCO₂ = 3,327.099252 tCO₂** であり、3,000 tCO₂ 以上そのため、HFC は算定報告対象となります。

(3) その他

本事業所の活動においては、非エネルギー起源 CO₂、CH₄、N₂O、PFC、SF₆、NF₃ の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

(2)で報告対象となった以下のガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

ガスの種類	排出源	温対法様式第1における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	購入電気の使用	(省エネ法定期報告書に記載)	省エネ法対象
HFC	業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	第1表⑦	フロン類算定漏えい量報告・公表制度とも関連（算定・報告マニュアル第II編（II-235ページ）参照）
	業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入		
	家庭用電気冷蔵庫など HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収		

(1) エネルギー起源 CO₂

想定している事業者では、購入した電気の使用に伴う排出がエネルギー起源 CO₂ の算定対象となるため、それを算定します。なお、特定排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）を区分して報告します。

<購入した電気の使用に伴う排出>

まず、事業者全体の購入電気量を、供給を受けている電気事業者別に集計します。次に、供給を受けている電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を、本制度ホームページに掲載の「電気事業者別排出係数一覧」から取得し、電気使用量に乘じます。このとき、供給を受けている電気事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用

して算定を行います。

	電気使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ^{※1}	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
購入電気の使用	1096 万 kWh	0.000457 (基礎排出係数 メニューN)	5,008.72
		0.000390 (調整後排出係数メニューN) ^{※2}	4,274.40

※1 上表における基礎排出係数、調整後排出係数の数値は仮定の値です。

※2 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

次に、特定排出者単位の報告においては、以下の証書等を用いて、上記で算出した基礎排出量の調整を行います。

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力・熱証書由来）
- ・ J-クレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）のうち再エネ電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象です。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできません。上限規定等の算定における注意点は、「算定・報告マニュアル第Ⅱ編」の「3.1.3 他人から供給された電気の使用」、「3.1.4 他人から供給された熱の使用」をご参照ください。

ここでは、上記の証書等によるからの控除・加算はいずれも無かったと想定します。その場合、小数点以下を切り捨てると、エネルギー起源 CO₂ 排出量は **5,008 tCO₂** となります。

(2) HFC

HFC の算定は、業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入、業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入、家庭用電気冷蔵庫など HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収のそれぞれに伴う排出が対象となるため、それぞれを算定し、合計します。

ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定すると、算定省令で定められた値を利用した場合の計算方法等は 2)と同じになりますので、2)に倣って計算してください。2)(2)に基づくと排出量は 3,327.099252 tCO₂ となりますので、HFC の排出量は **3,327 tCO₂** として報告します。

(3) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計量から、自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量を差し引いた量が 0 tCO₂ であった（いずれも無かった）と想定します。

調整後温室効果ガス排出量

- =エネルギー起源 CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- +非エネルギー起源 CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- +CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆及びNF₃の基礎排出量
- 排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- +自らが創出した国内認証排出削減量のうち他人へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂排出量は、燃料の使用に伴う CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

項目	排出量(tCO ₂)	参照ページ	
エネルギー起源 CO ₂	購入電気の使用 (電気使用量×調整後排出係数)	4,274.40	38
HFC		3,327.099252	37
国内認証排出削減量等		0	
調整後温室効果ガス排出量		7,601.499252	

小数点以下を切り捨てると、調整後温室効果ガス排出量は 7,601 tCO₂ となります。

4) 排出量の報告

大規模小売店舗の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に省エネ法の定期報告書及び温対法様式第1を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等及びエネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガスが 3,000tCO₂以上）に該当しています。このため、省エネ法定期報告書において事業者全体の排出量等を記載する「特定－第12表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第10表」にも記載します。また、エネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガスについては、温対法様式第1において事業者全体の排出量等を記載する「第1表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第1表」にも記載します。

省エネ法定期報告書及び温対法の報告様式「温室効果ガス算定排出量の報告書」での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第 12 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素	<u>4,274 tCO₂</u>
3 事業者の調整後温室効果ガス排出量	<u>7,601 tCO₂</u>

指定－第 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	<u>4,274 tCO₂</u>
---	------------------------------

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定－第 12 表

- 4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

【温対法様式第 1】

第 1 表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

⑧ HFC	<u>3,327 tCO₂</u>
-------	------------------------------

別紙第 1 表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

⑦ HFC	<u>3,327 tCO₂</u>
-------	------------------------------

1.5 貨物輸送事業者

貨物輸送の手段としては、トラック、鉄道、船舶、航空がありますが、ここでは営業用トラックを用いて輸送するトラック輸送事業者を取り上げます。

トラック輸送事業者は、通常トラックを所有し、荷主の貨物を輸送しているとともに、物流拠点を保有し、集荷・配送と幹線輸送のトランシスファーや荷役・包装・流通加工（例：生鮮食品のパッケージ化）などを行っています。もちろん、本社・営業所のオフィスも保有しています。

ここでは次のようなトラック輸送事業者を想定します。なお、事業所を1箇所のみ有する事業者を想定します。

想定したトラック輸送事業者の概要

主要施設・設備	諸 元	備 考
トラック	307 台	省エネ法指定
物流拠点	電気：564 万 kWh ガソリン：117 kl 都市ガス：9.76 千 m ³ 廃水処理量：10,400 m ³ BOD 濃度：1,526 mgBOD/l HFC 封入量：2,670 kg	省エネ法指定 フォークリフト（荷役機器）あり 流通加工センター併設 大規模廃水処理施設あり 大型冷蔵・冷凍倉庫あり

1.5.1 特定輸送排出者としての報告

1) 想定する事業者の概要と排出源

特定輸送排出者としての排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

トラック輸送事業者の事業者として考えられる排出源一覧

排出源（活動種類）	温室効果ガス	備 考
トラック	エネルギー起源 CO ₂ (特定輸送事業者)	省エネ法対象

※ 本制度では移動体（トラック、鉄道、船舶、航空）からの CH₄、N₂O の排出は算定対象としないでください。

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源（活動種類）	備 考
エネルギー起源 CO ₂ (特定輸送事業者)	トラック	省エネ法対象

ここで、上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂ (特定輸送排出者)

省エネ法の特定輸送事業者が本制度の報告対象ですので、ここで想定するトラック輸送事業者は省エネ法における特定輸送事業者であるため報告対象となります。

なお、省エネ法の特定輸送事業者については、下記基準以上のものと定められています。

輸送機関	基 準	貨 物	旅 客	
鉄 道	車両数	300 両	300 両	
自動車	台 数	200 台	バス	200 台
			タクシー	350 台
海 運	総船腹量	2 万総 t	2 万総 t	
航 空	総最大離陸重量	9,000t		

3) 報告する排出量の算定

(2)より報告対象範囲は以下のとおりですのでこれらの排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源 (活動種類)	備 考
エネルギー起源 CO ₂ (特定輸送事業者)	トラック	省エネ法対象

算定に当たっては、事業者単位でデータを収集します。

① トラック

車両全体の燃料使用量を燃料種類別に集計し、単位発熱量と排出係数を乗じることにより算定します。

算定式は以下のとおりです。(算定・報告マニュアル第II編 (II-55 ページ) 参照)

<燃料の使用>

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

<都市ガスの使用>

$$\text{排出量} = \text{都市ガス使用量 (千 m}^3\text{)} \times \text{単位使用量当たりの排出量 (tCO}_2/\text{千 m}^3\text{)}$$

*ここで、都市ガスについては供給を受けているガス事業者ごとの排出係数を用います。ガス事業者ごとの排出係数は国が本制度ホームページで公表しますが、ここでは、仮にガス会社 A 社のメニュー α の都市ガスの供給を受けており、その排出係数が基礎排出係数は 2.04 tCO₂/千 m³ であったと想定します。都市ガスの排出係数の設定方法詳細については、算定・報告マニュアル第II編 (II-43 ページ) 参照してください。

例えば次のような形でデータを収集・算定します。

なお、都市ガスの量は標準環境状態で把握する必要がありますが、ここでは温度の計測ができていないため、ガス事業者から得られた使用量をそのまま使用することを想定しています。

燃 種	使用量	単位発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量	備 考
ガソリン	766 kl	33.4 GJ/kl	0.0187 tC/GJ	1,754.24 tCO ₂	4 t 車 107 台
軽油	1,925 kl	38.0 GJ/kl	0.0188 tC/GJ	5,042.47 tCO ₂	8 t 車 190 台
都市ガス (CNG)	50.0 千 m ³		2.04 tCO ₂ /千 m ³	102.00 tCO ₂	13 A を利用 2 t 車 10 台
合 計				6,898.71 tCO ₂	

小数点以下を切り捨てる、**6,898 tCO₂**となります。

4) 排出量の報告

国土交通省に省エネ法の定期報告書（様式第4）を提出します。

なお、特定輸送排出者については、調整後温室効果ガス排出量の報告は行いません。

省エネ法定期報告書での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素

6,898 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

0 tCO₂

1.5.2 特定事業所排出者としての報告

1) 想定する事業所の概要と排出源

事業所である物流拠点の排出源としては、次のようなものが考えられます。

物流拠点として考えられる排出源一覧

事業所	排出源（活動種類）	温室効果ガス	備 考
物流拠点	電気、熱	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法指定
	フォークリフト	エネルギー起源 CO ₂	電気、熱に含む
	廃水処理	CH ₄	1,526 mgBOD/l
		N ₂ O	279 mgN/l
	冷蔵・冷凍倉庫	HFC	R404A (HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%)

2) 報告の対象範囲の判定

物流拠点で考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源（活動種類）	備 考
エネルギー起源 CO ₂	電気、熱	省エネ法対象
	フォークリフト	物流拠点に含む
CH ₄	廃水処理	
N ₂ O		
HFC	冷蔵・冷凍倉庫	

ここで、上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は次のように行います。判定は事業所ごとに行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄排出量合計で CO₂換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

CH₄の排出源は工場廃水処理のみであるため、それによる CH₄排出量を算定します。工場廃水処理の算定式は次のとおりです。

排出量(tCH₄)

= 工場廃水処理施設流入水中に含まれる BOD (生物化学的酸素要求量) で表示した汚濁負荷量

(kgBOD) × 単位 BOD 当たりの工場廃水処理に伴う排出量(tCH₄/kgBOD)

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-161 ページ) 参照)

これより、

汚濁負荷量(kgBOD)

= 工場廃水処理施設流入水量 (m³) × 工場廃水処理施設流入水中の BOD 濃度 (mgBOD/l)

÷ 1,000

$$= 10,400 \text{ m}^3 \times 1,526 \text{ mgBOD/l} \times 1/1,000(\text{l/m}^3 \cdot \text{kg/mg}) = 15,870.4 \text{ kgBOD}$$

$$\text{排出量(tCH}_4\text{)} = 15,870.4 \text{ kgBOD} \times 0.0000030 \text{ tCH}_4/\text{kgBOD} = 0.0476112 \text{ tCH}_4$$

となり、CO₂排出量に換算して 1.3 tCO₂ と、CO₂換算で 3,000tCO₂未満であるため本制度での報告対象とはなりません。

(3) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂ 换算 3,000 t (約 11.4 tN₂O) 以上

N₂O の排出源は工場廃水処理のみであるため、それによる N₂O 排出量を算定します。工場廃水処理の算定式は次のとおりです。

排出量 (tN₂O)

$$\begin{aligned} &= \text{工場廃水処理施設流入水中の窒素量 (tN)} \\ &\quad \times \text{単位窒素量当たりの処理に伴う排出量 (tN}_2\text{O/tN)} \\ &\quad (\text{算定・報告マニュアル第 II 編 (II-214 ページ) 参照}) \end{aligned}$$

これより、

窒素量(tN)

$$\begin{aligned} &= \text{工場廃水処理施設流入水量(m}^3\text{)} \times \text{工場廃水処理施設流入水中の全窒素濃度(mgN/l)} \times 10^{-6} \\ &= 10,400 \text{ m}^3 \times 279 \text{ mgN/l} \times 10^{-6} (\text{l/m}^3 \cdot \text{t/mg}) = 2.90 \text{ tN} \\ \text{排出量(tN}_2\text{O)} &= 2.90 \text{ tN} \times 0.0053 \text{ tN}_2\text{O/tN} = 0.01537 \text{ tN}_2\text{O} \end{aligned}$$

となり、CO₂排出量に換算して 4.0 tCO₂ と、CO₂換算で 3,000tCO₂未満であるため本制度での報告対象とはなりません。

(4) HFC

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

HFC 排出量合計で CO₂ 换算 3,000 t 以上

HFC の排出源は冷蔵・冷凍倉庫での HFC 冷媒を用いる業務用冷凍空調機器の使用開始、整備、回収時の漏えいのみであるため、それによる HFC 排出量を算定します。

<使用開始時>

業務用冷凍空調機器の使用開始時の算定式は次のとおりです。

排出量=機器使用開始時の使用量 (tHFC) ×単位使用量当たりの排出量 (tHFC/tHFC)
(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-233 ページ) 参照)

この年に設置した機器への封入量が 0.500 tR404A とすると、漏えい量 (排出量) は以下のようになります。

$$0.500 \text{ tR404A} \times 0.020 \text{ tHFC/t} = 0.01 \text{ tR404A}$$

R404A の組成は、HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4% ですので、II-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂換算排出量は以下のようになります。

$$0.01 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.52 \times 4,800 + 0.04 \times 1,300) = 39.428 \text{ tCO}_2$$

<整備時 (回収及び再充填) >

業務用冷凍空気調和機器 (自動販売機を除く。) の整備時の算定式は次のとおりです。

排出量=業務用冷凍空気調和機器の整備時に封入されていた量 (tHFC)
-回収・適正処理量 (tHFC)
+再封入時使用量 (tHFC) × 単位使用量当たりの排出量 (tHFC/tHFC)
(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-234 ページ) 参照)

この年に点検した機器の初期充填量は 1.000 tR404A とします。

ここで、使用時の漏えい量が不明とすると、機器中の残存量は初期充填量と同じく 1.000 tR404A となります。この際、回収時の適正処理量を 0.900 tR404A とすると回収時の漏えい量 (排出量) は、以下のように算定されます。

$$1.000 \text{ tR404A} - 0.900 \text{ tR404A} = 0.100 \text{ tR404A}$$

次に、回収後の再充填時の漏えい量 (排出量) は、再封入時使用量を第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書から 1,010kg とすると、

$$1.010 \text{ tR404A} \times 0.010 \text{ tHFC/t} = 0.0101 \text{ tR404A}$$

となります。このため、合計で $0.100 + 0.0101 = 0.1101 \text{ tR404A}$ となります。

R404A の組成は、HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4% ですので、II-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂換算排出量は以下のようになります。

$$0.1101 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.52 \times 4,800 + 0.04 \times 1,300) = 434.102 \text{ tCO}_2$$

<廃棄時 (回収) >

業務用冷凍空気調和機器 (自動販売機を除く。) の廃棄時の算定式は次のとおりです。

排出量=冷凍空気調和機器の廃棄時に封入されていた量 (tHFC)

－回収・適正処理量 (tHFC) (算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-240 ページ) 参照)

この年に廃棄した機器の初期充填量は 0.300 tR404A とします。

ここで、使用時の漏えい量が不明とすると、機器中の残存量は初期充填量と同じく 0.300 tR404A となります。この際、回収時の適正処理量を 0.270 tR404A とすると回収時の漏えい量(排出量)は、次のように算定されます。

$$0.300 \text{ tR404A} - 0.270 \text{ tR404A} = 0.030 \text{ tR404A}$$

R404A の組成は、HFC-125: HFC-143a : HFC-134a = 44:52:4 であるため、CO₂換算排出量は以下のようになります。

$$0.030 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.52 \times 4,800 + 0.04 \times 1,300) = 118.284 \text{ tCO}_2$$

以上より、合計では、

$$39.428 + 434.102 + 118.284 = 591.814 \text{ tCO}_2$$

となり、CO₂換算で 3,000tCO₂未満であるため本制度での報告対象とはなりません。

(5) その他

本事業所の活動においては、非エネルギー起源 CO₂、PFC、SF₆、NF₃の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

(2)より報告対象範囲は次のとおりですのでこれらの排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源 (場所及び活動種類)	備考
エネルギー起源 CO ₂	電気、熱	省エネ法対象

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂が対象ですので、燃料、電気、熱使用量を種類別に集計し、単位発熱量と排出係数を乗じることにより算定します。なお、特定事業所排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）を区分して報告します。

算定式は以下のとおりです。(算定・報告マニュアル第II編(II-55ページ)参照)

<燃料の使用>

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

<都市ガスの使用>

$$\text{排出量} = \text{都市ガス使用量 (千 m}^3\text{)} \times \text{単位使用量当たりの排出量 (tCO}_2/\text{千 m}^3\text{)}$$

※都市ガスについては供給を受けているガス事業者ごとの排出係数を用います。ガス事業者ごとの排出係数は国が本制度ホームページで公表しますが、ここでは、仮にガス会社A社のメニューαの都市ガスの供給を受けており、その排出係数が基礎排出係数は2.04 tCO₂/千 m³、調整後排出係数は1.90 tCO₂/千 m³であったと想定します。都市ガスの排出係数の設定方法詳細については、算定・報告マニュアル第II編(II-43ページ)参照してください。

例えば次のような形でデータを収集・算定します。

なお、都市ガスの量は標準環境状態で把握する必要がありますが、ここでは温度の計測ができていないため、ガス事業者から得られた使用量をそのまま使用することを想定しています。

燃種	使用量	単位発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量	備考
ガソリン	117 kl	33.4GJ/kl	0.0187 tC/GJ	267.94 tCO ₂	フォーエクリフト
都市ガス	9.76 千 m ³	2.04 tCO ₂ /千 m ³ (基礎排出係数)		19.91 tCO ₂	空調・給湯 (13 A)
		1.90 tCO ₂ /千 m ³ (調整後排出係数)		18.54 tCO ₂	
合計	基礎排出量			287.86 tCO ₂	
	調整後温室効果ガス排出量			286.49 tCO ₂	

<電気>

排出量 = (電気供給者ごとに) 電気使用量 × 排出係数 - 事業者自身が取得した証書等に係る排出量のうち無効化をした量 + 事業者自身が調達した証書等に係る排出量のうち他者へ移転した量
(算定・報告マニュアル第II編(II-55ページ)参照)

電気については供給を受けている電気事業者ごとの排出係数を用います。なお、算定に用いた排出係数については、省エネ法定期報告書に記載することとなっています。ここでは、東京電力エナジーパートナー(株)から、電気の供給を受けていると想定します。

	電気使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ^{※1}	CO ₂ 排出量	備考
電気	564 万 kWh	0.000457 (基礎排出係数メニューN)	2,577.48 tCO ₂	照明・動力
		0.000390 (調整後排出係数メニューN)	2,199.60 tCO ₂	

※1 東京電力エナジーパートナー(株)からメニューNで供給を受けていることを想定した場合の排出係数(令和5年度排出量算定(令和6年度排出量報告)用)。なお、本マニュアル作成時点ではメニュー別基礎排出係数が未設定のため、上表における基礎排出係数の数値は仮定の値。

ここでは、排出量の算定対象年度内に事業者自身が取得した証書等に係る排出量のうち無効化をした量及び事業者自身が取得した証書等に係る排出量のうち他者へ移転した量が0 tCO₂である

った（いずれも無かった）と想定します。その場合、エネルギー起源 CO₂排出量は、287.86 tCO₂ + 2,577.48 tCO₂ = 2,865.34 tCO₂。小数点以下を切り捨てるとき、2,865 tCO₂となります。

(2) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計量から自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量を差し引いた量が 0 tCO₂であった（いずれも無かつた）と想定します。

調整後温室効果ガス排出量

= エネルギー起源 CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
+ 非エネルギー起源 CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
+ CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆及びNF₃の基礎排出量
- 排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
+ 自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量

ここで、エネルギー起源 CO₂排出量は、燃料の使用に伴う CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量 × 調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂排出量（他人から供給された電気の使用量 × 調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂排出量（他人から供給された熱の使用量 × 調整後排出係数。ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（II-278 ページ）参照）

項目			排出量(tCO ₂)	参照ページ
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(都市ガス使用量 × 調整後排出係数)	286.49	48
	購入電気の使用	(電気使用量 × 調整後排出係数)	2,199.60	48
国内認証排出削減量等			0	49
調整後温室効果ガス排出量			2,486.09	

小数点以下を切り捨てるとき、調整後温室効果ガス排出量は 2,486 tCO₂となります。

4) 排出量の報告

トラック輸送事業者の事業所管省庁は国土交通省であるため、国土交通省に省エネ法の定期報告書（様式第9）を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等）に該当していますので、事業者全体の排出量等を記載する「特定－第12表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第10表」にも記載します。

省エネ法定期報告書での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

287 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

2,577 tCO₂

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量 2,486 tCO₂

指定－第10表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

2,865 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定－第12表

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

指定－第10表

3の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

1.6 廃棄物処理事業者（焼却施設）

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、廃棄物処理業のうち、産業廃棄物の中間処理業者（焼却施設を保有）を取り上げます。想定した中間処理業者の概要は以下に示すとおりです。なお、当該事業者の事業所はこの焼却施設のみであると想定します。

処理方式	焼却（ロータリーキルン炉）	
処理能力	48 t/日 (2 t/hr × 24 hr)	
受け入れている廃棄物種類・量	廃プラスチック類	1,235 t/年
	廃油	205 t/年
	木くず	3,524 t/年
	繊維くず	56 t/年
	汚泥	4,046 t/年
フォークリフト	3 台	
廃水（処理前）	BOD	112 mgBOD/l
	全窒素	325 mgN/l
廃水処理施設流入水	5,070 m ³ /年	
消費燃料・電気	都市ガス（助燃用）	100,000m ³ /年
	都市ガス（ガスタービン用）	10,000,000 m ³ /年
	購入電力	1,000,000 kWh/年
	蒸気タービン発電電力量	55,000,000kWh/年
	ガスタービン発電電力量	35,000,000kWh/年
	外販熱量	10,000,000MJ/年
	外販電力	50,000,000kWh

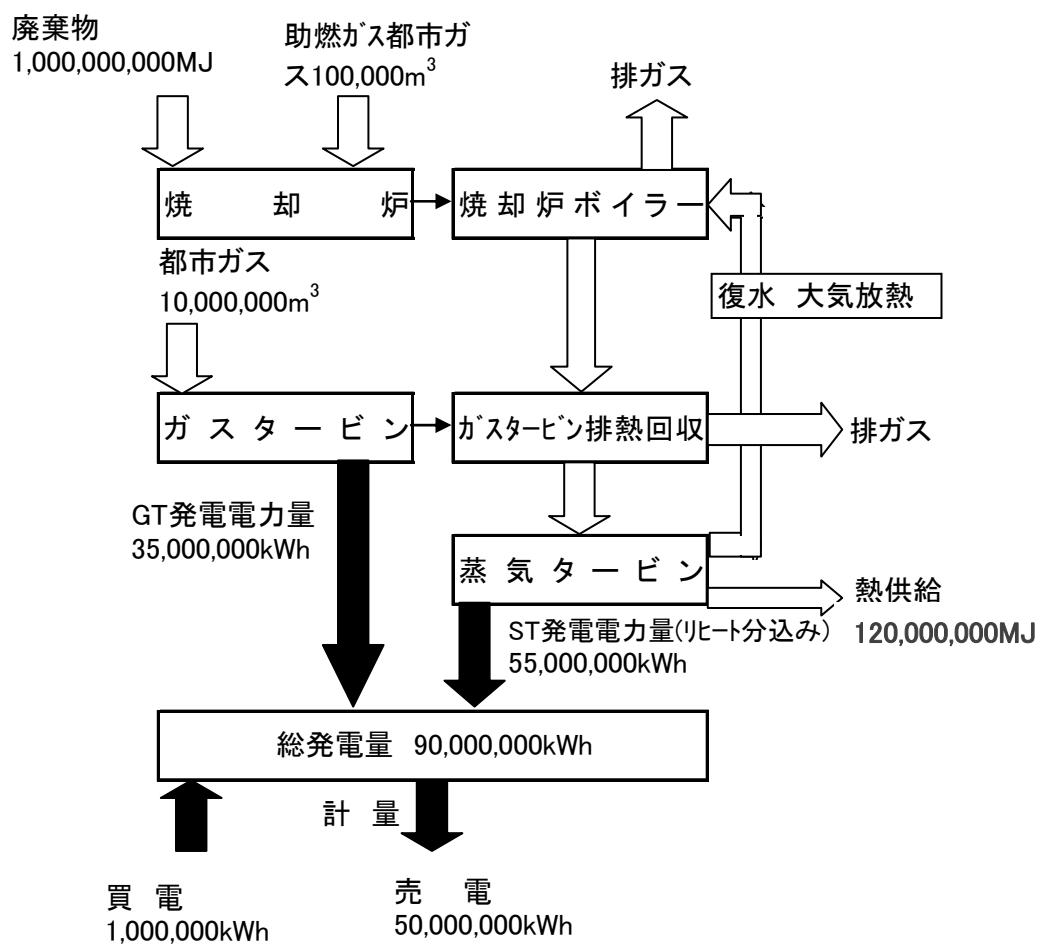
このため、排出源としては、以下のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源（場所及び活動種類）	温室効果ガス	備考
焼却施設 廃棄物の焼却	非エネルギー起源 CO ₂	
	CH ₄ 、N ₂ O	
	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
	CH ₄ 、N ₂ O	
購入電気の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
フォークリフト	エネルギー起源 CO ₂	焼却施設（電気）に含む
廃水処理	CH ₄ 、N ₂ O	

発電及び熱発生のフローは以下のようなシステムで構成されているとします。

また、焼却炉から回収した熱は化石燃料代替として有効に活用されているとします。



2) 報告の対象範囲の判定

まず、考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガス種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源 (場所及び活動種類)		温対法様式第1における 記載欄	備 考
エネルギー起源 CO ₂	焼却施設	都市ガスの使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
		購入電気の使用 フォークリフト		焼却施設(電気) に含む
非エネルギー起源 CO ₂	焼却施設	廃棄物の焼却	第1表④⑤ 別紙第1表③④	
CH ₄	焼却施設	都市ガスの使用	第1表⑥、別紙第1表⑤	
		廃棄物の焼却		
		廃水処理		
N ₂ O	焼却施設	都市ガスの使用	第1表⑦、別紙第1表⑥	
		廃棄物の焼却		
		廃水処理		

上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) 非エネルギー起源 CO₂

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

非エネルギー起源 CO₂ 排出量合計で 3,000 tCO₂ 以上

本事業者の場合、非エネルギー起源 CO₂ の排出源は焼却プロセスのみであるため、それによる CO₂ 排出量を下記算定式に従って算定します。なお、この廃棄物を焼却した熱は発電や外部の熱供給にも用いていますが、廃棄物利用の主目的が廃棄物処理であるため、非エネルギー起源 CO₂ の廃棄物原燃料使用として扱います。

排出量=廃棄物の種類ごとの焼却量×単位焼却量当たりの排出量

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編(II-102ページ) 参照)

木くず、汚泥についてはバイオマス起源であるため、ここでは算定対象外となります。

ここで、合成繊維については、繊維くず焼却量 56 t/年×繊維くず中の合成繊維割合 0.614×合成繊維の固体分割合 0.80 より焼却量（乾燥ベース）を算定しています。

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編(II-106ページ) 参照)

算定省令で定められた排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

廃棄物の種類	焼却量 (t/年)	排出係数 (tCO ₂ /t)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
廃プラスチック類	1,235	2.76	3,408.60
廃油	205	2.93	600.65
合成繊維	27.5	2.31	63.542
合計			4,072.792

小数点以下を切り捨てるとき、4,072tCO₂になり、3,000 tCO₂以上であるため、非エネルギー起源 CO₂排出量は報告対象となります。

(3) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄排出量合計で CO₂換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

ここで想定する産業廃棄物中間処理業者については、都市ガスの使用、焼却プロセス、廃水処理プロセスが CH₄の排出源に該当するため、これらからの CH₄排出量を算定します。

<都市ガスの使用>

ガスタービンに使用した都市ガスによる CH₄排出は、ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）として各燃料の排出係数が定められています。焼却炉に助燃剤として使用した都市ガスによる CH₄排出は、その他工業炉における使用として設定されている排出係数を適用します。投入する都市ガスの量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量=（炉種・燃料種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編(II-109ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。
なお、都市ガスは標準環境状態での使用量を把握したと想定します。

燃料種	燃料使用量 (m ³)	単位発熱量 (GJ/千 m ³)	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
都市ガス（助燃用）	100,000	40.0	0.00000023	0.0092
都市ガス（ガスタービン用）	10,000,000	40.0	0.00000081	0.324
合計				0.3332

<焼却プロセス>

焼却プロセスでは、下記算定式に従って算定します。

排出量=廃棄物の種類ごとの焼却量×単位焼却量当たりの排出量

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-159 ページ) 参照)

廃棄物の種類	処理量 (t/年)	排出係数 (tCH ₄ /t)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
廃プラスチック類	1,235	0.0000080	0.00988
廃油	205	0.0000040	0.00082
木くず	3,524	0.00023	0.81052
繊維くず	56	0.00023	0.01288
汚泥	4,046	0.0000015	0.006069
合計			0.840169

<廃水処理プロセス>

廃水処理プロセスの算定式は次のとおりです。

排出量 (tCH₄)

=工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量 (BOD) で表示した汚濁負荷量 (kgBOD) × 単位 BOD 当たりの廃水処理に伴う排出量 (tCH₄/kgBOD)

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-161 ページ) 参照)

このうち、工場廃水処理施設流入水に含まれる BOD で表示した汚濁負荷量 (kgBOD) は、以下に示す方法で算定します。

汚濁負荷量 (kgBOD)

=工場廃水処理施設流入水量 (m^3 : 廃水処理記録等に基づき把握)

×工場廃水処理施設流入水中の BOD 濃度 (mgBOD/l : 実測により把握) ÷ 1000

= $5,070\ m^3 \times 112\ mgBOD/l \div 1000$

= $567.84\ kgBOD$

これより、

$$\text{排出量} = 567.84\ kgBOD \times 0.0000030\ tCH_4/kgBOD = 0.00170352\ tCH_4$$

となります。

したがって、CH₄ 排出量の合計は、**0.3332 tCH₄ + 0.840169 tCH₄ + 0.00170352 tCH₄ = 1.17507252 tCH₄** となります。CH₄の地球温暖化係数(28)を用いて CO₂換算すると **32.90203056 tCO₂** であり、3,000 tCO₂未満のため、CH₄排出量は報告対象となりません。

(4) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂換算 3,000 t (約 11.4 tN₂O) 以上

ここで想定する産業廃棄物中間処理業者については、都市ガスの使用、焼却プロセス、廃水処理プロセスが N₂O の排出源に該当するため、これらからの N₂O 排出量を算定します。

<都市ガスの使用>

ガスタービンに使用した都市ガスによる N₂O 排出は、ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）として各燃料の排出係数が定められています。焼却炉に助燃剤として使用した都市ガスによる N₂O 排出は、その他工業炉における使用として設定されている排出係数を適用します。投入する都市ガスの量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種・燃料種ごとに}) \text{ 燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-169 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。なお、都市ガスは標準環境状態での使用量を把握したと想定します。

燃料種	燃料使用量 (m ³)	単位発熱量 (GJ/千 m ³)	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
都市ガス（助燃用）	100,000	40.0	0.0000012	0.0048
都市ガス（ガスタービン用）	10,000,000	40.0	0.00000058	0.232
合計				0.2368

<焼却プロセス>

焼却プロセスでは、下記算定式に従って算定します。

排出量 = 廃棄物種類ごとの焼却量 × 単位焼却量当たりの排出量

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-211 ページ) 参照)

廃棄物の種類	処理量 (t/年)	排出係数 (tN ₂ O/t)	N ₂ O排出量 (tN ₂ O)
廃プラスチック類	1,235	0.000015	0.018525
廃油	205	0.000062	0.01271
木くず	3,524	0.000077	0.271348
纖維くず	56	0.000077	0.004312
汚泥	4,046	0.000099	0.400554
合計			0.707449

<廃水処理プロセス>

廃水処理プロセスの算定式は次のとおりです。

排出量 (tN₂O) = 工場廃水処理施設流入水中の窒素量 (tN)

× 単位窒素量当たりの廃水処理に伴う排出量 (tN₂O/tN)

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-214 ページ) 参照)

このうち、工場廃水処理施設流入水中の窒素量 (tN) は、以下に示す方法で算定します。

窒素量 (tN)

= 工場廃水処理施設流入水量 (m³ : 廃水処理記録等に基づき把握)

× 工場廃水処理施設流入水中の全窒素濃度 (mgN/l : 実測により把握)

= 5,070 m³ × 325 mgN/l ÷ 10⁶

= 1.64775 tN

これより、

$$\text{排出量} = 1.64775 \text{ tN} \times 0.0053 \text{ tN}_2\text{O/tN} = \mathbf{0.008733075 \text{ tN}_2\text{O}}$$

となります。

したがって、N₂O 排出量の合計は、0.2368 tN₂O + 0.707449 tN₂O + 0.008733075 tN₂O = 0.952982075 tN₂O となります。N₂O の地球温暖化係数(265)を用いて CO₂換算すると 252.54024 … tCO₂ であり、3,000 tCO₂未満のため、N₂O 排出量は報告対象となりません。

(5) その他

本事業所の活動においては、HFC、PFC、SF₆、NF₃の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源 (場所及び活動種類)		温対法様式第1 における記載欄	備 考
エネルギー起源 CO ₂	焼却施設	都市ガスの使用 電気の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
非エネルギー起源 CO ₂	焼却施設	廃棄物の焼却	第1表⑤ 別紙第1表④	熱回収を伴うた め廃棄物の原燃 料使用に該当

(1) エネルギー起源 CO₂

想定している事業所では、燃料と電気を両方使用しているためこれらの使用に伴う排出量を報告することになります。また、事業所で発生させた電気と熱を他人に供給しているため、この供給分の排出量を控除する必要があります。その際、焼却炉に助燃剤として使用した都市ガスの使用に伴う排出分は控除できない点に留意が必要です。なお、特定排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴う二酸化炭素）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素）を区分して報告します。

<都市ガスの使用に伴う排出>

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{都市ガス使用量} \times \text{単位使用量当たりの排出量}$$

(算定・報告マニュアル第II編 (II-43 ページ) 参照)

ここで、都市ガスについては供給を受けているガス事業者ごとの排出係数を用います。ガス事業者ごとの排出係数は国が本制度ホームページで公表しますが、ここでは、仮にガス会社B社のメニュー α の都市ガスの供給を受けており、その排出係数が基礎排出係数は2.24 tCO₂/千m³、調整後排出係数は2.10 tCO₂/千m³であったと想定します。都市ガスの排出係数の設定方法詳細については、算定・報告マニュアル第II編(II-43ページ)参照してください。なお、都市ガスは標準環境状態での使用量を把握したと想定します。ガス事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

	使用量	排出係数 (tCO ₂ /千m ³)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
都市ガス	10,100,000 m ³	2.24 (基礎排出係数)	22,624
		2.10 (調整後排出係数)	21,210

※ 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

<購入した電気の使用に伴う排出>

まず、事業者全体の購入電気量を、供給を受けている電気事業者別に集計します。次に、供給を受けている電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を、本制度ホームページに掲載されている「電気事業者別排出係数一覧」から取得し、電気使用量に乘じます。このとき、供給を受けている電気事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用して算定を行います。

	電気使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ^{※1}	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
購入した電気の使用	100万kWh	0.000457 (基礎排出係数)	457
		0.000390 (調整後排出係数) ^{※2}	390

※1 上表における基礎排出係数、調整後排出係数の数値は仮定の値です。

※2 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

次に、特定排出者単位の報告においては、以下の削減量等を用いて、上記で算出した基礎排出量の調整を行います。

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力・熱証書由来）
- ・ J-クレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）のうち再エネ電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象です。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできません。上限規定等の算定における注意点は、「算定・報告マニュアル第II編」の「3.1.3 他人から供給された電気の使用」、「3.1.4 他人から供給された熱の使用」をご参照ください。

ここでは、上記の証書等による基礎排出量からの控除及び加算はいずれも無かったと想定します。

<他人に供給した電気又は熱に伴う排出量の控除>

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{控除量} = \text{電気供給量} \times \text{排出係数} + \text{熱供給量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-53 ページ参照))

ここで、電気と熱の排出係数は当該事業所の係数を用いる必要があります。想定している事業所では、ガスタービンコーチェネレーションシステム及び蒸気タービンコーチェネレーションシステムを採用しているため（ガスタービンの排熱は蒸気タービンで利用されていますが、ガスタービン排熱寄与分を抽出して2つのコーチェネレーションシステムを想定します。）、以下のように排出係数を定める必要があります。なお、コーチェネレーションシステムによる電気と熱の排出係数の設定は、ここでは「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の整理²に倣うものとします。

蒸気タービンによる発電電力量及び熱発生量のうち20%がガスタービンの排熱に由来すると想定すると、蒸気タービンによる発電電力量及び熱発生量の20%をガスタービンコーチェネレーションシステムに配分する必要があります。以下、配分後の発電電力量及び熱発生量で計算を行います。

	ガスタービンコーチェネレーションシステム	蒸気タービンコーチェネレーションシステム
都市ガス起源 CO ₂ 排出量	22,400tCO ₂	0tCO ₂
発電電力量（配分後）	46,000,000kWh	44,000,000kWh
熱発生量（配分後）	24,000GJ	96,000GJ
発電効率	37%	16%
排熱利用効率	5%	10%
発電投入比率 ^{※1}	94%	78%
熱発生投入比率 ^{※2}	6%	22%
発電投入分排出量	20,998 tCO ₂	0 tCO ₂
熱発生分排出量	1,402 tCO ₂	0 tCO ₂

※1 発電投入比率=発電効率×2.17 ÷ (発電効率×2.17+排熱利用効率) ^{※3}

※2 热発生投入比率=排熱利用効率 ÷ (発電効率×2.17+排熱利用効率)

※3 上記式中の2.17は、一般的な効率を想定した場合の、発電と熱生成の1次エネルギーの比率を基に設定されています。

² 環境省ウェブサイト「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」、 https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/cm_ec/2024/full_rev.pdf (閲覧日：2025年3月6日)

$$\text{電気の排出係数} = (20,998) \div (46,000,000 + 44,000,000) = 0.000233\cdots (\text{tCO}_2/\text{kWh})$$

$$\text{熱の排出係数} = (1,402) \div (24,000 + 96,000) = 0.011686\cdots (\text{tCO}_2/\text{GJ})$$

よって、控除する排出量は以下のとおりです。

$$\text{電気の供給に伴う控除量} = 50,000,000 \times 0.000233\cdots = 11,665.352\cdots (\text{tCO}_2)$$

$$\text{熱の供給に伴う控除量} = 10,000 \times 0.011686\cdots = 116.864\cdots (\text{tCO}_2)$$

以上より、エネルギー起源 CO₂排出量は下表のとおりとなります。

温室効果ガス	排出源			排出量 (tCO ₂)	
エネルギー 起源 CO ₂	燃料の使用	化石燃料 (都市ガス) の使用		22,624	
		うち他人に供給した電気、 熱に伴う排出量の控除※	電気	▲11,665.352	
			熱	▲116.864	
購入電気の使用					
①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ (②を除く。)		457			
②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂		10,841.784			
③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂		0			
(特定事業所の場合) ①エネルギー起源 CO ₂ (②を除く。)		457			
		11,298.784			

※外販電力、外販熱の発生には化石燃料 (都市ガス) のみが投入されているため、①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ より外販分の排出量を控除します。

エネルギー起源 CO₂ は、特定排出者単位の報告においては、以下のとおり①～③に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ (②を除く。) : 10,841 tCO₂

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : 0 tCO₂

③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : 457 tCO₂

一方、特定事業所単位の報告においては、以下のとおり①②に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①エネルギー起源 CO₂ (②を除く。) : 11,298 tCO₂

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : 0 tCO₂

(2) 非エネルギー起源 CO₂

各事業所全体の廃棄物焼却量を種類別に集計し、排出係数を乗じることにより算定します。こ

こでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定しているので、計算方法等は2) (2)に基づき計算し、報告する非エネルギー起源 CO₂排出量（廃棄物原燃料使用）は小数点以下を切り捨て、**4,036 tCO₂**となります。

(3) 調整後温室効果ガス排出量

(1)(2)で算定した各温室効果ガスの排出量から、調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量（J－クレジット（再エネ電力由来 J－クレジットではないもの））が 100tCO₂ であり、自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量はないものと想定します。

調整後温室効果ガス排出量

$$\begin{aligned} &= \text{エネルギー起源 CO}_2 \text{排出量} \text{ (ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。)} \\ &+ \text{非エネルギー起源 CO}_2 \text{排出量} \text{ (ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。)} \\ &+ \text{CH}_4, \text{N}_2\text{O}, \text{HFC}, \text{PFC}, \text{SF}_6 \text{ 及び NF}_3 \text{ の基礎排出量} \\ &- \text{排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量} \\ &- \text{非化石電源二酸化炭素削減相当量} \\ &+ \text{自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量} \end{aligned}$$

ここで、エネルギー起源 CO₂排出量は、燃料の使用に伴う CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（II-278 ページ）参照）

なお、調整後温室効果ガス排出量における控除量は以下の算定式により求めます。

単位電気販売量当たりの調整後温室効果ガス排出量（tCO₂/kWh）

$$\begin{aligned} &= \text{【当該事業所で発電のために使用した燃料使用量 (t, kl, 千 m³)} \\ &\times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千 m³)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12 \\ &+ \text{当該事業所で発電のために使用した都市ガス使用量 (千 m³)} \\ &\times \text{調整後排出係数 (tCO}_2/\text{千 m}^3) \text{】} \\ &\div \text{【当該事業所で発電した電気の量 (kWh)】} \end{aligned}$$

単位熱販売量当たりの調整後温室効果ガス排出量（tCO₂/GJ）

$$\begin{aligned} &= \text{【当該事業所で熱の発生のために投入した燃料使用量 (t, kl, 千 m³)} \\ &\times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千 m³)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12 \end{aligned}$$

+当該事業所で熱の発生のために使用した都市ガス使用量（千 m³）
 ×調整後排出係数（tCO₂/千 m³）
 +当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量（kWh）
 ×調整後排出係数（tCO₂/kWh）
 +当該事業所で熱の発生のために使用した蒸気使用量（GJ）
 ×排出係数 1（tCO₂/GJ）】
 ÷【当該事業所で発生させた熱の量（GJ）
 (算定・報告マニュアル第II編(II-283ページ)参照)

このため、以下のように算定します。

	ガスバービンコーチェネ レーションシステム	蒸気バービンコーチェネ レーションシステム
都市ガス起源 CO ₂ 排出量	21,000tCO ₂	0tCO ₂
発電電力量（配分後）	46,000,000kWh	44,000,000kWh
熱発生量（配分後）	24,000GJ	96,000GJ
発電効率	37%	16%
排熱利用効率	5%	10%
発電投入比率※ ¹	94%	78%
熱発生投入比率※ ²	6%	22%
発電投入分排出量	19,685 tCO ₂	0 tCO ₂
熱発生分排出量	1,315 tCO ₂	0 tCO ₂

※1 発電投入比率=発電効率×2.17÷（発電効率×2.17+排熱利用効率）※³

※2 熱発生投入比率=排熱利用効率÷（発電効率×2.17+排熱利用効率）

※3 上記式中の2.17は、一般的な効率を想定した場合の、発電と熱生成の1次エネルギーの比率を基に設定されています。

電気の排出係数=(19,685) ÷ (46,000,000+44,000,000)=0.000218…(tCO₂/kWh)

熱の排出係数=(1,315) ÷ (24,000+96,000)=0.010955…(tCO₂/GJ)

よって、控除する排出量は以下のとおりです。

電気の供給に伴う控除量=50,000,000×0.000219…=10,936.267…(tCO₂)

熱の供給に伴う控除量=10,000×0.010955…=109.559…(tCO₂)

これを含めて調整後温室効果ガス排出量を算定します。

項目			排出量(tCO ₂)	参照ページ	
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	都市ガスの使用	21,210	60	
		他人に供給した電気、熱 に伴う排出量の控除	▲10,936.267 ▲109.560	64	
		購入電気の使用 (使用量×調整後排出係数)	390	60	
非エネルギー起源 CO ₂			0	63	
国内認証排出削減量等			▲100	63	
調整後温室効果ガス排出量			10,454.173		

小数点以下を切り捨てるとき、調整後温室効果ガス排出量は **10,454 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

廃棄物処理業者の事業所管省庁は環境省であるため、環境省に省エネ法定期報告書及び温対法様式第1を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等及びエネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスが 3,000tCO₂ 以上）に該当しています。このため、省エネ法定期報告書において事業者全体の排出量等を記載する「特定－第12表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第10表」にも記載します。また、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについては、温対法様式第1において事業者全体の排出量等を記載する「第1表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第1表」にも記載します。

省エネ法定期報告書及び温対法の報告様式「温室効果ガス算定排出量の報告書」での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

10,841 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

457 tCO₂

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

10,454 tCO₂

指定－第 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

11,298 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定－第 12 表

4 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

4 の 2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

6 の 1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報

指定－第 10 表

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

【温対法様式第1】

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

⑤ 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂

4,072 tCO₂

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

④ 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂

4,072 tCO₂

1.7 農業事業者（耕種農家・畜産農家）

1) 想定する事業者の概要と排出源

本制度において算定・報告の対象となる農業事業者について説明します。ここで、農業事業者とは、米、小麦、いも・豆類、野菜及び果実等を栽培する耕種農業を営む農家（耕種農家）、並びに、牛、豚及び鶏等の飼育を営む農家（畜産農家）の両方を含みます。

耕種農家では、農作業用にトラクター等を利用する際に、燃料の燃焼に伴って温室効果ガスが排出されます。また、ビニルハウス等を使って野菜や果実等を栽培している農家では、ビニルハウス内を加温するために燃料を消費し、このときに温室効果ガスが排出されます。さらに、小売電気事業者等から供給された電気を使用する際にも、温室効果ガスが間接的に排出されます。田畠に施用した合成肥料からも、温室効果ガスが排出されます。

一方、畜産農家では、牛・豚等の家畜の消化管内発酵の際や、家畜から排せつされたふん尿を処理する際にも、温室効果ガスが排出されます。

農業事業者は、自らの事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を算定対象に含める必要があります。

農業事業者において、想定される主な排出源は次表のとおりです。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

分類	排出源	温室効果ガスの種類
耕種農業	トラクター等の動力機械の燃料の使用	エネルギー起源 CO ₂
	ビニルハウスでの燃料及び電力の使用	エネルギー起源 CO ₂ CH ₄ 、 N ₂ O
	水田	CH ₄
	稻わら等農業廃棄物の焼却	CH ₄ 、 N ₂ O
	肥料の使用	非エネルギー起源 CO ₂ 、 N ₂ O
畜産農業	家畜の消化管内発酵	CH ₄
	家畜の排せつ物の管理	CH ₄ 、 N ₂ O
	放牧地	CH ₄ 、 N ₂ O

ここで、エネルギー起源 CO₂ については、省エネ法で特定事業者に指定されている農業事業者のみが算定対象となります。

次ページからは、具体的な農業事業者の例を挙げて説明します。農業事業者として、次の表に示した耕種農業及び畜産農業の両方を営む事業者を想定します。なお、当該事業者の事業所はこれらの農業活動を行う 1 箇所の事業所のみであると想定します。

想定した農業事業者の概要

排出源	諸元	備考
トラクター等動力機械の燃料の使用	軽油 : 10 kL	小型特殊自動車 原油換算 : 9.804 kL
ビニルハウスでの燃料及び電力の使用	A 重油 : 15 kL 電力量 : 200,000 kWh	原油換算 : 15.067 kL 原油換算 : 44.582 kL
水田（間断灌漑水田）	面積 : 2,070,000 m ² (207 ha)	
稻わら等農業廃棄物の焼却	農業生産量: 1,109.52 t	面積から推計
肥料の使用	合成肥料 : 72 tN 石灰肥料 : 124 t	尿素肥料の使用は行われていないと仮定
家畜の飼養 (消化管内発酵及び排せつ物の管理)	飼養頭数 : 乳用牛 726 頭 肉用牛 525 頭	畜舎で飼養 ・乳用牛 : 全て搾乳牛 ・肉用牛 : 全て 7 ヶ月以上 ・ふん尿の処理方法: ふん尿 混合処理・堆積発酵 ・ふん尿分離率 : 0% (全て混合処理) ・ふん尿管理率 : 100% (全て堆積発酵)

※ 上表で例示する農業事業者は、エネルギー使用量が原油換算 1,500kL 未満であるため省エネ法における特定事業者（報告義務対象）ではありません。

※ 小型特殊自動車は、「燃料の燃焼の用に供する施設及び機械における燃料の使用」のディーゼル機関における算定除外対象である自動車に分類されるため、CH₄ 及び N₂O の算定は不要です。

2) 報告の対象範囲の判定

次に、本制度において、当該事業所が報告対象となるかどうかを判断するための方法を説明します。

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準（ガス別で 3,000 tCO₂ 以上）に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1における記載欄
非エネルギー起源 CO ₂	石灰肥料の使用	第1表③、別紙第1表③
CH ₄	ビニルハウスでの燃料の使用	第1表⑤、別紙第1表⑤
	水田からの排出（稲作）	
	稻わら等農業廃棄物の焼却	
	家畜の消化管内発酵	
	家畜の排せつ物の管理	
N ₂ O	ビニルハウスでの燃料の使用	第1表⑥、別紙第1表⑥
	稻わら等農業廃棄物の焼却	
	合成肥料の使用	
	家畜の排せつ物の管理	

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。ここで想定している農業事業者は、これに該当しないため、エネルギー起源 CO₂の排出量を算定する必要はありません。

(2) 非エネルギー起源 CO₂

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

非エネルギー起源 CO₂排出量合計で 3,000 tCO₂以上

本事業者の場合、非エネルギー起源 CO₂の排出源は、石灰肥料の使用のみが該当するので、これによる非エネルギー起源 CO₂排出量を算定します（尿素肥料の使用がある場合は、非エネルギー起源 CO₂の算定対象活動となります。）。

石灰肥料の使用に伴う非エネルギー起源 CO₂排出は、耕地において肥料として使用された石灰肥料に、排出係数（単位当たりの CO₂排出量）を乗じることで求めます。ここでは、水田に使用された石灰肥料の種類が炭酸カルシウムであったと想定し、その使用量を 124 t として計算を行います。

CO₂排出量 (tCO₂)

= 使用した炭酸カルシウム量 (t) × 肥料の種類ごとの排出係数 (tCO₂/t)

= 124 t × 0.44 tCO₂/t

= 54.56 tCO₂

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-101 ページ) 参照)

したがって、3,000 tCO₂未満であるため、非エネルギー起源 CO₂は報告対象となりません。

(3) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄排出量合計で CO₂換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

本事業者の場合、CH₄の排出源は、ビニルハウスでの燃料の使用、水田からの排出（稻作）、稻わら等農業廃棄物の焼却、家畜の消化管内発酵及び家畜の排せつ物の管理が該当するので、これらからの CH₄排出量を算定します。

① ビニルハウスでの燃料の使用

ビニルハウスでの燃料（A 重油）の使用に伴う CH₄排出量は、燃料使用量に、施設等の種類及び燃料の種類ごとに設定された単位発熱量と排出係数を乗じることで求めます。ここで、ビニルハウスにおける加温設備の施設等の種類は、「業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具」に該当します。

CH₄排出量 (tCH₄)

= A 重油消費量 (kl) × 単位発熱量 (GJ/kl) × 排出係数 (tCH₄/GJ)

= 15 (kl) × 38.9 (GJ/kl) × 0.0000095 (tCH₄/GJ)

= 0.00554325 tCH₄

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-109 ページ) 参照)

② 水田からの排出（稻作）

水田からの CH₄排出量は、水田面積 (207 ha) に排出係数 (間断灌漑水田 : 0.000029 tCH₄/m²) を乗じることで求めます。

CH₄排出量 (tCH₄)

= 水田面積 (m²) × 排出係数 (tCH₄/m²)

= 2,070,000 (m²) × 0.000029 (tCH₄/m²)

= 60.03 tCH₄

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-149 ページ) 参照)

③ 稲わら等農業廃棄物の焼却

稻わら等農業廃棄物の焼却からの CH₄ 排出量は、農業廃棄物の屋外焼却量に、排出係数を乗じることで求めます。ここでは、水田面積（207 ha）に、稲の収量全国平均値（5.36 t/ha）を乗じて、農業生産量（1,109.52 t）を求め、これにマニュアル（II-150 ページ）に示す稲の残さ率（1.06）及び実測により把握した野焼き率（0.1）を乗じて農業廃棄物の屋外焼却量（117.60912 t）を算定します。

なお、実測によって直接、農業廃棄物の屋外焼却量を求ることや、農業生産量を把握した後に、稲の残さ率及び野焼き率を乗じて農業廃棄物の屋外焼却量を求めることもできます。

CH₄ 排出量（tCH₄）

$$\begin{aligned} &= \text{農業廃棄物の屋外焼却量 (t)} \times \text{排出係数 (tCH}_4/\text{t}) \\ &= 117.60912 \text{ t} \times 0.0022 \text{ tCH}_4/\text{t} \\ &= \underline{\underline{0.25874\cdots \text{ tCH}_4}} \end{aligned}$$

（算定・報告マニュアル第 II 編（II-150 ページ）参照）

④ 家畜の消化管内発酵

家畜の消化管内発酵に伴う CH₄ 排出量は、年間の家畜種ごとの飼養頭数（乳用牛 726 頭、肉用牛 525 頭）に、排出係数（乳用牛 0.10 tCH₄/頭、肉用牛 0.063 tCH₄/頭）を乗じて求めます。

CH₄ 排出量（tCH₄）

$$\begin{aligned} &= \text{年間の平均飼養頭数} \times \text{排出係数} \\ &= \text{乳用牛 (726 頭)} \times 0.10 \text{ tCH}_4/\text{頭} + \text{肉用牛 (525 頭)} \times 0.063 \text{ tCH}_4/\text{頭} \\ &= 72.6 \text{ tCH}_4 + 33.075 \text{ tCH}_4 \\ &= \underline{\underline{105.675 \text{ tCH}_4}} \end{aligned}$$

（算定・報告マニュアル第 II 編（II-138 ページ）参照）

⑤ 家畜の排せつ物の管理

畜舎で飼養されている家畜の排せつ物の管理に伴う CH₄ 排出量は、年間の家畜種ごとの飼養頭数（乳用牛 726 頭、肉用牛 525 頭）を基に家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）を求め、これに排出係数（牛（ふん・尿／堆積発酵／乳用牛）0.038 tCH₄/頭、牛（ふん・尿／堆積発酵／肉用牛）0.0013 tCH₄/頭）を乗じて求めます。

まず、家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）を求めます。

「家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）」

$$\begin{aligned} &= \text{「年間の平均的な飼養頭数 (頭)」} \\ &\quad \times \text{「一頭当たりの年間排せつ物量 (t/頭/年)」} \\ &\quad \times \text{「排せつ物の有機物含有率 (%)」} \\ &\quad \times \text{「ふん尿分離処理の割合 (%)」} \times \text{「処理システムごとのふん尿管理率 (%)」} \end{aligned}$$

すなわち、本事業者の場合、

乳用牛（726頭）の「家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）」

$$= (\text{ふん}) 726 \text{ 頭} \times 16.9 \text{ t/頭/年} \times 16\% + (\text{尿}) 726 \text{ 頭} \times 6.4 \text{ t/頭/年} \times 0.5\%$$

$$= 1,963.104 \text{ t} + 23.232 \text{ t}$$

$$= 1,986.336 \text{ t}$$

肉用牛（525頭）の「家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）」

$$= (\text{ふん}) 525 \text{ 頭} \times 5.0 \text{ t/頭/年} \times 18\% + (\text{尿}) 525 \text{ 頭} \times 2.6 \text{ t/頭/年} \times 2.0\%$$

$$= 472.5 \text{ t} + 27.3 \text{ t}$$

$$= 499.8 \text{ t}$$

上記より、

CH₄排出量（tCH₄）

$$= (\text{管理方法ごとに}) \text{ ふん尿中の有機物量 (t)}$$

× 単位有機物量当たりの管理に伴う排出量（tCH₄/t）

$$= (\text{乳用牛}) 1,986.336 \text{ t} \times 0.038 \text{ tCH}_4/\text{頭} + (\text{肉用牛}) 499.8 \text{ t} \times 0.0013 \text{ tCH}_4/\text{頭}$$

$$= 75.480768 \text{ tCH}_4 + 0.64974 \text{ tCH}_4$$

$$= \underline{\underline{76.130508}} \text{ tCH}_4 \quad (\text{算定・報告マニュアル第II編 (II-140 ページ) 参照})$$

⑥ 合計

以上より CH₄の排出量をまとめると次のようになります。

農業事業者の CH₄ 排出量一覧

温室効果ガス	排出源	排出量	
CH ₄	ビニルハウスでの燃料の使用	0.005543	tCH ₄
	水田からの排出	60.03	tCH ₄
	稻わら等農業廃棄物の焼却	0.258740	tCH ₄
	家畜の消化管内発酵	105.675	tCH ₄
	家畜の排せつ物の管理	76.130508	tCH ₄

これより、CH₄排出量を合計すると次のようになります。

合計 CH₄排出量（tCH₄）

$$= 0.00554325 \text{ tCH}_4 + 60.03 \text{ tCH}_4 + 0.25874 \cdots \text{ tCH}_4 + 105.675 \text{ tCH}_4 + 76.130508 \text{ tCH}_4$$

$$= \underline{\underline{242.099 \cdots}} \text{ tCH}_4$$

↓ (CH₄の地球温暖化係数 (28) を用いて CO₂換算)

$$= \underline{\underline{6,778.794 \cdots}} \text{ tCO}_2$$

したがって、CO₂に換算して3,000 tCO₂以上であるため、CH₄は報告対象となります。

(4) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 11.4 tN₂O) 以上

本事業者の場合、N₂O の排出源は、ビニルハウスでの燃料の使用、稻わら等農業廃棄物の焼却、合成肥料の使用、家畜の排せつ物の管理が該当するので、これらによる N₂O 排出量を算定します。

① ビニルハウスでの燃料の使用

ビニルハウスでの燃料（A 重油）の使用に伴う N₂O 排出量は、燃料使用量に、施設等の種類及び燃料の種類ごとに設定された単位発熱量と排出係数を乗じることで求めます。ここで、ビニルハウスにおける加温設備の施設等の種類は、「業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具」に該当します。

N₂O 排出量 (tN₂O)

$$= \text{A 重油消費量 (kl)} \times \text{単位発熱量 (GJ/kl)} \times \text{排出係数 (tN}_2\text{O/GJ)}$$

$$= 15 (\text{kl}) \times 38.9 (\text{GJ/kl}) \times 0.00000057 (\text{tN}_2\text{O/GJ})$$

= 0.000332… tN₂O (算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-169 ページ) 参照)

② 稲わら等農業廃棄物の焼却

稻わら等農業廃棄物の焼却からの N₂O 排出量は、農業廃棄物量に、排出係数を乗じることで求めます。ここでは、農業廃棄物量のデータとして、先の CH₄ で計算した値 (117.60912 t) を再び使用します。

CH₄ の場合と同様に、実測によって直接、農業廃棄物量を求めるか、あるいは農業生産量を把握した後に、稻の残さ率及び野焼き率を乗じて農業廃棄物量を求めることもできます。

N₂O 排出量 (tN₂O)

= 農業廃棄物 × 排出係数

$$= 117.60912 \text{ t} \times 0.000056 \text{ tN}_2\text{O/t}$$

= 0.006586 tN₂O (算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (II-206 ページ) 参照)

③ 合成肥料の使用

合成肥料の使用に伴う N₂O 排出量は、作物種ごとに使用された肥料に含まれる窒素量に、排出係数（単位窒素当たりの N₂O 排出量）を乗じることで求めます。ここでは、水田に使用された肥料に含まれる窒素量を 72 tN として計算を行います。

N_2O 排出量 (tN_2O)

= 使用した肥料中の窒素量 (tN) × 水稻の排出係数 (tN_2O/tN)

$$= 72 tN \times 0.0049 tN_2O/tN$$

$$= \underline{\underline{0.3528 tN_2O}}$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-195 ページ) 参照)

④ 家畜の排せつ物の管理

畜舎で飼養されている家畜の排せつ物の管理に伴う N_2O 排出量は、年間の家畜種ごとの飼養頭数（乳用牛 726 頭、肉用牛 525 頭）を基に家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN) を求め、これに、排出係数（牛（ふん・尿／堆積発酵／乳用牛）0.038 tN_2O/tN 、牛（ふん・尿／堆積発酵／肉用牛）0.025 tN_2O/tN ）を乗じて求めます。

まず、家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN) を求めます。

「家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN)」

= 「年間の平均的な飼養頭数 (頭)」

× 「一頭当たりの年間窒素排出量 ($tN/\text{頭} \cdot \text{年}$)」

× 「ふん尿分離処理の割合 (%)」

× 「処理システムごとのふん尿管理率 (%)」

すなわち、本事業者の場合、

乳用牛 (726 頭) の「家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN)」

= (ふん) 726 頭 × 0.067 $tN/\text{頭} \cdot \text{年}$ + (尿) 726 頭 × 0.037 $tN/\text{頭} \cdot \text{年}$

$$= 48.642 tN + 26.862 tN$$

$$= 75.504 tN$$

肉用牛 (525 頭) の「家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN)」

= (ふん) 525 頭 × 0.021 $tN/\text{頭} \cdot \text{年}$ + (尿) 525 頭 × 0.027 $tN/\text{頭} \cdot \text{年}$

$$= 11.025 tN + 14.175 tN$$

$$= 25.2 tN$$

上記より、

N_2O 排出量 (tN_2O)

= (管理方法ごとに) ふん尿中の窒素量 (tN)

× 単位有機物量当たりの管理に伴う排出量 (tN_2O/tN)

= 乳用牛 (75.504 tN) × 0.038 tN_2O/tN + 肉用牛 (25.2 tN) × 0.025 tN_2O/tN

$$= 2.869152 tN_2O + 0.63 tN_2O$$

$$= \underline{\underline{3.499152 tN_2O}}$$

(算定・報告マニュアル第 II 編 (II-184 ページ) 参照)

⑤ 合計

以上より N_2O の排出量をまとめると次のようにになります。

農業事業者の N_2O 排出量一覧

温室効果ガス	排出源	排出量
N_2O	ビニルハウスでの燃料の使用	0.000332 t N_2O
	稻わら等農業廃棄物の焼却	0.006586 t N_2O
	合成肥料の使用	0.3528 t N_2O
	家畜の排せつ物の管理	3.499152 t N_2O

これより、 N_2O 排出量を合計すると次のようになります。

合計 N_2O 排出量 (t N_2O)

$$=0.000332595 \text{ tN}_2\text{O} + 0.006586\cdots \text{ tN}_2\text{O} + 0.3528 \text{ tN}_2\text{O} + 3.499152 \text{ tN}_2\text{O}$$

$$=\underline{\underline{3.85887\cdots \text{ tN}_2\text{O}}}$$

↓ (N_2O の地球温暖化係数 (265) を用いて CO_2 換算)

$$=\underline{\underline{1,022.60073\cdots \text{ tCO}_2}}$$

したがって、 CO_2 に換算して 3,000 t CO_2 未満であるため、 N_2O は報告対象となりません。

(5) その他

本事業所の活動においては、HFC、PFC、 SF_6 、 NF_3 の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

(2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

ガスごとの温室効果ガス排出量の集計表

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1における記載欄	備考
CH_4	ビニルハウスでの燃料の使用	第1表⑥、別紙第1表⑤	
	水田からの排出（稻作）		
	稻わら等農業廃棄物の焼却		
	家畜の消化管内発酵		
	家畜の排せつ物の管理		

(1) CH₄

水田からの排出（稻作）、稻わら等農業廃棄物の焼却、家畜の消化管内発酵及び家畜の排せつ物の管理が対象となります。ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用すると想定すると計算方法等は2)(3)と同じになりますので、2)(3)に倣って計算してください。2)(3)に基づき小数点以下を切り捨て、報告する排出量は**6,778 tCO₂**となります。

(2) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化した国内認証排出削減量・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計量は0tCO₂、自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量が2,000 tCO₂であったと想定します。さらに、このうち、バイオ炭の農地施用により土壤に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証されたものが1,000 tCO₂、省エネ活動による排出削減量として認証されたものが1,000tCO₂であったとします。

調整後温室効果ガス排出量

- =エネルギー起源 CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- +非エネルギー起源 CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- +CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆及びNF₃の基礎排出量
- 排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- +自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量

ここで、エネルギー起源 CO₂排出量は、燃料の使用に伴う CO₂排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（II-278ページ）参照）

項目	排出量(tCO ₂)
CH ₄	6,778.794156
他社に移転した国内認証排出削減量等（バイオ炭施用）	0 ※
他社に移転した国内認証排出削減量等（省エネ）	1,000
調整後温室効果ガス排出量	7,778.794156

※ 自らが創出して他者に移転した国内認証排出削減量又は自らが創出して他者のために無効化をした国内認証排出量のうち、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された場合、又はバイオ炭の農地施用により土壤に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証された場合は、調整後温室効果ガス排出量の算定における加算の対象から除外されます。

したがって、小数点以下を切り捨てるとき、調整後温室効果ガス排出量は7,778 tCO₂となります。

4) 排出量の報告

農業事業者の事業所管省庁は農林水産省であるため、農林水産省に温対法様式第1を提出します。

温対法様式第1での記載は下記のようになります。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスが3,000tCO₂以上）に該当しています。このため、温対法様式第1において事業者全体の排出量等を記載する「第1表」等に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第1表」にも記載します。

【温対法様式第1】

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

⑥ CH₄

6,778 tCO₂

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

7,778 tCO₂

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

⑤ CH₄

6,778 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

第5表の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

1.8 荷主

1) 想定する事業者の概要と排出源

荷主とは自らの貨物を自己又は他者に委託して貨物を輸送させる事業者を指しています。業種は問わず幅広い事業者が荷主になりますが、業種によって輸送量の大小には差があります。このため、輸送量が大きい以下のようないわゆる重工業では特に本制度の報告対象となる事業者が多いことが想定されます。

- ・ 製造業（特に鉄鋼、石油、セメント、機械等の重工業）
- ・ 卸売業
- ・ 鉱業

ここでは荷主として工場を3箇所保有する製造業を考えます。

なお、荷主としてのCO₂排出以外の排出源はここでは取り扱いません。

想定した荷主の概要

主要施設	出荷量	備考
工場A	50万t	近距離の配送が多い。
工場B	150万t	工場Cへの幹線輸送中心。
工場C	20万t	一部鉄道輸送あり。

※ 自家輸送分車両保有台数 2t車50台、4t車10台

排出源は、荷主としての貨物輸送に伴うCO₂の排出であり、事業者単位で算定・報告します。

2) 報告の対象範囲の判定

荷主としての排出源は以下のとおりエネルギー起源CO₂のみとなります。

温室効果ガス	排出源 (場所及び活動種類)	備考
エネルギー起源CO ₂ (特定荷主)	工場A、B、Cからの出荷	省エネ法指定

ここで、上記の温室効果ガスの種類が報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

なお、自家用貨物自動車の保有台数が60台と省エネ法の特定輸送事業者（トラック）の基準である200台を下回っているため、特定輸送事業者には該当せず、貨物輸送事業者としての報告は不要です。

(1) エネルギー起源CO₂（特定荷主）

省エネ法の特定荷主は本制度の報告対象ですので、ここで想定する荷主は省エネ法における特

定荷主であるため報告対象となります。

なお、省エネ法の特定荷主については、次のように定められています。

輸送量 3,000 万トンキロ以上

以後の議論のため、輸送量（トンキロ）を以下のように設定します。

主要施設	出荷先	出荷量	輸送距離	輸送トンキロ	備 考
工場A	卸売業D	61.6 千t	118 km	7,268.8 千t·km	
	卸売業E	97 千t	43 km	4,171 千t·km	
	店舗F ・・・	340 千t	(平均) 15 km	5,100 千t·km	自社トラック 近距離配送 (店舗多数)
工場B	工場A	113 千t	20 km	2,260 千t·km	
	工場C	1,382 千t	145 km	200,390 千t·km	
工場C	他社工場	204 千t	(平均) 594 km	121,176 千t·km	一部鉄道輸送あり
合 計		2,198 千t		340,365.8 千t·km	

3) 報告する排出量の算定

荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出が算定対象となりますので、事業者全体で関連するデータを収集します。

荷主の算定手法としては、下記の 3 種類があります（II-58 ページ）参照）。

算定手法	算 定 式
燃料法	排出量=燃料使用量×単位発熱量×排出係数×44/12
燃費法	排出量=輸送距離／燃費×単位発熱量×排出係数×44/12
トンキロ法	[トラック] 排出量=輸送トンキロ×トンキロ法燃料使用原単位×単位発熱量 ×排出係数×44/12 [鉄道、船舶、航空] 排出量=輸送トンキロ×(輸送機関別の) トンキロ法原単位

ここでは工場 A から店舗への配送のみ自社トラック、その他は輸送事業者への委託輸送で工場 C からの出荷分には鉄道輸送が含まれていると仮定します。

① 自家輸送分

自社のトラックであれば燃料使用量の把握が簡単なため、燃料法で算定することができます。

例えば次のような形でデータを収集・算定します。空車での走行については算定対象とならな

いため、貨物を積載した状態（実車）で走行した際に使用した燃料使用量のみ算定します。

燃 種	燃料使用量			CO ₂ 排出量	備 考
	全使用量	実車率	算定対象使用量		
ガソリン	2,542 kl	50 %	1,271 kl	2,910.7…tCO ₂	2t車50台
軽油	667 kl	60 %	400 kl	1,047.7…tCO ₂	4t車10台
合 計			1,671 kl	3,958.5…tCO ₂	

※ ガソリンの単位発熱量及び排出係数には、揮発油の単位発熱量と排出係数を使用します。

② 委託輸送分（トラック）

トラックの委託輸送の場合、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで算定することになりますが、ここではトンキロ法を用いて算定する場合を考えます。

トンキロ法では、燃種別最大積載量別に輸送量(トンキロ)、積載率を把握する必要があります。このため、例えば以下のような形でデータを収集・算定します。工場別にデータを把握する必要がありませんので、全工場分について運送会社ごとにデータを集計しています。燃料使用原単位(l/t·km)については、燃料種と燃費基準年に基づき、II-60 ページの計算式によって算定します。ここでは、運送会社ごとに燃費基準達成年を想定しています。なお、鉄道輸送の末端輸送部分についてもここで集計・算定します。

委託先	燃種	最大 積載量	積載率	燃費基準	原単位 (l/t·km)	トンキロ (千)	燃料使用量 (kl)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
運送会社 G	軽油	4 t	60 %	2015 年 基準達成	0.0903…	4,171	377.0…	987.5…
		13 t	75 %		0.0347…	200,390	6,957.9…	18,226.0…
運送会社 H	軽油	8 t	51 %*	2025 年 基準達成	0.0525*	7,268.8	381.6…	999.6…
運送会社 I	ガソ リン	3 t	60 %	2022 年 基準達成	0.0832…	2,260	188.0…	430.7…
	軽油	10 t	80 %	燃費基準不 明(その他)	0.0435…	61,496	2,676.8…	7,012.0…
合 計					275,585.8	10,581.5…	27,655.9…	

*積載率不明のため、II-61 ページの表 II-3-2 に基づき、みなし積載率と積載率不明な場合の燃料使用原単位を利用

③ 委託輸送分（鉄道）

中長距離の輸送では鉄道を用いることもあります、ここでは工場Cからの出荷分の一部に鉄道輸送を利用していると考えています。

鉄道の場合には、一般に燃料法、燃費法を用いることはできませんので、トンキロ法を用いることになります。鉄道の場合のトンキロ法は、輸送量（トンキロ）と原単位から算定できます。

$$59,680 \text{ 千トンキロ} \times 22 \text{ gCO}_2/\text{トンキロ} \times 1/1,000 \text{ (tCO}_2/\text{gCO}_2) = 1,312.96 \text{ tCO}_2$$

なお、鉄道の場合のトンキロ法ではエネルギーの種類を区別できないため、報告の際には燃料使用に伴う CO₂排出量として報告します。

④ 合計

以上を合計し、合計値の小数点以下を切り捨てるとき、CO₂排出量は **32,927 tCO₂** となります。

	算定手法	CO ₂ 排出量	備 考
①自家輸送分	燃料法	3,958.5… tCO ₂	トラック近距離配送
②委託輸送分（トラック）	トンキロ法	27,655.9… tCO ₂	鉄道末端輸送含む
③委託輸送分（鉄道）	トンキロ法	1,312.9… tCO ₂	
合 計		32,927.4… tCO ₂	

4) 排出量の報告

荷主の事業所管省庁は事業者により異なります。経済産業省及び事業所管省庁に省エネ法の定期報告書（様式第 30）を提出します。

省エネ法定期報告書での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素

32,927 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

0 tCO₂

なお、特定荷主については、調整後温室効果ガス排出量の報告は行いません。

2. 日本標準産業分類一覧

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
A 農業、林業			
01 農業			
010 管理、補助的経済活動を行う事業所（01農業）			
0100	主として管理事務を行う本社等		
0109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
011 耕種農業			
0111	米作農業		
0112	米作以外の穀作農業		
0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）		
0114	果樹作農業		
0115	花き作農業		
0116	工芸農作物農業		
0117	ばれいしょ・かんしょ作農業		
0119	その他の耕種農業		
012 畜産農業			
0121	酪農業		
0122	肉用牛生産業		
0123	養豚業		
0124	養鶏業		
0125	畜産類似業		
0126	養蚕農業		
0129	その他の畜産農業		
013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）			
0131	穀作サービス業		
0132	野菜作・果樹作サービス業		
0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業		
0134	畜産サービス業（獸医業を除く）		
014 園芸サービス業			
0141	園芸サービス業		
02 林業			
020 管理、補助的経済活動を行う事業所（02林業）			
0200	主として管理事務を行う本社等		
0209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
021 育林業			
0211	育林業		
022 素材生産業			
0221	素材生産業		
023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）			
0231	製薪炭業		
0239	その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）		
024 林業サービス業			
0241	育林サービス業		
0242	素材生産サービス業		
0243	山林種苗生産サービス業		
0249	その他の林業サービス業		
029 その他の林業			
0299	その他の林業		
B 漁業			
03 漁業（水産養殖業を除く）			
030 管理、補助的経済活動を行う事業所（03漁業）			
0300	主として管理事務を行う本社等		
0309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
031 海面漁業			
0311	底びき網漁業		
0312	まき網漁業		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
B 漁業 [つづき]			
03 漁業（水産養殖業を除く） [つづき]			
031 海面漁業 [つづき]			
0313 刺網漁業			
0314 鈎・はえ縄漁業			
0315 定置網漁業			
0316 地びき網・船びき網漁業			
0317 採貝・採藻業			
0318 捕鯨業			
0319 その他の海面漁業			
032 内水面漁業			
0321 内水面漁業			
04 水産養殖業			
040 管理、補助的経済活動を行う事業所（04水産養殖業）			
0400 主として管理事務を行う本社等			
0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
041 海面養殖業			
0411 魚類養殖業			
0412 貝類養殖業			
0413 藻類養殖業			
0414 真珠養殖業			
0415 種苗養殖業			
0419 その他の海面養殖業			
042 内水面養殖業			
0421 内水面養殖業			
C 鉱業、採石業、砂利採取業			
05 鉱業、採石業、砂利採取業			
050 管理、補助的経済活動を行う事業所（05鉱業、採石業、砂利採取業）			
0500 主として管理事務を行う本社等			
0509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
051 金属鉱業			
0511 金・銀鉱業			
0512 鉛・亜鉛鉱業			
0513 鉄鉱業			
0519 その他の金属鉱業			
052 石炭・亜炭鉱業			
0521 石炭鉱業（石炭選別業を含む）			
0522 亜炭鉱業			
053 原油・天然ガス鉱業			
0531 原油鉱業			
0532 天然ガス鉱業			
054 採石業、砂・砂利・玉石採取業			
0541 花こう岩・同類似岩石採石業			
0542 石英粗面岩・同類似岩石採石業			
0543 安山岩・同類似岩石採石業			
0544 大理石採石業			
0545 ぎょう灰岩採石業			
0546 砂岩採石業			
0547 粘板岩採石業			
0548 砂・砂利・玉石採取業			
0549 その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業			
055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）			
0551 耐火粘土鉱業			
0552 ろう石鉱業			
0553 ドロマイド鉱業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
C 鉱業、採石業、砂利採取業【つづき】			
05 鉱業、採石業、砂利採取業【つづき】			
055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）【つづき】			
0554 長石鉱業			
0555 けい石鉱業			
0556 天然けい砂鉱業			
0557 石灰石鉱業			
0559 その他の窯業原料用鉱物鉱業			
059 その他の鉱業			
0591 酸性白土鉱業			
0592 ベントナイト鉱業			
0593 けいそう土鉱業			
0594 滑石鉱業			
0599 他に分類されない鉱業			
D 建設業			
06 総合工事業			
060 管理、補助的経済活動を行う事業所（06総合工事業）			
0600 主として管理事務を行う本社等			
0609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
061 一般土木建築工事業			
0611 一般土木建築工事業			
062 土木工事業（舗装工事業を除く）			
0621 土木工事業（別掲を除く）			
0622 造園工事業			
0623 しゅんせつ工事業			
063 舗装工事業			
0631 舗装工事業			
064 建築工事業（木造建築工事業を除く）			
0641 建築工事業（木造建築工事業を除く）			
065 木造建築工事業			
0651 木造建築工事業			
066 建築リフォーム工事業			
0661 建築リフォーム工事業			
07 職別工事業（設備工事業を除く）			
070 管理、補助的経済活動を行う事業所（07職別工事業）			
0700 主として管理事務を行う本社等			
0709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
071 大工工事業			
0711 大工工事業（型枠大工工事業を除く）			
0712 型枠大工工事業			
072 とび・土工・コンクリート工事業			
0721 とび工事業			
0722 土工・コンクリート工事業			
0723 特殊コンクリート工事業			
073 鉄骨・鉄筋工事業			
0731 鉄骨工事業			
0732 鉄筋工事業			
074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業			
0741 石工工事業			
0742 れんが工事業			
0743 タイル工事業			
0744 コンクリートブロック工事業			
075 左官工事業			
0751 左官工事業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
D 建設業 [つづき]			
07 職別工事業（設備工事業を除く） [つづき]			
076 板金・金物工事業			
0761 金属製屋根工事業			
0762 板金工事業			
0763 建築金物工事業			
077 塗装工事業			
0771 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）			
0772 道路標示・区画線工事業			
078 床・内装工事業			
0781 床工事業			
0782 内装工事業			
079 その他の職別工事業			
0791 ガラス工事業			
0792 金属製建具工事業			
0793 木製建具工事業			
0794 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）			
0795 防水工事業			
0796 解体・はつり工事業			
0799 他に分類されない職別工事業			
08 設備工事業			
080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08設備工事業）			
0800 主として管理事務を行う本社等			
0809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
081 電気工事業			
0811 一般電気工事業			
0812 電気配線工事業			
082 電気通信・信号装置工事業			
0821 電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）			
0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業			
0823 信号装置工事業			
083 管工事業（さく井工事業を除く）			
0831 一般管工事業			
0832 冷暖房設備工事業			
0833 給排水・衛生設備工事業			
0839 その他の管工事業			
084 機械器具設置工事業			
0841 機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）			
0842 昇降設備工事業			
089 その他の設備工事業			
0891 築炉工事業			
0892 熱絶縁工事業			
0893 道路標識設置工事業			
0894 さく井工事業			
E 製造業			
09 食料品製造業			
090 管理、補助的経済活動を行う事業所（09食料品製造業）			
0900 主として管理事務を行う本社等			
0909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
091 畜産食料品製造業			
0911 部分肉・冷凍肉製造業			
0912 肉加工品製造業			
0913 処理牛乳・乳飲料製造業			
0914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）			
0919 その他の畜産食料品製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
09 食料品製造業 [つづき]			
092 水産食料品製造業			
0921 水産缶詰・瓶詰製造業			
0922 海藻加工業			
0923 水産練製品製造業			
0924 塩干・塩蔵品製造業			
0925 冷凍水産物製造業			
0926 冷凍水産食品製造業			
0929 その他の水産食料品製造業			
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			
0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）			
0932 野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）			
094 調味料製造業			
0941 味噌製造業			
0942 しょう油・食用アミノ酸製造業			
0943 ソース製造業			
0944 食酢製造業			
0949 その他の調味料製造業			
095 砂糖・でんぶん糖類製造業			
0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）			
0952 砂糖精製業			
0953 でんぶん糖類製造業			
096 精穀・製粉業			
0961 精米・精麦業			
0962 小麦粉製造業			
0969 その他の精穀・製粉業			
097 パン・菓子製造業			
0971 パン製造業			
0972 生菓子製造業			
0973 ビスケット類・干菓子製造業			
0974 米菓製造業			
0979 その他のパン・菓子製造業			
098 動植物油脂製造業			
0981 動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）			
0982 食用油脂加工業			
099 その他の食料品製造業			
0991 でんぶん製造業			
0992 めん類製造業			
0993 豆腐・油揚製造業			
0994 あん類製造業			
0995 冷凍調理食品製造業			
0996 そう（惣）菜製造業			
0997 すし・弁当・調理パン製造業			
0998 レトルト食品製造業			
0999 他に分類されない食料品製造業			
10 飲料・たばこ・飼料製造業			
100 管理、補助的経済活動を行う事業所（10飲料・たばこ・飼料製造業）			
1000 主として管理事務を行う本社等			
1009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
101 清涼飲料製造業			
1011 清涼飲料製造業			
102 酒類製造業			
1021 果実酒製造業			
1022 発泡性酒類製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
10 飲料・たばこ・飼料製造業 [つづき]			
102 酒類製造業 [つづき]			
1023 清酒製造業			
1024 醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）			
1025 蒸留酒類製造業			
1026 混成酒類製造業			
103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）			
1031 製茶業			
1032 コーヒー製造業			
104 製氷業			
1041 製氷業			
105 たばこ製造業			
1051 たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）			
1052 葉たばこ処理業			
106 飼料・有機質肥料製造業			
1061 配合飼料製造業			
1062 単体飼料製造業			
1063 有機質肥料製造業			
11 繊維工業			
110 管理、補助的経済活動を行う事業所（11繊維工業）			
1100 主として管理事務を行う本社等			
1109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業			
1111 製糸業			
1112 化学繊維製造業			
1113 炭素繊維製造業			
1114 編紡績業			
1115 化学繊維紡績業			
1116 毛紡績業			
1117 ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）			
1118 かさ高加工糸製造業			
1119 その他の紡績業			
112 織物業			
1121 綿・スフ織物業			
1122 絹・人絹織物業			
1123 毛織物業			
1124 麻織物業			
1125 細幅織物業			
1129 その他の織物業			
113 ニット生地製造業			
1131 丸編ニット生地製造業			
1132 たて編ニット生地製造業			
1133 横編ニット生地製造業			
114 染色整理業			
1141 綿・スフ・麻織物機械染色業			
1142 絹・人絹織物機械染色業			
1143 毛織物機械染色整理業			
1144 織物整理業			
1145 織物手加工染色整理業			
1146 級状繊維・糸染色整理業			
1147 ニット・レース染色整理業			
1148 繊維雑品染色整理業			
115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業			
1151 綱製造業			
1152 漁網製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	11	繊維工業	[つづき]
	115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業	[つづき]
	1153	綱地製造業（漁網を除く）	
	1154	レース製造業	
	1155	組ひも製造業	
	1156	整毛業	
	1157	フェルト・不織布製造業	
	1158	上塗りした織物・防水した織物製造業	
	1159	その他の繊維粗製品製造業	
	116	外衣・シャツ製造業（和式を除く）	
	1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	1163	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	1164	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）	
	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	1166	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く）	
	1167	ニット製アウターシャツ類製造業	
	1168	セーター類製造業	
	1169	その他の外衣・シャツ製造業	
	117	下着類製造業	
	1171	織物製下着製造業	
	1172	ニット製下着製造業	
	1173	織物製・ニット製寝着類製造業	
	1174	補整着製造業	
	118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	
	1181	和装製品製造業（足袋を含む）	
	1182	ネクタイ製造業	
	1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	
	1184	靴下製造業	
	1185	手袋製造業	
	1186	帽子製造業（帽体を含む）	
	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	
	119	その他の繊維製品製造業	
	1191	寝具製造業	
	1192	毛布製造業	
	1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	
	1194	帆布製品製造業	
	1195	繊維製袋製造業	
	1196	刺しゅう業	
	1197	タオル製造業	
	1198	繊維製衛生材料製造業	
	1199	他に分類されない繊維製品製造業	
12	木材・木製品製造業	（家具を除く）	
	120	管理、補助的経済活動を行う事業所（12木材・木製品製造業）	
	1200	主として管理事務を行う本社等	
	1209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	121	製材業、木製品製造業	
	1211	一般製材業	
	1212	単板（ベニヤ）製造業	
	1213	木材チップ製造業	
	1219	その他の特殊製材業	
	122	造作材・合板・建築用組立材料製造業	
	1221	造作材製造業（建具を除く）	
	1222	合板製造業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
12 木材・木製品製造業（家具を除く） [つづき]			
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 [つづき]			
1223 集成材製造業			
1224 建築用木製組立材料製造業			
1225 パーティクルボード製造業			
1226 繊維板製造業			
1227 鋼木製造業			
1228 床板製造業			
123 木製容器製造業（竹、とうを含む）			
1231 竹・とう・きりゅう等容器製造業			
1232 木箱製造業			
1233 たる・おけ製造業			
129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）			
1291 木材薬品処理業			
1292 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業			
1299 他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）			
13 家具・装備品製造業			
130 管理、補助的経済活動を行う事業所（13家具・装備品製造業）			
1300 主として管理事務を行う本社等			
1309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
131 家具製造業			
1311 木製家具製造業（漆塗りを除く）			
1312 金属製家具製造業			
1313 マットレス・組スプリング製造業			
132 宗教用具製造業			
1321 宗教用具製造業			
133 建具製造業			
1331 建具製造業			
139 その他の家具・装備品製造業			
1391 事務所用・店舗用装備品製造業			
1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業			
1393 鏡縁・額縁製造業			
1399 他に分類されない家具・装備品製造業			
14 パルプ・紙・紙加工品製造業			
140 管理、補助的経済活動を行う事業所（14パルプ・紙・紙加工品製造業）			
1400 主として管理事務を行う本社等			
1409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
141 パルプ製造業			
1411 パルプ製造業			
142 紙製造業			
1421 洋紙製造業			
1422 板紙製造業			
1423 機械すき和紙製造業			
1424 手すき和紙製造業			
143 加工紙製造業			
1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）			
1432 段ボール製造業			
1433 壁紙・ふすま紙製造業			
144 紙製品製造業			
1441 事務用・学用紙製品製造業			
1442 日用紙製品製造業			
1449 その他の紙製品製造業			
145 紙製容器製造業			
1451 重包装紙袋製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
14 パルプ・紙・紙加工品製造業 [つづき]			
	145	紙製容器製造業 [つづき]	
	1452	角底紙袋製造業	
	1453	段ボール箱製造業	
	1454	紙器製造業	
	149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
	1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
15 印刷・同関連業			
150 管理、補助的経済活動を行う事業所（15印刷・同関連業）			
	1500	主として管理事務を行う本社等	
	1509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
151 印刷業			
	1511	オフセット印刷業（紙に対するもの）	
	1512	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）	
	1513	紙以外の印刷業	
152 製版業			
	1521	製版業	
153 製本業、印刷物加工業			
	1531	製本業	
	1532	印刷物加工業	
159 印刷関連サービス業			
	1591	印刷関連サービス業	
16 化学工業			
160 管理、補助的経済活動を行う事業所（16化学工業）			
	1600	主として管理事務を行う本社等	
	1609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
161 化学肥料製造業			
	1611	窒素質・りん酸質肥料製造業	
	1612	複合肥料製造業	
	1619	その他の化学肥料製造業	
162 無機化学工業製品製造業			
	1621	ソーダ工業	
	1622	無機顔料製造業	
	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業	
	1624	塩製造業	
	1629	その他の無機化学工業製品製造業	
163 有機化学工業製品製造業			
	1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	
	1632	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）	
	1633	発酵工業	
	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	
	1635	プラスチック製造業	
	1636	合成ゴム製造業	
	1639	その他の有機化学工業製品製造業	
164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業			
	1641	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	
	1642	石けん・合成洗剤製造業	
	1643	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）	
	1644	塗料製造業	
	1645	印刷インキ製造業	
	1646	洗净剤・磨用剤製造業	
	1647	ろうそく製造業	
165 医薬品製造業			
	1651	医薬品原薬製造業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業【つづき】			
16 化学工業【つづき】			
165 医薬品製造業【つづき】			
1652 医薬品製剤製造業			
1653 生物学的製剤製造業			
1654 生薬・漢方製剤製造業			
1655 動物用医薬品製造業			
166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			
1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）			
1662 頭髪用化粧品製造業			
1669 その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業			
169 その他の化学工業			
1691 火薬類製造業			
1692 農薬製造業			
1693 香料製造業			
1694 ゼラチン・接着剤製造業			
1695 写真感光材料製造業			
1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業			
1697 試薬製造業			
1699 他に分類されない化学工業製品製造業			
17 石油製品・石炭製品製造業			
170 管理、補助的経済活動を行う事業所（17石油製品・石炭製品製造業）			
1700 主として管理事務を行う本社等			
1709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
171 石油精製業			
1711 石油精製業			
172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）			
1721 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）			
173 コークス製造業			
1731 コークス製造業			
174 舗装材料製造業			
1741 舗装材料製造業			
179 その他の石油製品・石炭製品製造業			
1799 その他の石油製品・石炭製品製造業			
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）			
180 管理、補助的経済活動を行う事業所（18プラスチック製品製造業）			
1800 主として管理事務を行う本社等			
1809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業			
1811 プラスチック板・棒製造業			
1812 プラスチック管製造業			
1813 プラスチック継手製造業			
1814 プラスチック異形押出製品製造業			
1815 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業			
182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業			
1821 プラスチックフィルム製造業			
1822 プラスチックシート製造業			
1823 プラスチック床材製造業			
1824 合成皮革製造業			
1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業			
183 工業用プラスチック製品製造業			
1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）			
1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）			
1833 その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）			
1834 工業用プラスチック製品加工業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） [つづき]			
184 発泡・強化プラスチック製品製造業			
1841 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）			
1842 硬質プラスチック発泡製品製造業			
1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業			
1844 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業			
1845 発泡・強化プラスチック製品加工業			
185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）			
1851 プラスチック成形材料製造業			
1852 廃プラスチック製品製造業			
189 その他のプラスチック製品製造業			
1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業			
1892 プラスチック製容器製造業			
1897 他に分類されないプラスチック製品製造業			
1898 他に分類されないプラスチック製品加工業			
19 ゴム製品製造業			
190 管理、補助的経済活動を行う事業所（19ゴム製品製造業）			
1900 主として管理事務を行う本社等			
1909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
191 タイヤ・チューブ製造業			
1911 自動車タイヤ・チューブ製造業			
1919 その他のタイヤ・チューブ製造業			
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業			
1921 ゴム製履物・同附属品製造業			
1922 プラスチック製履物・同附属品製造業			
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業			
1931 ゴムベルト製造業			
1932 ゴムホース製造業			
1933 工業用ゴム製品製造業			
199 その他のゴム製品製造業			
1991 ゴム引布・同製品製造業			
1992 医療・衛生用ゴム製品製造業			
1993 ゴム練生地製造業			
1994 更生タイヤ製造業			
1995 再生ゴム製造業			
1999 他に分類されないゴム製品製造業			
20 なめし革・同製品・毛皮製造業			
200 管理、補助的経済活動を行う事業所（20なめし革・同製品・毛皮製造業）			
2000 主として管理事務を行う本社等			
2009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
201 なめし革製造業			
2011 なめし革製造業			
202 工業用革製品製造業（手袋を除く）			
2021 工業用革製品製造業（手袋を除く）			
203 革製履物用材料・同附属品製造業			
2031 革製履物用材料・同附属品製造業			
204 革製履物製造業			
2041 革製履物製造業			
205 革製手袋製造業			
2051 革製手袋製造業			
206 かばん製造業			
2061 かばん製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類		
E 製造業 [つづき]					
20 なめし革・同製品・毛皮製造業 [つづき]					
207 袋物製造業					
2071 袋物製造業（ハンドバッグを除く）					
2072 ハンドバッグ製造業					
208 毛皮製造業					
2081 毛皮製造業					
209 その他のなめし革製品製造業					
2099 その他のなめし革製品製造業					
21 窯業・土石製品製造業					
210 管理、補助的経済活動を行う事業所（21窯業・土石製品製造業）					
2100 主として管理事務を行う本社等					
2109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所					
211 ガラス・同製品製造業					
2111 板ガラス製造業					
2112 板ガラス加工業					
2113 ガラス製加工素材製造業					
2114 ガラス容器製造業					
2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業					
2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業					
2117 ガラス繊維・同製品製造業					
2119 その他のガラス・同製品製造業					
212 セメント・同製品製造業					
2121 セメント製造業					
2122 生コンクリート製造業					
2123 コンクリート製品製造業					
2129 その他のセメント製品製造業					
213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）					
2131 粘土がわら製造業					
2132 普通れんが製造業					
2139 その他の建設用粘土製品製造業					
214 陶磁器・同関連製品製造業					
2141 衛生陶器製造業					
2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業					
2143 陶磁器製置物製造業					
2144 電気用陶磁器製造業					
2145 理化学用・工業用陶磁器製造業					
2146 陶磁器製タイル製造業					
2147 陶磁器絵付業					
2148 陶磁器用はい（坏）土製造業					
2149 その他の陶磁器・同関連製品製造業					
215 耐火物製造業					
2151 耐火れんが製造業					
2152 不定形耐火物製造業					
2159 その他の耐火物製造業					
216 炭素・黒鉛製品製造業					
2161 炭素質電極製造業					
2169 その他の炭素・黒鉛製品製造業					
217 研磨材・同製品製造業					
2171 研磨材製造業					
2172 研削と石製造業					
2173 研磨布紙製造業					
2179 その他の研磨材・同製品製造業					

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
21 窯業・土石製品製造業 [つづき]			
218 骨材・石工品等製造業			
2181 碎石製造業			
2182 再生骨材製造業			
2183 人工骨材製造業			
2184 石工品製造業			
2185 けいそう土・同製品製造業			
2186 鉱物・土石粉碎等処理業			
219 その他の窯業・土石製品製造業			
2191 ロックウール・同製品製造業			
2192 石こう（膏）製品製造業			
2193 石灰製造業			
2194 鑄型製造業（中子を含む）			
2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業			
22 鉄鋼業			
220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22鉄鋼業）			
2200 主として管理事務を行う本社等			
2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
221 製鉄業			
2211 高炉による製鉄業			
2212 高炉によらない製鉄業			
2213 フェロアロイ製造業			
222 製鋼・製鋼圧延業			
2221 製鋼・製鋼圧延業			
223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）			
2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）			
2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）			
2233 冷間ロール成形形鋼製造業			
2234 鋼管製造業			
2235 伸鉄業			
2236 磨棒鋼製造業			
2237 引抜鋼管製造業			
2238 伸線業			
2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）			
224 表面処理鋼材製造業			
2241 亜鉛鉄板製造業			
2249 その他の表面処理鋼材製造業			
225 鉄素形材製造業			
2251 銑鉄鋸物製造業（鋸鉄管、可鍛鋳鉄を除く）			
2252 可鍛鋳鉄製造業			
2253 鋸鋼製造業			
2254 鍛工品製造業			
2255 鍛鋼製造業			
229 その他の鉄鋼業			
2291 鉄鋼シャースリット業			
2292 鉄スクラップ加工処理業			
2293 鋸鉄管製造業			
2299 他に分類されない鉄鋼業			
23 非鉄金属製造業			
230 管理、補助的経済活動を行う事業所（23非鉄金属製造業）			
2300 主として管理事務を行う本社等			
2309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
231 非鉄金属第1次製錬・精製業			
2311 銅第1次製錬・精製業			
2312 亜鉛第1次製錬・精製業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
23 非鉄金属製造業 [つづき]			
231 非鉄金属第1次製錬・精製業[つづき]			
2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業			
232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）			
2321 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）			
2322 アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）			
2329 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）			
233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）			
2331 伸銅品製造業			
2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）			
2339 その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）			
234 電線・ケーブル製造業			
2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）			
2342 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）			
235 非鉄金属素形材製造業			
2351 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）			
2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）			
2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業			
2354 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）			
2355 非鉄金属鍛造品製造業			
239 その他の非鉄金属製造業			
2391 核燃料製造業			
2399 他に分類されない非鉄金属製造業			
24 金属製品製造業			
240 管理、補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）			
2400 主として管理事務を行う本社等			
2409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業			
2411 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業			
242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業			
2421 洋食器製造業			
2422 機械刃物製造業			
2423 利器工具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）			
2424 作業工具製造業			
2425 手引のこぎり・のこ刃製造業			
2426 農業用器具製造業（農業用機械を除く）			
2429 その他の金物類製造業			
243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業			
2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）			
2432 ガス機器・石油機器製造業			
2433 溫風・温水暖房装置製造業			
2439 その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）			
244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）			
2441 鉄骨製造業			
2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）			
2443 金属製サッシ・ドア製造業			
2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業			
2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）			
2446 製缶板金業			
245 金属素形材製品製造業			
2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業			
2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）			
2453 粉末や金製品製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
24 金属製品製造業 [つづき]			
246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）			
2461 金属製品塗装業			
2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			
2463 金属彫刻業			
2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			
2465 金属熱処理業			
2469 その他の金属表面処理業			
247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）			
2471 くぎ製造業			
2479 その他の金属線製品製造業			
248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業			
2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業			
249 その他の金属製品製造業			
2491 金庫製造業			
2492 金属製スプリング製造業			
2499 他に分類されない金属製品製造業			
25 はん用機械器具製造業			
250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）			
2500 主として管理事務を行う本社等			
2509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
251 ボイラ・原動機製造業			
2511 ボイラ製造業			
2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）			
2513 はん用内燃機関製造業			
2519 その他の原動機製造業			
252 ポンプ・圧縮機器製造業			
2521 ポンプ・同装置製造業			
2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業			
2523 油圧・空圧機器製造業			
253 一般産業用機械・装置製造業			
2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）			
2532 エレベータ・エスカレータ製造業			
2533 物流運搬設備製造業			
2534 工業窯炉製造業（燃焼炉）			
2535 冷凍機・温湿調整装置製造業			
259 その他のはん用機械・同部分品製造業			
2591 消火器具・消火装置製造業			
2592 弁・同附属品製造業			
2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業			
2594 玉軸受・ころ軸受製造業			
2595 ピストンリング製造業			
2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業			
2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）			
26 生産用機械器具製造業			
260 管理、補助的経済活動を行う事業所（26生産用機械器具製造業）			
2600 主として管理事務を行う本社等			
2609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）			
2611 農業用機械製造業（農業用器具を除く）			
262 建設機械・鉱山機械製造業			
2621 建設機械・鉱山機械製造業			
263 繊維機械製造業			
2631 化学繊維機械・紡績機械製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
26 生産用機械器具製造業 [つづき]			
263 繊維機械製造業[つづき]			
2632 製織機械・編組機械製造業			
2633 染色整理仕上機械製造業			
2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業			
2635 縫製機械製造業			
264 生活関連産業用機械製造業			
2641 食品機械・同装置製造業			
2642 木材加工機械製造業			
2643 パルプ装置・製紙機械製造業			
2644 印刷・製本・紙工機械製造業			
2645 包装・荷造機械製造業			
265 基礎素材産業用機械製造業			
2651 鋳造装置製造業			
2652 化学機械・同装置製造業			
2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業			
266 金属加工機械製造業			
2661 金属工作機械製造業			
2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）			
2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）			
2664 機械工具製造業（粉末や金型を除く）			
267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業			
2671 半導体製造装置製造業			
2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業			
269 その他の生産用機械・同部分品製造業			
2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業			
2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業			
2693 真空装置・真空機器製造業			
2694 ロボット製造業			
2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業			
27 業務用機械器具製造業			
270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）			
2700 主として管理事務を行う本社等			
2709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
271 事務用機械器具製造業			
2711 複写機製造業			
2719 その他の事務用機械器具製造業			
272 サービス用・娯楽用機械器具製造業			
2721 サービス用機械器具製造業			
2722 娯楽用機械製造業			
2723 自動販売機製造業			
2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業			
273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業			
2731 体積計製造業			
2732 はかり製造業			
2733 圧力計・流量計・液面計等製造業			
2734 精密測定器製造業			
2735 分析機器製造業			
2736 試験機製造業			
2737 測量機械器具製造業			
2738 理化学機械器具製造業			
2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
27 業務用機械器具製造業 [つづき]			
274 医療用機械器具・医療用品製造業			
2741 医療用機械器具製造業			
2742 歯科用機械器具製造業			
2743 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）			
2744 歯科材料製造業			
275 光学機械器具・レンズ製造業			
2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業			
2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業			
2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業			
276 武器製造業			
2761 武器製造業			
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）			
2800 主として管理事務を行う本社等			
2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
281 電子デバイス製造業			
2811 電子管製造業			
2812 光電変換素子製造業			
2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）			
2814 集積回路製造業			
2815 液晶パネル・フラットパネル製造業			
282 電子部品製造業			
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業			
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業			
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業			
283 記録メディア製造業			
2831 半導体メモリメディア製造業			
2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業			
284 電子回路製造業			
2841 電子回路基板製造業			
2842 電子回路実装基板製造業			
285 ユニット部品製造業			
2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業			
2859 その他のユニット部品製造業			
289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			
2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			
29 電気機械器具製造業			
290 管理、補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）			
2900 主として管理事務を行う本社等			
2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業			
2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業			
2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）			
2913 電力開閉装置製造業			
2914 配電盤・電力制御装置製造業			
2915 配線器具・配線附属品製造業			
292 産業用電気機械器具製造業			
2921 電気溶接機製造業			
2922 内燃機関電装品製造業			
2923 電気炉・電熱装置製造業			
2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
29 電気機械器具製造業 [つづき]			
	293	民生用電気機械器具製造業	
	2931	ちゅう房機器製造業	
	2932	空調・住宅関連機器製造業	
	2933	衣料衛生関連機器製造業	
	2939	その他の民生用電気機械器具製造業	
	294	電球・電気照明器具製造業	
	2941	電球製造業	
	2942	電気照明器具製造業	
	295	電池製造業	
	2951	蓄電池製造業	
	2952	一次電池（乾電池、湿電池）製造業	
	296	電子応用装置製造業	
	2961	X線装置製造業	
	2962	医療用電子応用装置製造業	
	2969	その他の電子応用装置製造業	
	297	電気計測器製造業	
	2971	電気計測器製造業（別掲を除く）	
	2972	工業計器製造業	
	2973	医療用計測器製造業	
	299	その他の電気機械器具製造業	
	2999	その他の電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業			
300 管理、補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）			
	3000	主として管理事務を行う本社等	
	3009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	
	3011	有線通信機械器具製造業	
	3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	
	3013	無線通信機械器具製造業	
	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
	3015	交通信号保安装置製造業	
	3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
	302	映像・音響機械器具製造業	
	3021	ビデオ機器製造業	
	3022	デジタルカメラ製造業	
	3023	電気音響機械器具製造業	
	303	電子計算機・同附属装置製造業	
	3031	電子計算機製造業（パソコンコンピュータを除く）	
	3032	パソコンコンピュータ製造業	
	3033	外部記憶装置製造業	
	3034	印刷装置製造業	
	3035	表示装置製造業	
	3039	その他の附属装置製造業	
31 輸送用機械器具製造業			
310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）			
	3100	主として管理事務を行う本社等	
	3109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	311	自動車・同附属品製造業	
	3111	自動車製造業（二輪自動車を含む）	
	3112	自動車車体・附隨車製造業	
	3113	自動車部分品・附属品製造業	
	312	鉄道車両・同部分品製造業	
	3121	鉄道車両製造業	
	3122	鉄道車両用部分品製造業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
31 輸送用機械器具製造業 [つづき]			
313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業			
3131 船舶製造・修理業			
3132 船体ブロック製造業			
3133 舟艇製造・修理業			
3134 舶用機関製造業			
314 航空機・同附属品製造業			
3141 航空機製造業			
3142 航空機用原動機製造業			
3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業			
315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業			
3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業			
3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業			
319 その他の輸送用機械器具製造業			
3191 自転車・同部分品製造業			
3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業			
32 その他の製造業			
320 管理、補助的経済活動を行う事業所（32その他の製造業）			
3200 主として管理事務を行う本社等			
3209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
321 貴金属・宝石製品製造業			
3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業			
3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業			
3219 その他の貴金属製品製造業			
322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）			
3221 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）			
3222 造花・装飾用羽毛製造業			
3223 ボタン製造業			
3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業			
3229 その他の装身具・装飾品製造業			
323 時計・同部分品製造業			
3231 時計・同部分品製造業			
324 楽器製造業			
3241 ピアノ製造業			
3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業			
325 がん具・運動用具製造業			
3251 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）			
3252 人形製造業			
3253 運動用具製造業			
326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業			
3261 万年筆・ペン類・鉛筆製造業			
3262 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）			
3269 その他の事務用品製造業			
327 漆器製造業			
3271 漆器製造業			
328 料等生活雑貨製品製造業			
3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業			
3282 料製造業			
3283 うちわ・扇子・ちょうちん製造業			
3284 ほうき・ブラシ製造業			
3285 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）			
3289 その他の生活雑貨製品製造業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
32 その他の製造業 [つづき]			
329 他に分類されない製造業			
3291 煙火製造業			
3292 看板・標識機製造業			
3293 パレット製造業			
3294 モデル・模型製造業			
3295 工業用模型製造業			
3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）			
3297 眼鏡製造業（枠を含む）			
3299 他に分類されないその他の製造業			
F 電気・ガス・熱供給・水道業			
33 電気業			
330 管理、補助的経済活動を行う事業所（33電気業）			
3300 主として管理事務を行う本社等			
3309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
331 電気業			
3311 発電業			
3312 送配電業			
3313 電気小売業			
3314 電気卸供給業			
34 ガス業			
340 管理、補助的経済活動を行う事業所（34ガス業）			
3400 主として管理事務を行う本社等			
3409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
341 ガス業			
3411 ガス製造業			
3412 ガス導管業			
3413 ガス小売業			
35 熱供給業			
350 管理、補助的経済活動を行う事業所（35熱供給業）			
3500 主として管理事務を行う本社等			
3509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
351 熱供給業			
3511 熱供給業			
36 水道業			
360 管理、補助的経済活動を行う事業所（36水道業）			
3600 主として管理事務を行う本社等			
3609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
361 上水道業			
3611 上水道業			
362 工業用水道業			
3621 工業用水道業			
363 下水道業			
3631 下水道処理施設維持管理業			
3632 下水道管路施設維持管理業			
G 情報通信業			
37 通信業			
370 管理、補助的経済活動を行う事業所（37通信業）			
3700 主として管理事務を行う本社等			
3709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
G 情報通信業〔つづき〕			
37 通信業〔つづき〕			
371 固定電気通信業			
3711 地域電気通信業（有線放送電話業を除く）			
3712 長距離電気通信業			
3713 有線放送電話業			
3719 その他の固定電気通信業			
372 移動電気通信業			
3721 移動電気通信業			
373 電気通信に附帯するサービス業			
3731 電気通信に附帯するサービス業			
38 放送業			
380 管理、補助的経済活動を行う事業所（38放送業）			
3800 主として管理事務を行う本社等			
3809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
381 公共放送業（有線放送業を除く）			
3811 公共放送業（有線放送業を除く）			
382 民間放送業（有線放送業を除く）			
3821 テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）			
3822 ラジオ放送業（衛星放送業を除く）			
3823 衛星放送業			
3829 その他の民間放送業			
383 有線放送業			
3831 有線テレビジョン放送業			
3832 有線ラジオ放送業			
39 情報サービス業			
390 管理、補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業）			
3900 主として管理事務を行う本社等			
3909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
391 ソフトウェア業			
3911 受託開発ソフトウェア業			
3912 組込みソフトウェア業			
3913 パッケージソフトウェア業			
3914 ゲームソフトウェア業			
392 情報処理・提供サービス業			
3921 情報処理サービス業			
3922 情報提供サービス業			
3923 市場調査・世論調査・社会調査業			
3929 その他の情報処理・提供サービス業			
40 インターネット附随サービス業			
400 管理、補助的経済活動を行う事業所（40インターネット附随サービス業）			
4000 主として管理事務を行う本社等			
4009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
401 インターネット附随サービス業			
4011 ポータルサイト・サーバ運営業			
4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ			
4013 インターネット利用サポート業			
41 映像・音声・文字情報制作業			
410 管理、補助的経済活動を行う事業所（41映像・音声・文字情報制作業）			
4100 主として管理事務を行う本社等			
4109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
G 情報通信業〔つづき〕			
41 映像・音声・文字情報制作業〔つづき〕			
411 映像情報制作・配給業			
4111 映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）			
4112 テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）			
4113 アニメーション制作業			
4114 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業			
412 音声情報制作業			
4121 レコード制作業			
4122 ラジオ番組制作業			
413 新聞業			
4131 新聞業			
414 出版業			
4141 出版業			
415 広告制作業			
4151 広告制作業			
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			
4161 ニュース供給業			
4169 その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			
H 運輸業、郵便業			
42 鉄道業			
420 管理、補助的経済活動を行う事業所（42鉄道業）			
4200 主として管理事務を行う本社等			
4209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
421 鉄道業			
4211 普通鉄道業			
4212 軌道業			
4213 地下鉄道業			
4214 モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）			
4215 案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）			
4216 鋼索鉄道業			
4217 索道業			
4219 その他の鉄道業			
43 道路旅客運送業			
430 管理、補助的経済活動を行う事業所（43道路旅客運送業）			
4300 主として管理事務を行う本社等			
4309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
431 一般乗合旅客自動車運送業			
4311 一般乗合旅客自動車運送業			
432 一般乗用旅客自動車運送業			
4321 一般乗用旅客自動車運送業			
433 一般貸切旅客自動車運送業			
4331 一般貸切旅客自動車運送業			
439 その他の道路旅客運送業			
4391 特定旅客自動車運送業			
4399 他に分類されない道路旅客運送業			
44 道路貨物運送業			
440 管理、補助的経済活動を行う事業所（44道路貨物運送業）			
4400 主として管理事務を行う本社等			
4409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
441 一般貨物自動車運送業			
4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）			
4412 特別積合せ貨物運送業			
442 特定貨物自動車運送業			
4421 特定貨物自動車運送業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
H 運輸業、郵便業【つづき】			
44 道路貨物運送業【つづき】			
443 貨物軽自動車運送業			
4431 貨物軽自動車運送業			
444 集配利用運送業			
4441 集配利用運送業			
449 その他の道路貨物運送業			
4499 その他の道路貨物運送業			
45 水運業			
450 管理、補助的経済活動を行う事業所（45水運業）			
4500 主として管理事務を行う本社等			
4509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
451 外航海運業			
4511 外航旅客海運業			
4512 外航貨物海運業			
452 沿海海運業			
4521 沿海旅客海運業			
4522 沿海貨物海運業			
453 内陸水運業			
4531 港湾旅客海運業			
4532 河川水運業			
4533 湖沼水運業			
454 船舶貸渡業			
4541 船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）			
4542 内航船舶貸渡業			
46 航空運輸業			
460 管理、補助的経済活動を行う事業所（46航空運輸業）			
4600 主として管理事務を行う本社等			
4609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
461 航空運送業			
4611 航空運送業			
462 航空機使用業（航空運送業を除く）			
4621 航空機使用業（航空運送業を除く）			
47 倉庫業			
470 管理、補助的経済活動を行う事業所（47倉庫業）			
4700 主として管理事務を行う本社等			
4709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）			
4711 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）			
472 冷蔵倉庫業			
4721 冷蔵倉庫業			
48 運輸に附帯するサービス業			
480 管理、補助的経済活動を行う事業所（48運輸に附帯するサービス業）			
4800 主として管理事務を行う本社等			
4809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
481 港湾運送業			
4811 港湾運送業			
482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）			
4821 利用運送業（集配利用運送業を除く）			
4822 運送取次業			
483 運送代理店			
4831 運送代理店			
484 こん包業			
4841 こん包業（組立こん包業を除く）			
4842 組立こん包業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
H	運輸業、郵便業	[つづき]	
	48	運輸に附帯するサービス業	[つづき]
	485	運輸施設提供業	
	4851	鉄道施設提供業	
	4852	道路運送固定施設業	
	4853	自動車ターミナル業	
	4854	貨物荷扱固定施設業	
	4855	桟橋泊きよ業	
	4856	飛行場業	
	489	その他の運輸に附帯するサービス業	
	4891	海運仲立業	
	4892	レッカー・ロードサービス業	
	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
	49	郵便業（信書便事業を含む）	
	490	管理、補助的経済活動を行う事業所（49郵便業）	
	4901	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	491	郵便業（信書便事業を含む）	
	4911	郵便業（信書便事業を含む）	
I	卸売業、小売業		
	50	各種商品卸売業	
	500	管理、補助的経済活動を行う事業所（50各種商品卸売業）	
	5000	主として管理事務を行う本社等	
	5008	自家用倉庫	
	5009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	501	各種商品卸売業	
	5011	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）	
	5019	その他の各種商品卸売業	
	51	繊維・衣服等卸売業	
	510	管理、補助的経済活動を行う事業所（51繊維・衣服等卸売業）	
	5100	主として管理事務を行う本社等	
	5108	自家用倉庫	
	5109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	
	5111	繊維原料卸売業	
	5112	糸卸売業	
	5113	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）	
	512	衣服卸売業	
	5121	男子服卸売業	
	5122	婦人・子供服卸売業	
	5123	下着類卸売業	
	5129	その他の衣服卸売業	
	513	身の回り品卸売業	
	5131	寝具類卸売業	
	5132	靴・履物卸売業	
	5133	かばん・袋物卸売業	
	5139	その他の身の回り品卸売業	
	52	飲食料品卸売業	
	520	管理、補助的経済活動を行う事業所（52飲食料品卸売業）	
	5200	主として管理事務を行う本社等	
	5208	自家用倉庫	
	5209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	521	農畜産物・水産物卸売業	
	5211	米麦卸売業	
	5212	雑穀・豆類卸売業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業【つづき】			
52 飲食料品卸売業【つづき】			
521 農畜産物・水産物卸売業【つづき】			
5213 野菜卸売業			
5214 果実卸売業			
5215 食肉卸売業			
5216 生鮮魚介卸売業			
5219 その他の農畜産物・水産物卸売業			
522 食料・飲料卸売業			
5221 砂糖・味噌・しょう油卸売業			
5222 酒類卸売業			
5223 乾物卸売業			
5224 菓子・パン類卸売業			
5225 飲料卸売業（別掲を除く）			
5226 茶類卸売業			
5227 牛乳・乳製品卸売業			
5229 その他の食料・飲料卸売業			
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			
530 管理、補助的経済活動を行う事業所（53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）			
5300 主として管理事務を行う本社等			
5308 自家用倉庫			
5309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
531 建築材料卸売業			
5311 木材・竹材卸売業			
5312 セメント卸売業			
5313 板ガラス卸売業			
5314 建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）			
5319 その他の建築材料卸売業			
532 化学製品卸売業			
5321 塗料卸売業			
5322 プラスチック卸売業			
5329 その他の化学製品卸売業			
533 石油・鉱物卸売業			
5331 石油卸売業			
5332 鉱物卸売業（石油を除く）			
534 鉄鋼製品卸売業			
5341 鉄鋼粗製品卸売業			
5342 鉄鋼一次製品卸売業			
5349 その他の鉄鋼製品卸売業			
535 非鉄金属卸売業			
5351 非鉄金属地金卸売業			
5352 非鉄金属製品卸売業			
536 再生資源卸売業			
5361 空瓶・空缶等空容器卸売業			
5362 鉄スクラップ卸売業			
5363 非鉄金属スクラップ卸売業			
5364 古紙卸売業			
5369 その他の再生資源卸売業			
54 機械器具卸売業			
540 管理、補助的経済活動を行う事業所（54機械器具卸売業）			
5400 主として管理事務を行う本社等			
5408 自家用倉庫			
5409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業【つづき】			
54 機械器具卸売業【つづき】			
541 産業機械器具卸売業			
5411 農業用機械器具卸売業			
5412 建設機械・鉱山機械卸売業			
5413 金属加工機械卸売業			
5414 事務用機械器具卸売業			
5419 その他の産業機械器具卸売業			
542 自動車卸売業			
5421 自動車卸売業（二輪自動車を含む）			
5422 自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）			
5423 自動車中古部品卸売業			
543 電気機械器具卸売業			
5431 家庭用電気機械器具卸売業			
5432 電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）			
549 その他の機械器具卸売業			
5491 輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）			
5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業			
5493 医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）			
55 その他の卸売業			
550 管理、補助的経済活動を行う事業所（55その他の卸売業）			
5500 主として管理事務を行う本社等			
5508 自家用倉庫			
5509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
551 家具・建具・じゅう器等卸売業			
5511 家具・建具卸売業			
5512 荒物卸売業			
5513 置物卸売業			
5514 室内装飾繊維品卸売業			
5515 陶磁器・ガラス器卸売業			
5519 その他のじゅう器卸売業			
552 医薬品・化粧品等卸売業			
5521 医薬品卸売業			
5522 医療用品卸売業			
5523 化粧品卸売業			
5524 合成洗剤卸売業			
553 紙・紙製品卸売業			
5531 紙卸売業			
5532 紙製品卸売業			
559 他に分類されない卸売業			
5591 金物卸売業			
5592 肥料・飼料卸売業			
5593 スポーツ用品卸売業			
5594 娯楽用品・がん具卸売業			
5595 たばこ卸売業			
5596 ジュエリー製品卸売業			
5597 書籍・雑誌卸売業			
5598 代理商、仲立業			
5599 他に分類されないその他の卸売業			
56 各種商品小売業			
560 管理、補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業）			
5600 主として管理事務を行う本社等			
5608 自家用倉庫			
5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業〔つづき〕			
56 各種商品小売〔つづき〕			
561 百貨店			
5611 百貨店			
562 総合スーパー・マーケット			
5621 総合スーパー・マーケット			
563 コンビニエンスストア			
5631 コンビニエンスストア			
564 ドラッグストア			
5641 ドラッグストア			
565 ホームセンター			
5651 ホームセンター			
566 均一価格店			
5661 均一価格店			
569 その他の各種商品小売業			
5699 その他の各種商品小売業			
57 織物・衣服・身の回り品小売業			
570 管理、補助的経済活動を行う事業所（57織物・衣服・身の回り品小売業）			
5700 主として管理事務を行う本社等			
5708 自家用倉庫			
5709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
571 呉服・服地・寝具小売業			
5711 呉服・服地小売業			
5712 寝具小売業			
572 男子服小売業			
5721 男子服小売業			
573 婦人・子供服小売業			
5731 婦人服小売業			
5732 子供服小売業			
574 靴・履物小売業			
5741 靴小売業			
5742 履物小売業（靴を除く）			
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業			
5791 かばん・袋物小売業			
5792 下着類小売業			
5793 洋品雑貨・小間物小売業			
5799 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業			
58 飲食料品小売業			
580 管理、補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）			
5800 主として管理事務を行う本社等			
5808 自家用倉庫			
5809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
581 各種食料品小売業			
5811 食料品スーパー・マーケット			
5819 その他の各種食料品小売業			
582 野菜・果実小売業			
5821 野菜小売業			
5822 果実小売業			
583 食肉小売業			
5831 食肉小売業（卵、鳥肉を除く）			
5832 卵・鳥肉小売業			
584 鮮魚小売業			
5841 鮮魚小売業			
585 酒小売業			
5851 酒小売業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業〔つづき〕			
58 飲食料品小売業〔つづき〕			
586 菓子・パン小売業			
5861 菓子小売業（製造小売）			
5862 菓子小売業（製造小売でないもの）			
5863 パン小売業（製造小売）			
5864 パン小売業（製造小売でないもの）			
589 その他の飲食料品小売業			
5891 牛乳小売業			
5892 飲料小売業（別掲を除く）			
5893 茶類小売業			
5894 料理品小売業			
5895 米穀類小売業			
5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業			
5897 乾物小売業			
5899 他に分類されない飲食料品小売業			
59 機械器具小売業			
590 管理、補助的経済活動を行う事業所（59機械器具小売業）			
5900 主として管理事務を行う本社等			
5908 自家用倉庫			
5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
591 自動車小売業			
5911 自動車（新車）小売業			
5912 中古自動車小売業			
5913 自動車部分品・附属品小売業			
5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）			
592 自転車小売業			
5921 自転車小売業			
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）			
5931 電気機械器具小売業（中古品を除く）			
5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）			
5933 中古電気製品小売業			
5939 その他の機械器具小売業			
60 その他の小売業			
600 管理、補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業）			
6000 主として管理事務を行う本社等			
6008 自家用倉庫			
6009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
601 家具・建具・畳小売業			
6011 家具小売業			
6012 建具小売業			
6013 畳小売業			
6014 宗教用具小売業			
602 じゅう器小売業			
6021 金物小売業			
6022 荒物小売業			
6023 陶磁器・ガラス器小売業			
6029 他に分類されないじゅう器小売業			
603 医薬品・化粧品小売業			
6031 医薬品小売業（薬局を除く）			
6032 薬局			
6033 化粧品小売業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業【つづき】			
60 その他の小売業【つづき】			
604 農耕用品小売業			
6041 農業用機械器具小売業			
6042 苗・種子小売業			
6043 肥料・飼料小売業			
605 燃料小売業			
6051 ガソリンスタンド			
6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）			
606 書籍・文房具小売業			
6061 書籍・雑誌小売業（古本を除く）			
6062 古本小売業			
6063 新聞小売業			
6064 紙・文房具小売業			
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業			
6071 スポーツ用品小売業			
6072 がん具・娯楽用品小売業			
6073 楽器小売業			
608 写真機・時計・眼鏡小売業			
6081 写真機・写真材料小売業			
6082 時計・眼鏡・光学機械小売業			
609 他に分類されない小売業			
6091 たばこ・喫煙具専門小売業			
6092 花・植木小売業			
6093 建築材料小売業			
6094 ジュエリー製品小売業			
6095 ペット・ペット用品小売業			
6096 骨とう品小売業			
6097 中古品小売業（骨とう品を除く）			
6099 他に分類されないその他の小売業			
61 無店舗小売業			
610 管理、補助的経済活動を行う事業所（61無店舗小売業）			
6100 主として管理事務を行う本社等			
6108 自家用倉庫			
6109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
611 通信販売・訪問販売小売業			
6111 無店舗小売業（各種商品小売）			
6112 無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）			
6113 無店舗小売業（飲食料品小売）			
6114 無店舗小売業（機械器具小売）			
6119 無店舗小売業（その他の小売）			
612 自動販売機による小売業			
6121 自動販売機による小売業			
619 その他の無店舗小売業			
6199 その他の無店舗小売業			
J 金融業、保険業			
62 銀行業			
620 管理、補助的経済活動を行う事業所（62銀行業）			
6200 主として管理事務を行う本社等			
6209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
621 中央銀行			
6211 中央銀行			
622 銀行（中央銀行を除く）			
6221 普通銀行			
6222 郵便貯金銀行			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
J 金融業、保険業【つづき】			
62 銀行業【つづき】			
622 銀行（中央銀行を除く）【つづき】			
6223 信託銀行			
6229 その他の銀行			
63 協同組織金融業			
630 管理、補助的経済活動を行う事業所（63協同組織金融業）			
6300 主として管理事務を行う本社等			
6309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
631 中小企業等金融業			
6311 信用金庫・同連合会			
6312 信用協同組合・同連合会			
6313 商工組合中央金庫			
6314 労働金庫・同連合会			
632 農林水産金融業			
6321 農林中央金庫			
6322 信用農業協同組合連合会			
6323 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会			
6324 農業協同組合			
6325 漁業協同組合、水産加工業協同組合			
64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関			
640 管理、補助的経済活動を行う事業所（64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）			
6400 主として管理事務を行う本社等			
6409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
641 貸金業			
6411 消費者向け貸金業			
6412 事業者向け貸金業			
642 質屋			
6421 質屋			
643 クレジットカード業、割賦金融業			
6431 クレジットカード業			
6432 割賦金融業			
649 その他の非預金信用機関			
6491 政府関係金融機関			
6492 住宅専門金融業			
6493 証券金融業			
6499 他に分類されない非預金信用機関			
65 金融商品取引業、商品先物取引業			
650 管理、補助的経済活動を行う事業所（65金融商品取引業、商品先物取引業）			
6500 主として管理事務を行う本社等			
6509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
651 金融商品取引業			
6511 金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）			
6512 投資助言・代理業			
6513 投資運用業			
6514 補助的金融商品取引業			
652 商品先物取引業、商品投資顧問業			
6521 商品先物取引業			
6522 商品投資顧問業			
6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業			
660 管理、補助的経済活動を行う事業所（66補助的金融業等）			
6600 主として管理事務を行う本社等			
6609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
J	金融業、保険業【つづき】		
	66 補助的金融業等【つづき】		
	661 補助的金融業、金融附帯業		
	6611 短資業		
	6612 手形交換所		
	6613 両替業		
	6614 信用保証機関		
	6615 信用保証再保険機関		
	6616 預・貯金等保険機関		
	6617 金融商品取引所		
	6618 商品取引所		
	6619 その他の補助的金融業、金融附帯業		
	662 信託業		
	6621 運用型信託業		
	6622 管理型信託業		
	663 金融代理業		
	6631 金融商品仲介業		
	6632 信託契約代理業		
	6639 その他の金融代理業		
67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		
	670 管理、補助的経済活動を行う事業所（67保険業）		
	6700 主として管理事務を行う本社等		
	6709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	671 生命保険業		
	6711 生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）		
	6712 郵便保険業		
	6713 生命保険再保険業		
	6719 その他の生命保険業		
	672 損害保険業		
	6721 損害保険業（損害保険再保険業を除く）		
	6722 損害保険再保険業		
	6729 その他の損害保険業		
	673 共済事業、少額短期保険業		
	6731 共済事業（各種災害補償法によるもの）		
	6732 共済事業（各種協同組合法等によるもの）		
	6733 少額短期保険業		
	674 保険媒介代理業		
	6741 生命保険媒介業		
	6742 損害保険代理業		
	6743 共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業		
	675 保険サービス業		
	6751 保険料率算出団体		
	6752 損害査定業		
	6759 その他の保険サービス業		
K	不動産業、物品賃貸業		
	68 不動産取引業		
	680 管理、補助的経済活動を行う事業所（68不動産取引業）		
	6800 主として管理事務を行う本社等		
	6809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	681 建物売買業、土地売買業		
	6811 建物売買業		
	6812 土地売買業		
	682 不動産代理業・仲介業		
	6821 不動産代理業・仲介業		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
K 不動産業、物品賃貸業 [つづき]			
69 不動産賃貸業・管理業			
690 管理、補助的経済活動を行う事業所（69不動産賃貸業・管理業）			
	6900	主として管理事務を行う本社等	
	6909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）			
	6911	貸事務所業	
	6912	土地賃貸業	
	6919	その他の不動産賃貸業	
692 貸家業、貸間業			
	6921	貸家業	
	6922	貸間業	
693 駐車場業			
	6931	駐車場業	
694 不動産管理業			
	6941	不動産管理業	
70 物品賃貸業			
700 管理、補助的経済活動を行う事業所（70物品賃貸業）			
	7000	主として管理事務を行う本社等	
	7009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
701 各種物品賃貸業			
	7011	総合リース業	
	7019	その他の各種物品賃貸業	
702 産業用機械器具賃貸業			
	7021	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）	
	7022	建設機械器具賃貸業	
703 事務用機械器具賃貸業			
	7031	事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）	
	7032	電子計算機・同関連機器賃貸業	
704 自動車賃貸業			
	7041	自動車賃貸業	
705 スポーツ・娯楽用品賃貸業			
	7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
709 その他の物品賃貸業			
	7091	映画・演劇用品賃貸業	
	7092	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	
	7093	貸衣しょう業（別掲を除く）	
	7099	他に分類されない物品賃貸業	
L 学術研究、専門・技術サービス業			
71 学術・開発研究機関			
710 管理、補助的経済活動を行う事業所（71学術・開発研究機関）			
	7101	管理、補助的経済活動を行う事業所	
711 自然科学研究所			
	7111	理学研究所	
	7112	工学研究所	
	7113	農学研究所	
	7114	医学・薬学研究所	
712 人文・社会科学研究所			
	7121	人文・社会科学研究所	
72 専門サービス業（他に分類されないもの）			
720 管理、補助的経済活動を行う事業所（72専門サービス業）			
	7201	管理、補助的経済活動を行う事業所	
721 法律事務所、特許事務所			
	7211	法律事務所	
	7212	特許事務所	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
L 学術研究、専門・技術サービス業【つづき】			
72 専門サービス業（他に分類されないもの）【つづき】			
	722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所		
	7221 公証人役場、司法書士事務所		
	7222 土地家屋調査士事務所		
	723 行政書士事務所		
	7231 行政書士事務所		
	724 公認会計士事務所、税理士事務所		
	7241 公認会計士事務所		
	7242 税理士事務所		
	725 社会保険労務士事務所		
	7251 社会保険労務士事務所		
	726 デザイン業		
	7261 デザイン業		
	727 著述・芸術家業		
	7271 著述家業		
	7272 芸術家業		
	728 経営コンサルタント業、純粋持株会社		
	7281 経営コンサルタント業		
	7282 純粋持株会社		
	729 その他の専門サービス業		
	7291 興信所		
	7292 翻訳業（著述家業を除く）		
	7293 通訳業、通訳案内業		
	7294 不動産鑑定業		
	7299 他に分類されない専門サービス業		
73	広告業		
	730 管理、補助的経済活動を行う事業所（73広告業）		
	7300 主として管理事務を行う本社等		
	7309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	731 広告業		
	7311 広告業		
74	技術サービス業（他に分類されないもの）		
	740 管理、補助的経済活動を行う事業所（74技術サービス業）		
	7401 管理、補助的経済活動を行う事業所		
	741 獣医業		
	7411 獣医業		
	742 土木建築サービス業		
	7421 建築設計業		
	7422 測量業		
	7429 その他の土木建築サービス業		
	743 機械設計業		
	7431 機械設計業		
	744 商品・非破壊検査業		
	7441 商品検査業		
	7442 非破壊検査業		
	745 計量証明業		
	7451 一般計量証明業		
	7452 環境計量証明業		
	7459 その他の計量証明業		
	746 写真業		
	7461 写真業（商業写真業を除く）		
	7462 商業写真業		
	749 その他の技術サービス業		
	7499 その他の技術サービス業		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
M 宿泊業、飲食サービス業			
75 宿泊業			
750 管理、補助的経済活動を行う事業所（75宿泊業）			
	7500	主として管理事務を行う本社等	
	7509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
751 旅館、ホテル			
	7511	旅館、ホテル	
752 簡易宿所			
	7521	簡易宿所	
753 下宿業			
	7531	下宿業	
759 その他の宿泊業			
	7591	会社・団体の宿泊所	
	7592	リゾートクラブ	
	7599	他に分類されない宿泊業	
76 飲食店			
760 管理、補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）			
	7600	主として管理事務を行う本社等	
	7609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
761 食堂、レストラン（専門料理店を除く）			
	7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	
762 専門料理店			
	7621	日本料理店	
	7622	料亭	
	7623	中華料理店	
	7624	ラーメン店	
	7625	焼肉店	
	7629	その他の専門料理店	
763 そば・うどん店			
	7631	そば・うどん店	
764 すし店			
	7641	すし店	
765 酒場、ビヤホール			
	7651	酒場、ビヤホール	
766 バー、キャバレー、ナイトクラブ			
	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ	
767 喫茶店			
	7671	喫茶店	
769 その他の飲食店			
	7691	ハンバーガー店	
	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店	
	7699	他に分類されない飲食店	
77 持ち帰り・配達飲食サービス業			
770 管理、補助的経済活動を行う事業所（77持ち帰り・配達飲食サービス業）			
	7700	主として管理事務を行う本社等	
	7709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
771 持ち帰り飲食サービス業			
	7711	持ち帰り飲食サービス業	
772 配達飲食サービス業			
	7721	配達飲食サービス業	
773 施設給食業			
	7731	施設給食業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
N 生活関連サービス業、娯楽業			
78 洗濯・理容・美容・浴場業			
780 管理、補助的経済活動を行う事業所（78洗濯・理容・美容・浴場業）			
	7800	主として管理事務を行う本社等	
	7809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
781 洗濯業			
	7811	普通洗濯業	
	7812	洗濯物取次業	
	7813	リネンサプライ業	
782 理容業			
	7821	理容業	
783 美容業			
	7831	美容業	
784 一般公衆浴場業			
	7841	一般公衆浴場業	
785 その他の公衆浴場業			
	7851	その他の公衆浴場業	
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業			
	7891	洗張・染物業	
	7892	エステティック業	
	7893	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）	
	7894	ネイルサービス業	
	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
79 その他の生活関連サービス業			
790 管理、補助的経済活動を行う事業所（79その他の生活関連サービス業）			
	7900	主として管理事務を行う本社等	
	7909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
791 旅行業			
	7911	旅行業（旅行業者代理業を除く）	
	7912	旅行業者代理業	
792 家事サービス業			
	7921	家事サービス業（住込みのもの）	
	7922	家事サービス業（住込みでないもの）	
793 衣服裁縫修理業			
	7931	衣服裁縫修理業	
794 物品預り業			
	7941	物品預り業	
795 火葬・墓地管理業			
	7951	火葬業	
	7952	墓地管理業	
796 冠婚葬祭業			
	7961	葬儀業	
	7962	結婚式場業	
	7963	冠婚葬祭互助会	
799 他に分類されない生活関連サービス業			
	7991	食品販加工業	
	7992	結婚相談業、結婚式場紹介業	
	7993	写真プリント、現像・焼付業	
	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業	
80 娯楽業			
800 管理、補助的経済活動を行う事業所（80娯楽業）			
	8000	主として管理事務を行う本社等	
	8009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
801 映画館			
	8011	映画館	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
N 生活関連サービス業、娯楽業【つづき】			
80 娯楽業【つづき】			
802 興行場（別掲を除く）、興行団			
8021 劇場			
8022 興行場			
8023 劇団			
8024 楽団、舞踏団			
8025 演芸・スポーツ等興行団			
803 競輪・競馬等の競走場、競技団			
8031 競輪場			
8032 競馬場			
8033 自動車・モーター艇の競走場			
8034 競輪競技団			
8035 競馬競技団			
8036 自動車・モーター艇の競技団			
804 スポーツ施設提供業			
8041 スポーツ施設提供業（別掲を除く）			
8042 体育館			
8043 ゴルフ場			
8044 ゴルフ練習場			
8045 ボウリング場			
8046 テニス場			
8047 バッティング・テニス練習場			
8048 フィットネスクラブ			
805 公園、遊園地			
8051 公園			
8052 遊園地（テーマパークを除く）			
8053 テーマパーク			
806 遊戯場			
8061 ビリヤード場			
8062 囲碁・将棋所			
8063 マージャンクラブ			
8064 パチンコホール			
8065 ゲームセンター			
8069 その他の遊戯場			
809 その他の娯楽業			
8091 ダンスホール			
8092 マリーナ業			
8093 遊漁船業			
8094 芸ぎ業			
8095 カラオケボックス業			
8096 娯楽に附帯するサービス業			
8099 他に分類されない娯楽業			
O 教育、学習支援業			
81 学校教育			
810 管理、補助的経済活動を行う事業所（81学校教育）			
8101 管理、補助的経済活動を行う事業所			
811 幼稚園			
8111 幼稚園			
812 小学校			
8121 小学校			
813 中学校、義務教育学校			
8131 中学校			
8132 義務教育学校			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
○ 教育、学習支援業【つづき】			
81 学校教育【つづき】			
814 高等学校、中等教育学校			
8141 高等学校			
8142 中等教育学校			
815 特別支援学校			
8151 特別支援学校			
816 高等教育機関			
8161 大学			
8162 短期大学			
8163 高等専門学校			
817 専修学校、各種学校			
8171 専修学校			
8172 各種学校			
818 学校教育支援機関			
8181 高等教育機関の支援機関			
819 幼保連携型認定こども園			
8191 幼保連携型認定こども園			
82 その他の教育、学習支援業			
820 管理、補助的経済活動を行う事業所（82その他の教育、学習支援業）			
8200 主として管理事務を行う本社等			
8209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
821 社会教育			
8211 公民館			
8212 図書館			
8213 博物館、美術館			
8214 動物園、植物園、水族館			
8215 青少年教育施設			
8216 社会通信教育			
8219 その他の社会教育			
822 職業・教育支援施設			
8221 職員教育施設・支援業			
8222 職業訓練施設			
8229 その他の職業・教育支援施設			
823 学習塾			
8231 学習塾			
824 教養・技能教授業			
8241 音楽教授業			
8242 書道教授業			
8243 生花・茶道教授業			
8244 そろばん教授業			
8245 外国語会話教授業			
8246 スポーツ・健康教授業			
8249 その他の教養・技能教授業			
829 他に分類されない教育、学習支援業			
8299 他に分類されない教育、学習支援業			
P 医療、福祉			
83 医療業			
830 管理、補助的経済活動を行う事業所（83医療業）			
8300 主として管理事務を行う本社等			
8309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
831 病院			
8311 一般病院			
8312 精神科病院			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
P	医療、福祉	[つづき]	
83	医療業	[つづき]	
	832	一般診療所	
	8321	有床診療所	
	8322	無床診療所	
	833	歯科診療所	
	8331	歯科診療所	
	834	助産・看護業	
	8341	助産所	
	8342	看護業	
	835	施術業	
	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	
	8352	療術業	
	836	医療に附帯するサービス業	
	8361	歯科技工所	
	8369	その他の医療に附帯するサービス業	
84	保健衛生		
	840	管理、補助的経済活動を行う事業所（84保健衛生）	
	8400	主として管理事務を行う本社等	
	8409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	841	保健所	
	8411	保健所	
	842	健康相談施設	
	8421	結核健康相談施設	
	8422	精神保健相談施設	
	8423	母子健康相談施設	
	8429	その他の健康相談施設	
	849	その他の保健衛生	
	8491	検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）	
	8492	検査業	
	8499	他に分類されない保健衛生	
85	社会保険・社会福祉・介護事業		
	850	管理、補助的経済活動を行う事業所（85社会保険・社会福祉・介護事業）	
	8500	主として管理事務を行う本社等	
	8509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	851	社会保険事業団体	
	8511	社会保険事業団体	
	852	福祉事務所	
	8521	福祉事務所	
	853	児童福祉事業	
	8531	保育所	
	8539	その他の児童福祉事業	
	854	老人福祉・介護事業	
	8541	特別養護老人ホーム	
	8542	介護老人保健施設	
	8543	介護医療院	
	8544	通所・短期入所介護事業	
	8545	訪問介護事業	
	8546	認知症老人グループホーム	
	8547	有料老人ホーム	
	8549	その他の老人福祉・介護事業	
	855	障害者福祉事業	
	8551	居住支援事業	
	8559	その他の障害者福祉事業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
P	医療、福祉	〔つづき〕	
	85	社会保険・社会福祉・介護事業	〔つづき〕
	859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	
	8591	更生保護事業	
	8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	
Q	複合サービス事業		
	86	郵便局	
	860	管理、補助的経済活動を行う事業所	(86郵便局)
	8601	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	861	郵便局	
	8611	郵便局	
	862	郵便局受託業	
	8621	簡易郵便局	
	8629	他の郵便局受託業	
	87	協同組合（他に分類されないもの）	
	870	管理、補助的経済活動を行う事業所	(87協同組合)
	8701	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	871	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	
	8711	農業協同組合（他に分類されないもの）	
	8712	漁業協同組合（他に分類されないもの）	
	8713	水産加工業協同組合（他に分類されないもの）	
	8714	森林組合（他に分類されないもの）	
	872	事業協同組合（他に分類されないもの）	
	8721	事業協同組合（他に分類されないもの）	
R	サービス業（他に分類されないもの）		
	88	廃棄物処理業	
	880	管理、補助的経済活動を行う事業所	(88廃棄物処理業)
	8800	主として管理事務を行う本社等	
	8809	他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	881	一般廃棄物処理業	
	8811	し尿収集運搬業	
	8812	し尿処分業	
	8813	浄化槽清掃業	
	8814	浄化槽保守点検業	
	8815	ごみ収集運搬業	
	8816	ごみ処分業	
	8817	清掃事務所	
	882	産業廃棄物処理業	
	8821	産業廃棄物収集運搬業	
	8822	産業廃棄物処分業	
	8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業	
	8824	特別管理産業廃棄物処分業	
	889	他の廃棄物処理業	
	8891	死亡獣畜取扱業	
	8899	他に分類されない廃棄物処理業	
	89	自動車整備業	
	890	管理、補助的経済活動を行う事業所	(89自動車整備業)
	8901	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	891	自動車整備業	
	8911	自動車一般整備業	
	8919	他の自動車整備業	
	90	機械等修理業（別掲を除く）	
	900	管理、補助的経済活動を行う事業所	(90機械等修理業)
	9000	主として管理事務を行う本社等	
	9009	他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類
R	サービス業（他に分類されないもの）	[つづき]	
90	機械等修理業（別掲を除く）	[つづき]	
	901 機械修理業（電気機械器具を除く）		
	9011 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）		
	9012 建設・鉱山機械整備業		
	902 電気機械器具修理業		
	9021 電気機械器具修理業		
	903 表具業		
	9031 表具業		
	909 その他の修理業		
	9091 家具修理業		
	9092 時計修理業		
	9093 履物修理業		
	9094 かじ業		
	9099 他に分類されない修理業		
91	職業紹介・労働者派遣業		
	910 管理、補助的経済活動を行う事業所（91職業紹介・労働者派遣業）		
	9100 主として管理事務を行う本社等		
	9109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	911 職業紹介業		
	9111 職業紹介業		
	912 労働者派遣業		
	9121 労働者派遣業		
92	その他の事業サービス業		
	920 管理、補助的経済活動を行う事業所（92その他の事業サービス業）		
	9200 主として管理事務を行う本社等		
	9209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	921 速記・ワープロ入力・複写業		
	9211 速記・ワープロ入力業		
	9212 複写業		
	922 建物等維持管理業		
	9221 ビルメンテナンス業		
	9229 その他の建物等維持管理業		
	923 警備業		
	9231 警備業		
	929 他に分類されない事業サービス業		
	9291 ディスプレイ業		
	9292 産業用設備洗浄業		
	9293 看板書き業		
	9294 コールセンター業		
	9295 ペストコントロール業		
	9299 他に分類されないその他の事業サービス業		
93	政治・経済・文化団体		
	931 経済団体		
	9311 實業団体		
	9312 同業団体		
	932 労働団体		
	9321 労働団体		
	933 学術・文化団体		
	9331 学術団体		
	9332 文化団体		
	934 政治団体		
	9341 政治団体		
	939 他に分類されない非営利的団体		
	9399 他に分類されない非営利的団体		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

大	中	小	細分類		
R サービス業（他に分類されないもの）【つづき】					
94 宗教					
941 神道系宗教					
9411 神社、神道教会					
9412 教派事務所					
942 仏教系宗教					
9421 寺院、仏教教会					
9422 宗派事務所					
943 キリスト教系宗教					
9431 キリスト教教会、修道院					
9432 教団事務所					
949 その他の宗教					
9491 その他の宗教の教会					
9499 その他の宗教の教団事務所					
95 その他のサービス業					
950 管理、補助的経済活動を行う事業所（95他のサービス業）					
9501 管理、補助的経済活動を行う事業所					
951 集会場					
9511 集会場					
952 と畜場					
9521 と畜場					
959 他に分類されないサービス業					
9599 他に分類されないサービス業					
96 外国公務					
961 外国公館					
9611 外国公館					
969 その他の外国公務					
9699 その他の外国公務					
S 公務（他に分類されるものを除く）					
97 国家公務					
971 立法機関					
9711 立法機関					
972 司法機関					
9721 司法機関					
973 行政機関					
9731 行政機関					
98 地方公務					
981 都道府県の機関					
9811 都道府県の機関					
982 市町村の機関					
9821 市町村の機関					
T 分類不能の産業					
99 分類不能の産業					
999 分類不能の産業					
9999 分類不能の産業					

3. チェックシート

(1) 溫対法様式第1 記入チェックシート

【表紙】

記載事項	確認事項	確認
1 年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合は発送日を記入していますか？	
2 提出先	<p>事業者において行っている事業を所管する大臣（III-102 ページ）を、報告書の提出先としていますか？</p> <p>次の事業所管大臣の場合は、提出先は地方支分部局長です。 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p> <p>大臣名と該当する地方支分部局長名（III-105 ページ）を記入していますか？（例：経済産業大臣（関東経済産業局長））</p>	
3 報告者 住所、氏名又は名称、法人番号、代表者の氏名	<p>報告日時点の「事業者」の住所、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名を記入していますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号 ・氏名又は名称：法人の場合は登記上の名称、個人の場合は氏名 ・13 衍の法人番号 ・代表者の役職名及び氏名 <p>代理人に委任する場合は、「事業者」の住所、代表者氏名に続き、「代理人」として代理人の役職、氏名を記入していますか？ なお、代理人への委任状の添付は不要です。</p>	
4 特定排出者コード	事業者ごとの特定排出者コードを記入していますか？ 特定排出者コードの確認方法はIII-15 ページをご参照ください。	
5 特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号	省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合は、経済産業省が指定した特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号を記入していますか？	
6 特定排出者の名称	<p>「特定排出者」は、事業者（企業、会社、団体等）です。 事業者の登記上の名称を記入していますか？</p> <p>前回に報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称を記入していますか？</p>	
7 所在地	事業者の主たる事務所（本社等）の住所及び郵便番号を記入していますか？	
8 商標又は商号等	特定連鎖化事業者の場合は、当該連鎖化事業に係る商標、商号等を記入していますか？	
9 特定排出者の主たる事業、事業コード	事業者で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（付録 83～123 ページ）の事業名を記入していますか？ また、事業コード欄に細分類の番号を4行で記入していますか？	
10 特定排出者の主たる事業を所管する大臣	事業者において行っている主たる事業を所管する大臣（III-102 ページ）を記入していますか？	
11 特定排出者において常時使用される従業員の数	事業者（企業、会社、団体等）全体で常時使用される従業員数を記入していますか？	
12 権利利益の保護に係る請求の有無	<p>権利利益の保護に係る請求に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利利益の保護に係る請求を行う場合は「1.有」です。 ・権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」です。報告された情報は公表されます。 <p>「1.有」に○印を付けた場合は、様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）を添付していますか？</p>	

記載事項		確認事項	確認
13	その他の関連情報の提供の有無	排出量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか? ・排出量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が公表された際の理解に資する情報を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。	
		「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付していますか？	
14	担当者(問合せ先)	行政側から問合せを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記入していますか？	

【特定排出者単位の報告】

記載事項		確認事項	確認
第1表	特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量	報告義務がある温室効果ガスの排出量について、事業者全体での排出量及び事業分類別の排出量を記入していますか？	
	事業分類	事業分類の列について、事業者で行われている事業ごとに、日本標準産業分類の細分類（付録83～123ページ）の事業名、事業コード（細分類の番号）を記入していますか？また、当該事業を所管する大臣（III-102ページ）を記入していますか？	
	① 燃料の使用に伴うエネルギー起源CO ₂ （②を除く。）	・省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法の定期報告書の特定-第12表1で報告しますので、記入は不要です。 ・省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表1で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、燃料の使用に伴うエネルギー起源CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	② 廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO ₂	・省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法の定期報告書の特定-第12表1で報告しますので、記入は不要です。 ・省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表1で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、以下に関するエネルギー起源CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？ (a) 廃棄物の燃料としての使用 (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用	

記載事項		確認事項	確認
(③)	他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法の定期報告書の特定-第12表1で報告しますので、記入は不要です。 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表1で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？ 	
(④)	非エネルギー起源 CO ₂ (⑤)を除く。)	⑤以外の非エネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
(⑤)	廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物の焼却処理を主目的として副次的にエネルギー回収を行った場合において、廃棄物の焼却の活動に伴って発生する非エネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
(⑥)	CH ₄	CH ₄ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
(⑦)	N ₂ O	N ₂ O の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
(⑧)	HFC	HFC の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
(⑨)	PFC	PFC の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
(⑩)	SF ₆	SF ₆ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
(⑪)	NF ₃	NF ₃ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
(⑫)	エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前)	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設を設置している特定事業所排出者のみ記入します。 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法の定期報告書の特定-第12表2で報告しますので、記入は不要です。 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表2で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量（燃料の使用に伴って発生する排出量であって、他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。）をトン単位の量（整数値）で記入していますか？ 	
第2表	特定排出者の調整後温室効果ガス排出量	調整後温室効果ガス排出量を記入していますか？ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表3で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表3でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	

記載事項		確認事項	確認
第3表 の1	都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の1で報告しますので、記入不要です。 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の1で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、エネルギー起源CO₂の排出量のうち、都市ガスの使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？ 	
第3表 の2		<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の2で報告しますので、記入不要です。 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の2で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、調整後排出量のうち、都市ガスの使用に伴う排出量の算定に用いた調整後排出係数に関する情報を記入していますか？ 	
第3表 の3	他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の3で報告しますので、記入不要です。 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の3で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、エネルギー起源CO₂の排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？ 	
第3表 の4		<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の4で報告しますので、記入不要です。 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の4で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、調整後排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた調整後排出係数に関する情報を記入していますか？ 	

記載事項		確認事項	確認
第3表 の5	他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の5で報告しますので、記入不要です。 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の5で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は、エネルギー起源CO₂の排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？ 	
第3表 の6		<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の6で報告しますので、記入不要です。 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の6で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は、調整後排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定に用いた調整後排出係数に関する情報を記入していますか？ 	
第4表	法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数	政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合、そのすべてについて記入していますか？	
	1 温室効果ガスである物質の区分	<p>次のいずれかですか？</p> <p>エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)</p> <p>なお、エネルギー起源CO₂については、省エネ法による特定事業者若しくは特定連鎖化事業者の指定、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者の認定をいざれも受けていない事業者の場合となります。</p>	
	2 当該算定方法又は係数の内容	<p>排出量の算定に用いた算定方法等の根拠等を記入していますか？</p> <p>排出係数又は単位発熱量の数値及びその設定方法等を記入していますか？</p>	

記載事項		確認事項	確認
第5表 の1	温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）又は調整後温室効果ガス排出量の算定において、国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いた場合、その種別と合計量を第5表の1に記入していますか？ ・ 無効化した国内認証排出削減量の量を用いた場合は、国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量又はJ-クレジットごとの合計量をそれぞれ第5表の1に記入していますか？ ・ 国内認証排出削減量を創出し、他者へ移転した場合は、移転量を負の数として第5表の1に含めていますか？ ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表6の1で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表6の1でそれぞれ報告しますので、記入不要です。 	
第5表 の2	国内認証排出削減量に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）又は調整後温室効果ガス排出量の算定において、無効化した国内認証排出削減量の量を用いている場合又は国内認証排出削減量を創出し、他者へ移転した場合、第5表の2に該当する事項をすべて記入し、その合計量は第5表の1の合計量と一致していますか？ ・ 国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量及びJ-クレジットはそれぞれ区別して記入していますか？ ・ 方法論の種別について、再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、それ以外の方法論によるクレジット等については「その他」としていずれかに○を付けましたか？ ・ 方法論の種別で「再エネ電力由来」に○をつけた無効化量又は移転量の合計量は、「（うち再エネ電力由来）」の無効化量又は移転量と一致していますか？ ・ 方法論の種別で「再エネ熱由来」に○をつけた無効化量又は移転量の合計量は、「（うち再エネ熱由来）」の無効化量又は移転量と一致していますか？ ・ 第5表の2に記入した内容を確認できる資料を添付しましたか？ ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表6の2で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表6の2でそれぞれ報告しますので、記入不要です。 	

第5表 の3	国内認証排出削減量 のうち電力に係る情 報及び非化石電源二 酸化炭素削減相当量 に係る情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）又は調整後温室効果ガス排出量の算定において、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量を用いている場合は、第5表の①にグリーン電力証書に係る量を記入していますか？ ・ 再エネ電力の導入に係るクレジットを用いている場合は、第5表の②に再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量を記入していますか？ ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いている場合は、第5表の③に非化石電源二酸化炭素削減相当量を記入していますか？ ・ 第5表の④に①～③の合計値を記入していますか？ ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量又は再エネ電力の導入に係るクレジットを用いている場合、第5表の⑤に、他人から供給された電気の使用量に基づき算定した量を、第5表の⑦に、他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した量を記入していますか？ ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いている場合、第5表の⑥に電気事業者から小売供給された電気の使用量に電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量を、第5表の⑧に電気事業者から小売供給された電気の使用量に電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量を記入していますか？ ・ 第5表の⑨は第5表の⑤以下に、第5表の⑩は第5表の⑦以下になっていますか？ ・ 電気の証書等により控除できる値には上限が設けられています。上限を超えていないことを確認しましたか？ ✓ 基礎排出量の場合、「③非化石証書二酸化炭素削減相当量」は、「⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。さらに、「①グリーン電力証書」と「②再エネ電力の導入に係るクレジット」と「③非化石電源二酸化炭素削減相当量」の合計値は、「⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。 ✓ 調整後排出量の場合、「③非化石証書二酸化炭素削減相当量」は、「⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。さらに、「①グリーン電力証書」と「③非化石電源二酸化炭素削減相当量」の合計値は、「⑩他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。 ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表6の3で、省エネ法により認定管理統括事 	
-----------	--	--	--

記載事項		確認事項	確認
		<p>業者又は管理関係事業者に認定されている場合であつてエネルギー使用量 1,500kWh/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表6の3でそれぞれ報告しますので、記入不要です。</p>	
第5表 の4	国内認証排出削減量 のうち熱に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）又は調整後温室効果ガス排出量の算定において、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量を用いている場合は、第5表の4の①にグリーン熱証書に係る量を記入していますか？ ・ 再エネ熱の導入に係るクレジットを用いている場合は、第5表の4の②に再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量を記入していますか？ ・ 第5表の4の③に①と②の合計値を記入していますか？ ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量又は再エネ熱の導入に係るクレジットを用いている場合、第5表の4の④に他人から供給された熱の使用量に排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の場合は基礎排出係数）を乗じて算定した量を、第5表の⑤に、他人から供給された熱の使用量に排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量を記入していますか？ ・ 热の証書等により控除できる値には上限が設けられています。上限を超えていないことを確認しましたか？ ✓ 基礎排出量の場合、「①グリーン熱証書」の値は、「④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。 ✓ 調整後排出量の場合、「①グリーン熱証書」の値は、「⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。 ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表6の4で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であつてエネルギー使用量 1,500kWh/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表6の4でそれぞれ報告しますので、記入不要です。 	

記載事項		確認事項	確認
第5表 の5	海外認証排出削減量 に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> 調整後温室効果ガス排出量の算定において、無効化した海外認証排出削減量の量を用いている場合、第5表の5に該当する事項をすべて記入し、その合計量は第5表の1の合計量と一致していますか？ 第5表の5に記入した内容を確認できる資料を添付していますか？ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表6の5で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表6の5でそれぞれ報告しますので、記入不要です。 	
第5表 の6	非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）及び調整後温室効果ガス排出量に非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いている場合、非化石証書の種別、非化石証書の量、全国平均係数、補正率、種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量（非化石証書の量×全国平均係数×補正率）を記入していますか？ 第5表の6に記入した内容を確認できる資料を添付していますか？ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表6の6で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表6の6でそれぞれ報告しますので、記入不要です。 	
第5表 の7	大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合であって、当該燃料の利用者側と排出量を控除することについて合意しているものについて、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、第5表の7に二酸化炭素の量に関する情報を記入していますか？ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表6の7で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表6の7でそれぞれ報告しますので、記入不要です。 	

記載事項		確認事項	確認
第5表 の8	大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合であって、当該燃料の利用者側と排出量を控除することについて合意しているものについて、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、第5表の8に回収した二酸化炭素に関する情報を記入していますか？ ・控除する二酸化炭素の種別が複数ある場合、種別ごとに表を作成し、当該種別ごとの情報を記入していますか？ ・記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の利用者側と合意していることが確認できる書類を添付していますか？ ・なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は省エネ法の定期報告書の認定-第12表6の8で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量1,500kWh/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定-第5表6の8でそれぞれ報告しますので、記入不要です。 	
第6表	特定排出者が設置する特定事業所の一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源CO₂以外のいずれかの温室効果ガス排出量が、ガスごとに3,000tCO₂以上である特定事業所の情報をすべて記入していますか？ ・省エネ法による特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定、若しくは認定管理統括事業者又は管理関係事業者の認定をいずれも受けていない事業者の場合、エネルギー使用量が1,500kWh/年以上である特定事業所の情報をすべて記入していますか？ <p>特定事業所が11以上ある場合は行を追加してすべて記入していますか？</p>	

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

記載事項		確認事項	確認
別紙	1 事業所番号	第6表に記入した特定事業所の一覧表における事業所番号を別紙の各ページに記入していますか？	
	2 事業所の名称	報告の対象となる特定事業所の名称を記入していますか？ 前回に報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称を記入していますか？	
	3 所在地	報告の対象となる特定事業所の住所及び郵便番号を記入していますか？	
	4 事業所において行われる事業	報告の対象となる特定事業所で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（付録83～123ページ）の事業名を記入していますか？	
	5 特定排出者コード	事業者ごとの特定排出者コードを記入していますか？ 温対法様式第1の表紙に記載した特定排出者コードと同じ番号となっていますか？	
	6 都道府県コード	報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号（III-46～47ページ）を数字2桁で記入していますか？	
	7 事業コード	報告の対象となる特定事業所において行っている主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類（付録83～123ページ）の番号を4桁で記入していますか？	
	8 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号	報告の対象となる特定事業所が、省エネ法によりエネルギー管理指定工場等に指定されている場合、7桁のエネルギー管理指定工場等指定番号を左詰めで記入していますか？ なお、エネルギー管理指定工場等に指定されていない場合は記入不要です。	
	9 権利利益の保護に係る請求の有無	報告の対象となる特定事業所について、権利利益の保護に係る請求に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・権利利益の保護に係る請求を行う場合は「1.有」です。 ・権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」です。報告された情報は公表されます。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）を添付していますか？	
	10 その他の関連情報の提供の有無	報告の対象となる特定事業所について、排出量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・排出量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が公表された際の理解に資する情報を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付していますか？	
	11 担当者（問合せ先）	行政側から問合せを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記入していますか？	

記載事項		確認事項	確認
別紙 第1表	① エネルギー起源 CO ₂ (②を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法の定期報告書の指定-第 10 表 1 で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？ 	
	② 廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法の定期報告書の指定-第 10 表 1 で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、以下に関するエネルギー起源 CO₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？ <ul style="list-style-type: none"> (a) 廃棄物の燃料としての使用 (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用 	
	③ 非エネルギー起源 CO ₂ (④を除く)	④以外の非エネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	④ 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物の焼却時に発生する熱を回収する場合において、廃棄物の焼却の活動に伴って発生する非エネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑤ CH ₄	CH ₄ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑥ N ₂ O	N ₂ O の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で有記入していますか？	
	⑦ HFC	HFC の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑧ PFC	PFC の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で有効桁数を考慮して記入していますか？	
	⑨ SF ₆	SF ₆ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑩ NF ₃	NF ₃ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑪ エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前)	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設である特定事業所のみ記入します。 省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法の定期報告書指定-第 10 表 2 で報告しますので、記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量（燃料の使用に伴って発生する排出量であって、他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。）をトン単位の量（整数値）で記入していますか？ 	

記載事項		確認事項	確認
別紙 第2表 の1	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法定期報告書指定-第 10 表 3 の 1 に記載するため、この欄への記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂の排出量のうち、都市ガスの使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？ 	
別紙 第2表 の2	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法定期報告書指定-第 10 表 3 の 2 に記載するため、この欄への記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂の排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？ 	
別紙 第2表 の3	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法定期報告書指定-第 10 表 3 の 3 に記載するため、この欄への記入は不要です。 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂の排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？ 	
別紙 第3表	法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数	政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合、そのすべてについて記入していますか？	
	1 温室効果ガスである物質の区分	<p>次のいずれかですか？</p> <p>エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃)</p> <p>なお、エネルギー起源 CO₂については、省エネ法による特定事業者若しくは特定連鎖化事業者の指定、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者の認定をいずれも受けていない事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合となります。</p>	
	2 当該算定方法又は係数の内容	<p>排出量の算定に用いた算定方法等の根拠等を記入していますか？</p> <p>排出係数又は単位発熱量の数値及びその設定方法等を記入していますか？</p>	

記載事項	確認事項	確認
別紙 第4表	大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合であって、当該燃料の利用者側と排出量を控除することについて合意しているものについて、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、別紙第4表に二酸化炭素の量に関する情報を記入していますか？ ・なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定－第10表5の1に記入しますので、記入不要です。
別紙 第5表	大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合であって、当該燃料の利用者側と排出量を控除することについて合意しているものについて、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、回収した二酸化炭素に関する情報を記入していますか？ ・控除する二酸化炭素の種別が複数ある場合、種別ごとに表を作成し、当該種別ごとの情報を記入していますか？ ・記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の利用者側と合意していることが確認できる書類を添付していますか？ ・なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定－第10表5の2に記入しますので、記入不要です。

(2) 温対法様式第1の2 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認
1	全般	権利利益の保護の請求に係る事業者又は特定事業所ごとに作成していますか？	
		権利利益の保護の請求に係る温室効果ガスである物質ごと又は調整後温室効果ガス排出量ごとに作成していますか？	
2	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合は発送日を記入していますか？	
3	提出先	事業者において行っている主たる事業を所管する大臣(III-102ページ)を、提出先としていますか？	
		次の事業所管大臣の場合は、提出先は地方支分部局長です。 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、 経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 大臣名と該当する地方支分部局長名(III-105ページ)を記入していますか？(例：経済産業大臣(関東経済産業局長))	
4	請求者(住所、氏名、法人番号)	請求日時点の「事業者」の住所、代表者氏名及び法人番号を記入していますか？ ・「事業者」の主たる事務所(本社等)の住所、郵便番号 ・事業者名(登記上の名称)、代表者の役職名、氏名 ・13桁の法人番号	
		代理人に委任する場合は、「事業者」の住所、代表者氏名に続き、「代理人」として代理人の役職、氏名を記入していますか？ なお、代理人への委任状の添付は不要です。	
5	公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第13号若しくは第14号に掲げる事項	温室効果ガスの名称等	次のいずれかを記入していますか？ エネルギー起源CO ₂ 、非エネルギー起源CO ₂ 、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふつ化硫黄(SF ₆)、三ふつ化窒素(NF ₃)、調整後温室効果ガス排出量、国内認証排出削減量、海外認証排出削減量、非化石電源二酸化炭素削減相当量、大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量
		排出量	当該ガスの排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量で記入していますか？ その値は、温対法様式第1の第1表、第2表、第5表の1、第5表の7、別紙第1表、あるいは省エネ法定期報告書の特定-第12表1、2、3、6の1、6の7又は認定-第5表1、2、3、6の1、6の7、又は指定-第10表で記載した量と一致していますか？
6	権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	権利利益が害されるおそれがあると思料する権利利益の具体的な内容を記載していますか？	
7	権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	次のような内容を具体的に記入していますか？ ・請求に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手できない状態にあることの説明 ・権利利益が害されるおそれがあると思料する背景となる事情(温室効果ガスである物質が排出される活動、排出の具体的な態様、競争事情等) ・請求に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより請求の権利利益が害される具体的な事情	

(3) 温対法様式第2 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認
1 提供年月日	情報の提供を行う年月日を記入していますか？		
2 提供者 住所、氏名又は名称、法人番号、代表者の氏名	報告日時点の「事業者」の住所、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名を記入していますか? ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号 ・氏名又は名称：法人の場合は登記上の名称、個人の場合は氏名 ・13桁の法人番号 ・代表者の役職名、氏名		
3 該当するいずれかの番号を記載	様式第2に記載する情報について、次のとおり記入していますか? ・事業者（企業、会社、団体）全体に関する場合は、「1」です。 ・特定の事業所のみに関する場合は、「2」です。		
4 特定排出者コード	「特定排出者」とは、事業者（企業、会社、団体等）です。 様式第1『特定排出者コード』の欄と同じ、事業者ごとの特定排出者コードを記入していますか？		
5 事業所番号	温対法様式第1とともに提出する場合、様式第1の第6表に記載された事業所番号を記入していますか？		
6 エネルギー管理指定工場等番号	『3. 該当するいずれかの番号を記載』が「2」の場合であって、提供の対象となる特定事業所が省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場等の指定を受けている場合、当該事業所のエネルギー管理指定工場等番号を数字7桁で記入していますか？		
7 事業所の名称	『3. 該当するいずれかの番号を記載』が「2」の場合、提供の対象となる特定事業所の名称を記入していますか？		
8	1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報 2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報 3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報 4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報 5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報 6. 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報 7. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報 8. その他の情報	いずれかについて情報を記載していますか？	
9 担当者（問合せ先）	行政側から問合せを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号を記入していますか？ ただし、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はありません。		